

参議院農林水産委員会會議録第八号

平成二十一年四月十四日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 平野 達男君
理事 郡司 彰君
高橋 千秋君
加治屋義人君
佐藤 昭郎君

委員

岩本 司君
小川 勝也君
大河原雅子君
金子 恵美君
亀井亜紀子君
主濱 了君
姫井由美子君
舟山 康江君
岩永 浩美君
野村 哲郎君
牧野たかお君
山田 俊男君
風間 昶君
草川 昭三君
紙 智子君

衆議院議員

修正案提出者

國務大臣 筒井 信隆君

農林水産大臣 石破 茂君

農林水産副大臣 近藤 基彦君

大臣政務官 農林水産大臣政務官 野村 哲郎君

事務局側

常任委員会専門員 鈴木 朝雄君

政府参考人

国税庁長官官房審議官 西村 善嗣君
文部科学大臣官房審議官 尾崎 春樹君
農林水産大臣官房総括審議官 實重 重実君
農林水産省総合食料局長 町田 勝弘君
農林水産省消費・安全局長 竹谷 廣之君
農林水産省生産局長 本川 一善君
農林水産技術会議事務局長 佐々木昭博君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報

の伝達に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平野達男君) ただいまから農林水産委

員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮

りいたします。

米穀の新旧用途への利用の促進に関する法律案外

二案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議

のとおり、国税庁長官官房審議官西村善嗣君外六

名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴

取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平野達男君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(平野達男君) 米穀の新旧用途への利用の

促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報

の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主

要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部

を改正する法律案、以上三案を一括して議題とい

たします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの

で、これより質疑に入ります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会・国民新・日本の

郡司でございます。

今日は米三法について質問をさせていただきます

かと思っております。

米三法でございますけれども、例えば、M A米

がなかりせばとか、あるいはまたB S Eの教訓が

生かされていたらばとか、あるいはまた規制緩和

のことに関しましては入口の緩やかさがあつたの

ならば出口の方をもう少ししっかりとっておけばよ

かつたのではないかと、いろいろとあるんだろ

うというふうにお思っております。そういう観点か

ら、W T O、M A米について大臣の方からお考え

をまずお聞かせをいただきたいなというふうにお

思っております。

昨年の七月、日本の方で四%、二%、プラス

二%、計八%だというような考え方を提出されて

たかというふうにお思っております。十一月になり

まして、年末忙しい時期でございましたけれども、

議長の方から改めて提案がなされました。や

りようは七月のときと同じように、石破大臣の好

きなお言葉で言えばタッチ・アンド・ゴーのよう

な感じで、直ちに離陸をしまして四%という

数字だけばこんと置いていったと、こういうよう

な感じがいたすわけでありませぬけれども、それ

についてはまだこれから、いつ交渉が始まるのか、

どういふ内容になるのか、あるいはまた日本側の

いたしました七月の提案の八%、このものが現実

可能な交渉の材料たり得るのかどうかも含めて、

大臣から考え方を聞かせただけならばと思つて

おります。

○國務大臣(石破茂君) 見通しは全く確たること

が申し上げられるような状況にはございませぬ。

といいますのは、アメリカも新政権が発足をいた

しましたが、この新政権の方向性がどうなってい

くのか、あるいはどの国もそうですが、まず大事

なのは保護貿易の台頭を阻止することなのだとい

うことで一致はしておりますが、じゃ、農産物に

ついてどうなるのかということについてこういう

ようなプロセスでこうなるということが見えてお

るわけではございませぬ。

私どもとしては、もう従来から申し上げており

ますとおり、多様な農業の共存というのを基本理

念とするということでありませぬし、具体的には上

限関税の不適用、十分な重要品目の数及びその柔

軟な取扱の確保ということを最重要項目で交渉

に臨むということにも何ら変わりはございませ

ぬ。ただ、これは国内のお話でございますが、国

内の生産構造が脆弱化しているのはもう何度も何

度も申し上げておることでございませぬが、W T O

の交渉は交渉として国内において思い切った改革

は必要である、それはW T Oにおいて我が国が

更に強い立場で臨むために必要なんだというふ

うに私は考えておるところでございませぬ。

重要品目がどうなるか。今、八%、あるいは

六、四というお話もございました。私どもとし

て、十分な重要品目の数、そして柔軟な取扱の

ざいます。これがどうなるかはまた譲許表の段階でどうなるかという議論とも関係をするわけでございしますが、いずれにいたしましても、我が国として農業の持続可能性をきちんと守る、そして輸入国としての立場がきちんと反映されるということは、同じように考えている国も実はたくさんあるのでございまして、そういうような国とも連携を取りながら、我が国の利益が反映をされるというために最大限の努力を行うということでありまして、この委員会における御議論というものも当然のことながら十分に踏まえて対応したいと思っております。

○郡司彰君 これはもうこの委員会の方々は共通の認識だろうと思えますけれども、日本全体、相当な量の、額の輸入品目を受け入れているわけでありまして、ならしてみれば一二％弱ぐらいの関税率、これは大変世界の中でも逆に低い総関税率の計算になるんだらうと思っております。その中で、重要品目の八％というものを日本の方でしっかりと訴えていたきたいというふうには思っておりますけれども、交渉事でございまして、なかなかそういう場合があつて、苦しい決断ということもこれまで何度もしてきたわけでございまして。

それで、七月からのことについてお尋ねをしたわけでありますけれども、大臣によりましていろいろ都度のお答えがございました。ポケットはいつばいあるんだとか、ポケットの中に何が入っているかというのはそれは交渉事なんだと、こういうような考え方がありましたけれども、この七月以降のことについて、口外をする、口に出して言う言わないは別でございましてけれども、いろいろな意味でのシミュレーションあるいは検討、そうしたものが重ねられているということも理解をしてもよろしいんじゃないでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) それはそういう御理解でよろしいと思えます。出たとこ勝負みたいな話は全然駄目なので、いろいろなシミュレーションは

当然行います。

これはもちろん外へ向かつて言える話と言えない話とございまして、こうするとどうなる、ああするとどうなるというものをきちんと持つていなければ、逆にこれは絶対に守らなきゃいかぬということが説得力を持ちませんので、そしてまた、どうも対外交渉というのは勇ましい話を受けるところがございまして、それで駄目だったら袋だたきに遭うわけでございまして、やはり外交交渉というのは、そこはよく国内に可能な範囲において御説明をし、こうすればどうなるのかというところについてある程度の認識を共有しないと最大の成果を得ることは難しいんだらうと思っております。

そのためにも、いろいろな意味でのシミュレーションというのは行い、可能な範囲においてまた御議論の材料に供したいと思っております。

○郡司彰君 まさに外交は内政だということのゆえんだらうというふうな思ひまして、いろいろなシミュレーションをなさっているんだらうと思っております。

今日は資料を二枚ほど配らせていただきました。もしかすると、この真ん中の、一枚目の紙の、日本の提案というものが若干でも変更があるなしということもお聞きをしたわけでありまして、今そのことについてはお答えをいたしたいのではないかなというふうな思っております。さらに、左、右の議長テキストのことでいいまして、全品目の四％、条件付き・代償ありで二％までは認めると、こういうような形の内容だったかというふうな思ひます。諸外国の提案でいいまして、いろいろと取りざたをされておりますのは、G20の方の途上国、追加数一％上積みごとに全重要品目を対象に低関税輸入枠を一％追加拡大、こういうようなことも言われているわけでありまして。

それが、例えばの話、ればたらの話で恐縮でございますけれども、もう一枚付けさせていたいただきました。今回の三法にかかわりのあるMA米の枠

というものがもしも議長案であるならば、あるいはG20の案であるならば、それが、G20の場合には八％でも何でも結構ですよということになれば、相当数のMA米の増加ということに基礎の数字から割り出すとなっていくのではないかとというようなことの一応の数字の試算をしてみました。この試算そのものはこのような考え方になるんだということでは了解ということになるんであります。

○政府参考人(町田勝弘君) お答え申し上げます。私ども、今まさにモダリティーの議論をしている段階でございまして。個別の品目は、今後、モダリティーの合意がなされた後に譲許表交渉の段階で検討されることになると考えているところでございまして。

○郡司彰君 これから先の話はしなくてもいいんだというふうな思っております。しかし、一部のマスコミ等には、あたかもこのぐらいの数字でまとまるのではないかと、決着をするのではないかと、受け入れざるを得ないのではないかと、そのことが独り歩きをしている嫌いもございまして、そのことを私どもがどうのこうのということではなくて、しっかりと交渉をしていただきたいというふうな思っております。

しかしながら、幾らかでも増加をする形で決着があるのかないのかということになると、その辺も何とも言えない。しかし、一定のことについては、これからの三法のいろいろな、作付けあるいは生産調整その他のことも含めて、内部でもしかするといろいろな意味での検討はなされている

のかどうか、そのことだけちよつとお伺いをしたいと思ひます。

○政府参考人(町田勝弘君) 先ほども申し上げましたが、まさにモダリティーについて議論をしている段階でございまして。個別品目につきましているようなシミュレーションをやっているということにつきましまして大臣からも御答弁があつたところでございまして。

○郡司彰君 これ以上この話をするつもりはございません。しかし、入ってきたものについてはなかなか厄介であるなどということの感触は得ているんだらうというふうな思っております。

例えば、今回の三法に至つたカピ米、あるいは事故米、汚染米といういろいろな言い方をする場合もございましてけれども、なかりせばという議論だけではなくて、あつたにしても、重量からいうと七十七万トン、玄米よりは精米にした方が、十萬トンぐらい重さでは軽くなるというふうなこともあつて、精米にしているのかどうか定かではありませんが、いずれにしても、精米で運んでくる中でいろいろなことが起こる。玄米でやつたらどうなんだとかという議論もこれまであつたんだらうというふうな思っております。

私の方は、幾つか、このMA米が、よしんばということだけではなくて、現在の数量そのものも含めてございましてけれども、年度によってはかなり量が増えたり少なくなったり、増嵩しているわけでありまして。その中で、可能性として、これ再輸出ということも可能なんであります。別にて

○国務大臣(石破茂君) それは可能です。

きないわけでもございません。例えば、毎年十万吨から二十万吨食糧援助として使ってきておるわけで、その中にはミニマムアークセス米は含まれております。政府米を出しているわけでありまして。

これはもう先生御案内のとおり、ミニマムアークセス米の援助でありますとか、あるいは、これやったことはないんですが輸出をするとか、そういう場合については、特に援助に使う場合ですね、外国又は国際機関からの要請を踏まえ、FAO等に連絡協議するなど、国際ルールとの整合性、財政負担にも留意すると。もちろん、外務省始め関係省庁と連携をしながらやるということになるわけでございます。

冒頭申し上げましたように、これMA米の商業輸出につきましては買手があるわけで、商業輸出の話ですが、そうすると、買手と価格で折り合いを付けなければいけませんので、先ほど申し上げたように実績はございません。先ほど申し上げましたように実績はないのですが、輸出ができないかといえば、それはWTO上駄目と言われているわけではございません。やろうと思えばできます。

○郡司彰君

ありがとうございます。大臣のお答えが私の思いとも同じでございます。ちよつとこれまでの事務方とのやり取りだと、援助はともかく、できないんではないかというふうな感触の答えがずつとあったもので、私はいはできるだろうと、しかし、今まで実績としてあるなしというものはなくてできるだろうというふうな思っております。

世界の穀物状況が逼迫をするあるいは高騰をする、そのような場合に、そのような再輸出ということも選択肢としてはある。ただし、その場合には、余り高くするというよりも、余り安くするというふうに入ってきたときの値段よりも下げるといことが障壁になるかどうか、こういうことは出てくるんだろうと思いますが、基本的にはできるという選択の中で、今後、昨年のような場

合にはなぜそれが検討されなかったのか。私は、昨年のような時代背景を見ると検討すべき材料であったのではないかな、これまで頭の中でできないという前提でもしかしたら見ていたのではないかなというふうな思っております。そのところは今日の大臣の答弁を聞いて取りあえず安心をいたしました。

それからもう一つ、国際備蓄ということについて、これ私ども随分前から同じような考え方を申し上げてまいりました。ホームページから資料を取り出していろいろと考えを巡らしておたのでありますけれども、これも昨日その資料は相当古いという話をされて、相当古い資料しかホームページでは取れないということもまた一つ問題だったんでありますけれども、その相当古い資料の中では、備蓄の場所について、どこかというものが示されているわけなんです。ところが、現在のものを見ると、そのような文言は出てまいりません。このところは考え方として初めはあったのかどうか。その場所を読むと、「備蓄の実施」、「備蓄場所は、食料援助の機動性・効率性を考慮し、実施国の国内・国外のいずれの場合も可能」だというのが当初の日本側の考え方であつたはずなんです。

今現在のいたたく資料は、非常に二、三枚しかないもので、そこにはそのようなことが書いておりませんけれども、考え方が変わったというよりは、国際的な取決めの中でそれは今のところ無理だという判断をしているということなんであります。

○政府参考人(町田勝弘君)

まずホームページが大変古かったということはおおむね申し上げたいと思っております。今議員御指摘をいただきましたのは、WTO農業交渉の日本提案、これを二〇〇〇年の十二月に行っておりまして、この中で開発途上国への配慮に関する提案ということで、食料安全保障上の要請への対応ということで、そういう二国間や多国

間の食糧援助のスキームを補完し、一時的な不足等の状況に際して現物の融資を行い得る国際備蓄の枠組みを検討すると、これが日本提案でございました。

ここでは場所等の限定はなかったわけでございますが、その後、東アジアの緊急米備蓄パイロット・プロジェクトというのが平成十六年からスタートいたしております。この対象につきましまして、ASEANプラス日中韓ということになってございまして、ここにその備蓄等を行うということになってございまして、地域が限定されたところでございます。

○郡司彰君

WTOのルールからいうと、やっぱりいったん受け入れてということに多分なるんだろうと思ふんですね。それは今の取決めではないか、国際備蓄という考え方をもう少ししつかりしたものにして国内外で備蓄ができるということになれば、これは相当違うありようになるんじゃないかなというふうな思っております。

これから東南アジア、アジアの国々はまさに人口が増えるということもありましようけれども、三食まさにお米が食べられる経済状況になってくる、相当お米の消費というものが拡大するといふような予測もされるわけでありまして、裏返つてみれば、高騰その他のことによる非常な逼迫した状況というものも考えられるわけでありまして、そこそこはもう少し意欲的にWTOの場でそのようなことが可能かどうかのお取組をしていただきたいと思います。これは大臣の方にちよつとお考えをお聞かせいただければと思っております。

○国務大臣(石破茂君)

東アジア緊急米備蓄パイロット・プロジェクトにつきましましては局長から説明を申し上げたとおりでございます。要は、MA米を通関一回させて出すということではないと当然輸入のカウントにならない。WTOで議論しているのは、世界の食料不足をどうしようかという話ではなくて、世界の貿易をどのようにやっていくかというお話で、そこへ日本

が、外へ外なんていう言い方をしておりますが、入れずにどっかで備蓄をしちゃうねということ。それは委員おっしゃる通りに、飢餓を撲滅するとか三食ちゃんとお米が食べられるということにはいいことだ。しかしながら、貿易のルールという点からいってどうなんだということになってきます。そこは問題を生ずるおそれなしとしません。しませんが、私もとして、WTOはWTOといたしまして、実効性のある国際的な米備蓄スキームとは一体何なんだという議論は、それはそれとしていかなばならぬのだからと思っております。

同時に、その場合に、納税者の負担というのは一体どういふことになるんだろうということも数字を示してみなければいけないこととございまして、幾つもの数字を置きながら議論をしなければいけません。

基本的に入れないで出す、出すというか、入れない、どこかへ備蓄するということがWTOのルール上どうなのかということ、ここはもうそのことが問題を生ずるおそれがあるなというふうには思っております。ただ、議論の一つの素材にはなり得ることとございまして、各方面からよく検討してみなければいかぬことだと思っております。ところでございます。

○郡司彰君

またこの続きは別な機会にしたいと思っております。

次に、自給率、自給力の関係について、生産調整の総括を一定程度きちんとすべきではないか、そういう時期ではないかというふうな認識がございまして。卵と鶏の関係ではないですけれども、生産調整を何度か質的に変えてきた。結果として食糧法の内容を変えるような形にもなった。計画流通制度という形になり、国は今のところ備蓄とMA米の運営と、こういうことにお米の関係ではなってきたんだろうというふうな思っております。

この生産調整の総括という議論の前に、今回の米粉あるいは飼料用米というふうな作付け生産調

整をきちんと行つていこうということになりま
と、これまでの国の立場、米については備蓄とM
A米の運営だけなんだということから若干変更と
いうようなことになり得るんじゃないか。それは
基本的には同じだということの理解でよろしいん
でしょうか。

○政府参事人(町田勝弘君) この点につきま
は、米の需給及び価格の安定を図るということで
生産調整を実施しているわけでございます。その
生産調整の実施の一つの方法として、これまで自
給率の低い麦、大豆、飼料作物、そういったもの
への作付け転換といひましようか、誘導したわけ
でございますが、なかなか温田等で作りにくいと
いったような状況もあるということで、今回法案
も提出させていただいておりますが、米粉用米、
飼料用米といったものについて取り組みまして、
自給力、自給率の向上も図つていこうということ
でございます。基本的に考え方は変えてございま
せん。

○郡司彰君 生産調整の総括をすべきだとい
とについて、どういう観点ですべきかということ
だろうというふうに思っております。

今のような一つの観点もありますけれども、前
回は、土地改良、圃場整備その他の関係も一つは
あったのではないかとのお話をさせていた、大き
ました。今回、私はそれ以外のところの思い付く
ままでございますと、例えば転作奨励金という制度
がつくられました。これは、最初は転作をしてい
ただければ、減反をすれば、そこところは小麦
を植えたらその対価と同じような形でもつて所得
を補償しようよと。しかし、その後、これは
生産調整の面積はどんどん拡大をするというよう
な形になれば、実質的に単価の水準というの
が下ってくるような形になってきたということも生
産調整どうなんだろうかということの気分を生み
出したんでないか。

それから、この生産調整をやつぱりしつかりや
るんだということが基本に据えられることによつ
て、例えば担い手でありますとかというふうな形

の前の認定農業者というものもこの生産調整に
きちんと貢献をしているかどうかということも大
きなこの判断材料になってきているんじゃないか
というふうな形で、いろいろな政策がこの生産調
整を軸に考えられてきた。

それから、この生産調整をやつぱり需給のバラ
ンスというふうなことに優先順位を置くような形
になっておつて、逆に、食管理制度よりもある意味
法律の枠がないだけに、統制経済的な色彩を強め
るような形になった。私は、去年の七万ヘクタ
ールとか二十一万トンとか言われている過剰の分
を買上げたなんというのはまさにその感覚の裏
返しではないかなというふうな感じも実はしてい
るんであります。一方で、参加をしない方が結果
としてはもうかるんだというふうな人たちが生
み出してしまった。

こういうふうなことがいろいろとふくそう、錯
綜をして、結果として農家の方の意欲というもの
を少し弱めたんでないか。その間に規模拡大を
しろというけれども、例えば北海道なんかの場合
には、一番減反率が高かつたわけでありま
すから、五ヘクタール増やせといへば、五ヘクタ
ールの倍土地を取得しないと、実際には五ヘクタ
ールの拡大ができないような形になった。

当然リスクも相当程度増えるような形になるわ
けでありまして、このリスクが増えるということ
が結果としては規模拡大その他にも進まなかつた
大きな要因ではないかというふうにも思つておりま
すけれども、私の方からするとそのような感覚が
ございますが、大臣の方で、いや、もっとこうい
う観点ではないかというふうなことがあればお
聞かせをいただければなというふうにも思つてお
ります。

○国務大臣(石破茂君) 基本的に委員のおつし
や
るようなことだと思つてます。

じゃ、それをどうするんだということにつ
いて、みんな七転八倒しながら何かいい答えはない
かなと思つているわけで、おっしゃるような、参
加しない方が得なんだということになると、まじ

めに参加した人はばからしくてやつていられない
わけで、正直者がばかを見るというのは、これは
やつぱりまずかろうと思つております。それで
もつともつと減反を強化というか、参加に強制力
を持たせて、極端な話、減反に参加しなければ懲
役だとか、そういうことをやるのが本場に正し
いのかといへば、それもそうでもないだろうと。
では一体どうすればいいんだろうねということ
が私の問題意識の根本にはあるわけございま
す。そして、担い手としてもつともつと規模を拡
大して、コストダウンを図つてやりたいねとい
う人にも生産調整は掛かってくるわけで、本場に
これで規模を拡大しコストを下げるということのイ
ンセンティブが効いているかということ、それもそ
うではないであらうということでございます。

さはさりながら、一、二の三でみんなやめとい
うことになるかと本場に大規模から倒れていくの
で、ここを一体どうするかという、問題点は分
かっているんですが、それを全部整合性を取つて
解決する方法というのがなかなか見当たらない
つ、どうすれば財政負担が一番少なくて済むか。
そのとき、つまり財政負担はずつと将来まで同じ
わけではないのであつて、何らかの方法を取ると
このように米生産の構造が変わつて財政負担は今
後どうなつて消費者の利益はどうなつてというよ
うなものが出てこないのだと、これはいいとい
うものは出てこないのだと。すべての人がもう本
当にうれしくてハッピーで、これで良かったねと
いうのは、私は恐らく今の時点でこれだとい
うのを見出すことは難しいんではないかと思つて
います。

ただ、将来的には、米生産の構造がどうなつて
いくのかということ、そして何が消費者の利益に
なるかということを念頭に置きながら、生産調整
の総括というものはしていかなければならないの
ではないかと思つてます。

○郡司彰君 是非、やつぱりどこかできちんと立
ち止まつてこれまでのことを総括をすべきである
というふうにも思つておりますので、しつかりや
つていただきたいなと。

そして、私の思いからすると、最初の減反が始
まつたころまでのそのお米を処理するために一
兆円近く使つた、その後の緩やかな減反になつた
ときにまたたまつてしまつた、在庫量が増えた、
二兆円ぐらいつつた、それから、またちよつと別
な感覚だけれども、UR合意の後に六兆円を超え
るような対策というものをやつた、計十兆円ぐら
いのことを実際には使つてきたわけですね。そ
ういふもののが予算的な総括も、やつぱり私あのUR
のときも何回も言つたんですよ。ところが、ま
まつた形でやつぱりなされてないということがい
つまでも同じような議論を繰り返さざるを得ない
ということになつていふと思つてますので、よろ
しくお願ひをしたいと思いますというふうにも思
つております。

一方で、農家の方々の生産額、農業所得全体の
その生産額が下がつてつあります。これは相対的
なものではなくて、相当大きな原因がやつぱり横
たわつていふのではないか。この生産額の減退と
いうのは、どういふことか要素の組合せでこのよ
うになつていふことかお考えでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 所得ベースで言へば、こ
れもいつも申し上げているんですが、平成二年か
ら十七年までの十五年間に六兆一千億から三兆四
千億、半減です、半減。十五年間で半減というの
は、これ大変なことであるといふふうな認識を
持つております。人ごとみたいに言つていふわけ
じゃなくて、本場にこれを深刻に受け止めて農政
というものを組み立てていかなければならないと思
つてます。

じゃ、何でもこんなことになつたのか。一つは
はり輸入の増であります、一つは輸入の増だ
と。自給率は、平成二年と十七年と比べれば四八から
四〇に下がつていふ。これが一つあります。もう
一つは、この間に、六十五歳以上の基幹的農業従
事者が平成二年は三割であつたのが、平成十七年
には六割に増えました。やはりこれも所得が下
がつた一つの理由であらうというふうにも考
えております。ただ、これだけではなくて、そのほかに

も、農産物価格が低下傾向で推移をした、すなわち、農産物価格指数(総合)でまいりますと、平成二年が一一・八〇であったものが平成十七年には九九・七に下がっているということがありま

す。これはもう少し詳細に分析をしてみなければいかぬと思っておりますが、いずれにしても、何でこのようにして所得ベースで半分になったのかということもきちんと分析しませんが、これからどうするんだというお話になってまいりません。そういうものをきちんと踏まえた上で、現在行っておりますところの基本計画の見直しの議論ということとは行われねばならないというふうに思っております。

とにかく、原因があるから結果があるのであって、それを要えていかないと新しい成果は出ないわけで、そのことに対して、私いつも申し上げるように、自給率も確かに大切です。確かに大切ですが、農地であり、そして農業者であり、そしてまたインフラでありという一つの要素を精密に分析して手を打っていかないと、それは自給力なんか上がるまいと、結果として自給率が向上することにもならぬだろうということでございまして、茫漠たる議論ではなくて、精緻な議論をきちんと積み重ねたいというふうに考えて今作業をしておるところでございます。

○郡司彰君 農産物の自由化という路線が、路線といえますか、UR合意も含めて、そういうものも非常に影響をしたらどうかというふうに思っております。

それから、ブラザ合意のとき以降の、やっぱり円高という形で農産物が割安になった、輸入物がですね。そういうものがどんどん入ってきて、国産の農産物に代替をするような下地がやっぱりつくられたんだらうと思っております。

それから、大臣がおっしゃった中にも少し重なっている部分があると思うんですけども、やはり政府の方の財政再建をとかくやっちゃいかなくちゃならないというふうな中で、実は、行政価

格、政府が買い上げるような農産物の価格というのが年ごとにずっと下げられたときがございまして。これはやはり相当程度大きかったんだらうと思っております。言わばはさみ状に、価格差のシエールが開いたと、やはり政府が現状価格差を開いたんではないかというようにことをやっぱり考えていただかないと私はいけないのではないかなというふうに思っております。

それから、例えばバブルが終わった後、今のような雇用の形態になった。終身雇用とか年功序列とかというものがなくなると、直ちに能力に合う、年齢とは関係なしのような賃金だつたけれども、派遣の方々も増えた、あるいはリストラで生活保護を受ける人の数も相当増えた。あるいはまた、若い人で東京に住むような人はもらっている賃金の過半はやっぱり住宅といえますか住居の費用とか、あるいは昔と違って携帯に使うとか、食べ物ももう値ごろ感なものだけ買ってきて、とにかくおなかに入れたいんだというような食生活になってきたということもあるんだと思っております。

それともう一つは、先週、農水省の方からいただいた米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針というふうなものの中で、参考統計資料をいただきました。これ、例年のものでありますけれども、お米の関係でいうと、二百八十万トンは外食・中食産業の方に行っているわけですね。もうまるつきり、三分の一がそちらの方に行っている。

このところの、例えば最大大手のコンビ二が三、四年前に栃木県産米を秋田県産米に替えました。これはなぜかという、やっぱりロットがそろわないとか、それから品質の問題もあろうかと思えますけれども、しかし、市場でいうと、栃木産米よりは、申し訳ないですね、秋田産米の方が少し値段がよかったですね。しかし、切り替えるときにどうなったかという、それまでの値段よりも下がったかという、それまでの値段が

昔から日本は寡占の業者が少ないんだと、中小が多くて大変困っているという、まあ困っているというかそういう形態なんだと。しかし、今現在はやはり川下の方が価格決定をきちんとしてしま、されてしま、低価格で大口ロットで均質なものだ。こういうような形の中にきちんとやってこなかった。

それからもう一つ、先ほど言ったような、食糧制度がなくなると、米でいえば、やはりある意味でのセーフティネットがなくなつたんですよ。そういうような形のところには国があるいは政府がこれまでどのように関与してきたかという、私はそこところは非常に弱かった。特に、行政価格を毎年下げることに関して、政府が下げることによってどのような影響が及ぼすかということに本当に積年考えて行政価格を下げてきたんだらうか。この辺のところはしっかりと総括をしていただきたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○國務大臣(石破茂君) それは、それぞれの品目ごとにきちんと見ていかないといかぬのだからと思っております。

どこへ行っても、例えて言うと、果物がやたらと安いという話を聞きますね。果物はなきや死んじやうというものじゃありませんので、どうしても需要としては劣後するところはあるんですが、そこにおいて量販店が価格の決定力みたいなものを持っているのではないだろうか。それは優越的地位を濫用してというようなお話ではなくて、そういう公取めいたお話ではなくて、実際に店頭で売られる価格と所得の間に物すごく乖離があつて、そこは二割、三割しかないのだということだとするならば、どうやって所得を上げていくかという話も考えていかねばならぬでしょう。あるいはどうやってコストを下げるかという話もそうですし、どうやって付加価値を付けるかという話もそうですし。

財政再建、私は財政再建論者の側に立っているつもりなのですが、さはさりながら、本當

に農業というものを強くしていく、持続可能性を回復するためにはやはりそれなりの予算は必要なんだというふうな考えております。それがどうやって農業者の所得を上げることになるか、付加価値を増し、コストを低減することになるかということも全部の品目についてよく精査をして、これから先、五年先どうなる、十年先どうなるというのを示さなきゃいかぬと思っております。

もう一つは、委員御指摘のように、何か食べられりゃいいんだと、もうどの国産の何であろうかとは言いませんが、とにかく安全であれば、食欲を満たせば、空腹を埋めればそれでよいのだみたいなところがあります。ここは、食べ物について政府があれやこれや申し上げるということには当然限界がございまして。

そうすると、国内産のものを食べるということについて何らかのインセンティブということを考えることはできないものなのだろうか。

日本型食生活がいかに健康にいいかというお話もずっと以前からされておるところでございまして。あるいは、フードマイレージという考え方も確立した考え方はないというふうな承知をいたしておられますが、やはり日本がこれだけ輸入をしておれば、地球の温暖化ということにそれなりの影響を与えておるわけであつて、そこにおいてどうするか。いろいろな組合せの方法によって、国産のものを食べることにインセンティブということはまじめに考えていかねばならぬのではないかと私は思っております。

いろんな方がいろんな議論をされますが、それはアイデアとしては面白いねで終わっちゃっているところもございましてですね。そこにおいてWTOとの整合性も考えながら、どうしていけば若い方々に国産のものを食べていただくか。特に、朝御飯の欠食率なんというのはいま二十代が物すごい高い。それも、学生さん時代に朝御飯食べないということにも慣れちゃつていまして、もう二十代の欠食率が物すごい高いわけですが、そこをどうやって埋めていくかとか、物すこ

く細かいことの積み上げによらないと、この状況は打開できないという認識を持っておりです。

○郡司彰君　そこで大臣にお尋ねをしたいと思えますけれども、いろいろちよつと実は細かく言うとうんどうだろと思えますけれども、大ざっぱに言えば、十九年度から始まった品目横断断り手の法案のときに、これは戦後農政の大転換なんだと、中身的には価格政策から経営体政策への転換なんだと、こういうような言い方をされました。

そして、これから二年ほどが今たとうとしていくわけでありませうけれども、その間の政府の動きを見ておきますと、これは余り自信を持ってそのことだけにきちんと進んでいるというよりは、いろいろどうだったのかな、こうだったのかなというような形でもって動いているのではないかと。

そもそも、今この時点で、この政策が成功だったのかどうかをお聞きをしたいと思えます。すし、ちよつと時間の関係で、大臣が考える基本農政をこれからまとめようとするわけでありませうけれども、農業所得と農家所得というものが相当やっぱり違うんだろと思つておられます。専業と兼業での農業所得のダウンス率というのも相当違つてきておられます。そういうようなことで、そのところと農政のかかわり、これをどういうふうに持っていこうとしているのかを、まとめてお聞きをいただきたいと思つておられます。

○国務大臣(石破茂君)　経営安定対策につきましては、もうなかなか試行錯誤的な面は否定をいたしません。いろいろと直していかなければいかぬところはあるんだろと思つておられますが、ただ、一つ申し上げられますのは、土地利用型の農業については水田・畑作経営所得安定対策、これに移行をしておるところでございます。

一方、野菜、果樹、畜産などにつきましては個々の対策で行つておるところでございます。この経営の安定ということについてきめ細かい対策を今後も講じていきたいというふうにお考えのところでございます。野菜ですとか畜産ですとか、その部門を専業とする農家が生産のほと

んどを担つておられるということでほかのものは構造が違うわけでございますが、引き続きまして、個別品目ごとの事情に即しまして、価格が著しく下落した場合に一定の補てん対策を行うと、そのような支援を行つていきたいというふうにお考えをしております。

兼業、専業については、これが問題の本質というところがございます。もちろん規模拡大だけでは限界がございます。当然でございます。すると、農家所得全体が向上するようにどうしていくかということなんでしょうが、先ほども少し申し上げましたが、これは御党がおっしゃいます六次産業化とも恐らく重なるところが多いいんどうと思つておられます。加工、販売も含めていかにして付加価値を上げていくかということをお考えいかねばならない。そして、どのようにコストを下げていくかという議論をするときに、やはり専業と兼業の議論はここできちんとしていかなければならぬのらうと思つておられます。

そうすると、すぐ小農切捨てという、こういう何というんでしょうか、もう何十年も前からこの言葉が出てきて構造改革というのうまうまといふところがございます。小農切捨てなぞといふことを私も考えておるわけではございませんし、家族経営が重要であることもよくよく分かつておられます。しかしながら、高コスト構造を是正するために何ができるか、そのときに、その兼業と専業の構造の違いというものは当然認識すべきものであつて、それが結果として、兼業であつても所得の向上、コストの削減、付加価値の上昇、それににつながるものであれば、それは小農切捨てという言葉ではさつとやられるものじゃないだろというふうにお考えをしております。

所得の向上のために付加価値を上げる、コストを下げる、そのためにいろいろな政策を動員をしようが、そのことに政策は配慮をすべきだと私は考えておられます。

○郡司彰君　少しまだ議論をしたいところでありますけれども、ちよつと時間が足りませんので次の方に移らせていただきます。

三法全体の像についてちよつとお尋ねをしたいと思つておられますが、前から私は言つておられますけれども、法案の条文に肝心なところを書いていないような気がするんですよ。政省令にゆだねるところが余りにも多過ぎる。

今回の三法でいいますと、政省令にゆだねるところはそれぞれどういう箇所がどの程度あるんでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君)　三法案でございますので、少しお時間をちょうだいして説明をさせていただきます。

まず、米粉・えさ米法案の政省令規定事項でございます。

農業改良資金の認定事業者に対する償還期間、これは政令事項でございますが、これを十二年以内とするのを基本的に検討しております。また、その普及によりまして米穀の用途への利用に資するものとして、まさに米粉、飼料を定めると、これは省令で定めることとしたしております。

また、次に、米トレーサビリティー法案でございますが、まず政令事項といたしまして、米穀以外に記録の作成、保存を行うことが必要な対象物資といたしまして、米粉、米飯類、もち、あられ、せんべい、米粉パンなどを基本的に検討しているところでございます。

産地情報伝達を義務付ける対象物資でございますが、これも政令事項でございますが、米穀、御飯として提供をされるもの、社会通念上、米を主たる原材料とするもの、米を原材料としていることを商品の訴求ポイントにしているもの、米粉パンなど、を基本的に検討しているところでございます。

また、省令事項でございますが、トレサ法の省令事項でございますが、取引等の記録の作成方法の詳細につきましては、帳簿等への記載のほかに納品書、送り状など通常の商取引に用いられる伝票類の保存や電子データによる記録等、幅広く認めらる方向で検討しております。

次に、産地情報の伝達方法の詳細でございますが、これにつきましては、容器や包装への表示、メニューへの記載、店舗内で見やすい場所への提示などの手法について検討しております。

三点目、食糧法改正法案でございます。

これにつきましては、米穀の出荷、販売の事業を行う者が守るべき遵守事項、省令事項でございますが、これといたしまして、一つとして、用途が限定された米穀については、その定められた用途以外に使用してはならないということ、二つ目として、他の用途の米が混入しないように区分保管すべきこと、三つ目として、定められた用途に使用されることとなるよう、販売に際して当該用途に使用を相手方の確認などの適切な措置をとるべきこと、こういったことで検討をしております。

○郡司彰君　先ほど出しました担い手の法案のときも、あのときは十六条のうち十一か所ぐらいあつたんですよ。それで、肝心のその議論をしていく中身というのはほとんど条文に出てこないんですよ。

大臣、ちよつとお尋ねをしますけれども、肝心なところは政省令で決めて事務的なものを法案として審議をすれば、こういうような形になりつつあるんじゃないかと思つておられますが、そもそも政省令で定めるといふのはどの程度のものか、あるということ、あるいは法案として議論をするのはどういふ中身にすべきだということをお考えをしようか。

○国務大臣(石破茂君)　これは、要は法律条文になじむかなじまないかというお話になるんだと思つておられます。そこまで法律に書くのかねというところはもう条文にはなつてこないんですよ。ただ委員御指摘のように、じゃ政省令を見ないとならぬのか実際に分らないねということも事実なんです。

ですから、その見込み事項ということで、これは法律案の提出時点で想定し得る基本的な内容に

ついでには法案担当部局できちんと検討して、そしてまた準備をいたしておるわけでございます。ですので、そこで、私の答弁でもそんなんですが、この点は政令で、省令でこのようにしておりますという点もやっぱ併せて御説明をしいかねばならぬのだからというふうに思っております。

これは、国会で御質問があればきちんと御説明するように準備もしておるわけでございませうが、あらかじめ私どもで答弁をします際にそのこともきちんと併せてお話をするということは今後必要ではないかと思っております。

○郡司彰君 町田局長が衆議院の方では、内容はいつごろ決まるんだと言ったら、夏ごろだということなので、私、今日から夏服にしてまいりました。ですから、今日は全部これで検討が終わったかなと思つたんでありますけれども、まだのようでありまして、このことは次回の十六日にもっと細かくちよつと質問をさせていただきたいと思っております。

この中で、例えば、先ほどちよつと触れましたけれども、米粉あるいは飼料用米だけだけ作付けをするんだ、あるいは五十万トンと言っているけど、これは米粉の量なのかあるいはもみの量なのかよく分からないところもありませんけれども、そういうものも含めて水田協議会で協議をするのか、あるいは先ほどの食糧法の五十三条でいう自治体でやるのか、こういう法案、今回の場合だけではない、この法案の審議というのは、終わってからは相手とやるんでしょうか、途中でやめていくんでしょうか、どういうタイミングでどの程度相手の方と話をするんでありませうか。これは簡単にお答えいただきたい。

○政府参事人(町田勝弘君) 今回の米関連三法案で申し上げますと、この法律案の中身、一部地方でも権限行使できるように措置するといった内容もございませう。こういった点を含めまして、私ども、この法案の策定の段階から、いわゆる地方六団体のすべてに説明を行いますとともに、特に、都道府県が事務を分担することとなるという点か

ら、全国知事会に対しては、昨年の暮れ以降、複数回に渡りまして説明と意見交換を重ねてきているということもございませう。今後法案が成立いたしますれば、具体的な内容が固まってくるのに合わせまして、各都道府県にも丁寧な説明を行っていくと考えてございませう。

○郡司彰君 その現場の方の各都道府県の方がどういう認識でいるか、実際にこれができるのかどうかということについてはまたちよつと次回にさせていただきますかと思っております。

大臣の方にちよつとお考えをお聞きをしたいと思っておりますけれども、ほかの国がやっているから全部いいということではないんでありますけれども、例えば先ほどの政省令のようなものを、一定の時期の後に、これだけきちんと固まりましたと、この法案審議の進捗もあつたけれども、あつたとき決まらなかったものがこのような形で政省令としてでき上がりました、このことを、一定期間後でよろしいんでありますけれども、国会の方に提出をするというようなことは可能でありませうか。

○国務大臣(石破茂君) それは不可能だと思っております。私自身そう思います。ただ、これ議会と内閣の関係でございませう。私としては不可能ではないというお答えになります。今後どうするかはまさしく衆参両院と内閣との間でお話をいただくものだと思っております。

○郡司彰君 やはり、この前の担い手の関係などは、私どもよりは与党の皆さん方がそんなことまで決めてないじゃないかというふうな話をその後大分なされておりました。私どもからしてもやはりそういう中身がございませう。事後審査というものが、やはりこの国の法案の仕組みからすると、一定程度大事なものについては必要ではないかというふうな思っております。これは私どもとしても国会改革とかその他のところでも提案をしていかなければいけないのかもしれませぬけれども、大臣の方にも、これ多分

農水省だけでやりますよということにも多分ならないんであります。相当な抵抗もあるんだと思っております。そのようなつもりで私どもこれからやっつけていきたいなというふうな思っております。

それから、もう一つでございますけれども、一番最初にやりましたWTOの関係というものは、これはどの国でもそうでありませうし、私どももこの国でもこの農政にかかわればすべての項目がやっぱりそのこの照らし合わせてどうなんだろうかとこのふうになつてくるということ、どうしようかというふうに思います。

しかし、私どもが不勉強なところもありません。この法案は緑ですとよか、この法案は青ですとよか、それから予算上この予算は色分けするところなるんですとよか、こういうものがありませうと、日常ふだんにWTOというものも感覚として理解をしながら、やはり農政というものをきちんとやっつけていくことになるんじゃないか。私は、できませうれば法案、予算等についてWTOの色分けをして示していただければと思っておりますが、どうでしょう。

○国務大臣(石破茂君) 私は省内の議論において、できるだけそういうふうな示してくれということでは申し上げておるところでございませう。ただ、例えば黄色の政策が物すごく削減されていくとかということがございませう。あるいは、実際にはこれどつちなんだというのが判然としない、これが条文上すべてクリアになつていくというものもございませう。そういう技術的な困難を伴うところはございませう。また、将来的に、そこで申し上げたことが後で違ふじやないかみたいなこともないとは申し上げませぬ。私どもとして、それが赤、青、黄でしたか、緑、そこにおいてどの色になるのかということとは常に意識をしながらお話をしておるつもりでございませう。法案の御説明あるいは予算の御説明のときにそういうこともきちんと意識をしながらお話をし

てまいりたいと思っております。

○郡司彰君 できるだけそれをやっていただければなというふうな思っています。といたしますのは、今大臣まさにおっしゃったように、判然としないものもありません。それから、明らかに今現在という形では出せないものも多分あるんだらうと思っております。私は、例えば黄色のものであれば、しかし私たちの国は黄色であつてもやるんですよという議論もやっぱりしなければいけないんだらうというふうな思っているんです。そういう意味で出していたければなというふうな思っております。

それぞれの三法についての細かい部分につきましては次回にさせていただきます。今日のところは終わらせていただきます。

○大河原雅子君 民主党の大河原雅子でございます。郡司委員に続きまして、米三法について質問をさせていただきます。米トレーサビリティ法、また食糧関連法の方を先に質問させていただきます。

三笠フーズに端を発した非食用の事故米流通、大変な事件だつたと思つております。東京でいいますと、三鷹市の学校給食で手巻きずしに使われていたでん粉がその事故米からできたでん粉だという疑いが出て、もうブラックボックス、米の形じゃなくて別の形に変わつていったものが子供たちの食べていたものに入つていたと。そういう意味では、本当にここでこんな不名誉なことをきちんとして挽回するために国がどれほどのことができるのかというのがまさしく国民全体から問われているというふうな思っております。

そこでまず、大臣に、この事故米のことについて、事故米穀の不正流通、総括としてどういふ問題だつたのか、お聞きしたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) それは三笠フーズが一番悪いに決まつておるわけですが、ただ私どもとして、行政としての対応が十分なりせば、そういういかに悪らつな者がおつたとしてもそういうことはなかつたということ、第一的な責任は私どもにあるということは従来から申し上げておると

おりでございます。

そこで、いろんなことをやってきました。一つは、輸入検疫で食品衛生法上問題があるというお米は返すか廃棄するかにいたします。そして、輸入米の販売前にカビ、カビ毒のチェックは行います。そして、立入検査のマニュアルがなかったわけで、一体、九十六回行って何をしておったかということでございまして、このマニュアルの整備も行いました。再発防止の対策はそういうことでございます。

一方で、事故米問題の際にはどうなるのかというところ、私どもの反省として、記録の保存とか整備が不十分で、一体どういふふうな流通ルートをとったのだということが分かるのに物すごい時間が掛かりました。もう一つは、国産米を使っていると知られてた商品にまで輸入品の事故米の使用があったということで消費者の皆様方の御不安が高まりました。ということで、不正規流通のチェックが十分でなかったというふうな認識も持つておるわけでございます。

昨年の十月から米流通システム検討会において検討いたしましたので、消費者の皆様方の視点に立たねばならぬということから、米穀の適正な流通が確保される仕組み、必要なときに流通経路を迅速に解明できるトレーサビリティの仕組み、あるいは米製品の原料米の原産地に関する情報が消費者の皆様方に提供できる仕組み、こういうものを一体的に整備をする必要があると思つたわけでございまして、本法案、トレーサビリティ法案です。ね、及び食糧法案は、この考え方を踏まえまして、た上で、トレーサビリティ法案におきまして、米穀等の販売を行う事業者に対し、その取引に係る情報の記録をきちんとやってください、そして産地情報の伝達をきちんとやってくださいということを義務付けるわけでございます。あるいは、米の出荷、販売を行う事業者が守るべきルール、これは食糧法案においてこういうことを守ってくださいというように明文化する、明文化しただけじゃ駄目なので、罰則を強化するということを

やっておりますわけでございます。

したがいまして、米トレサ法案そして食糧法の改正によりまして、早くやらなきゃいけない、その確に確に対応しなきゃいけないということが流通過程において担保されるというふうな私どもは考えておるわけでございます。

○大河原雅子君 法案の先の細かい部分を伺っていきたく思うんですが、私、今大臣おっしゃった中で、今回の事件を解決していくときに余りにもやっぱ時間が掛かったと思うんですが、それから、今度の食糧法の改正で、業者の立入検査をする場合に、拒否に遭ったときには懲役も科すことができるなどという、こういう規定を置くというふうな、いきなり、わっと、そのペナルティーを強くしているという印象も持ちますけれども、

そもそもどうして業者は立入りを積極的に協力できなかったのかということから、申し訳ないけれども、やはりこれまでの緩んだ農政の中で、国、政府の、農水省のお役人と事業者の不適切な関係とか、そういうことまできちんと、綱紀粛正するということがきちんとされているんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) その点については、何が不適切な関係であるのかということについて徹底的な聞き取り調査を行いました。

ただ、私どもとして、強制捜査権を持つていられるわけでございまして、限界はございます。ですから、三笠フーズの経営者が逮捕され、そこにおいていろいろ取調べがなされたということだと思っておりますが、私どもとして、強制捜査権があるわけではございませんが、おっしゃるような不適切な関係、あるいは、私はそれはなかなか、動かぬ証拠を見付けるというのは私どもとして難しいことだと思っております。委員のお言葉が借りれば、緊張感のない緩んだ関係というのは、これはもう一体だれのために仕事をしているのかということなわけでございます。私は、大臣になりまして早々に福岡農政事務所

にも参つていろんなことを聞いてまいりました。現場も見てみました。実際にこれが食の安全に責任を持つ省庁として自覚を持つてやっていたとは、農政事務所だけが悪いなんて私は申しません、本省だつてそうです。そのことによつて処分も行いました。処分を行えばそれでいいということではございませんので、本当にそういう意識にきちんとなつていられるかということから先も徹底をしていかねばならぬことだというふうな思っております。

今回、もし仮に万が一こういうことが起こったとすれば、この省庁はもう存在意義がないんだというところですよということも私は折に触れて申し上げているところでございます。

○大河原雅子君 是非とも、農水省OBの皆さんの天下り団体のチェックも私も進めてまいりまして、そのところはもう毎日毎日びびつと、消費者の方を向いて農政を進めていただきたいと思ひます。

それで、またしても消費者目線に立つた行政ということで質問を続けさせていたくわけなんです。こうした不名誉な事件を二度と繰り返さないためには、今回の法案で、トレーサビリティ法では、米穀及び飲食品の原料である米穀の産地情報の伝達等の重要な事項を新たに定めるところになつております。しかし、消費者を保護する観点からの法律として既にJAS法がありまして、本法案では産地情報の伝達は決めているんですけれども、片方で品質表示のJAS法がある、基準が決まつていられるわけです。

そういう意味では、JAS法は製造事業者に対して対象としているわけですが、今度の法律は米を消費者に供する場合は基本的にすべての業者が対象となることですね。そうすると、重複している部分も実際出てきますし、重複しているところがかなりではないかと、制度自体が複雑になつて混乱を招くんじゃないかというふうにも思つていただけます。米の産地情報、その部分をJAS法にきちんと入れ込む、消費者、

国民から見ても分かりやすい法体系になぜしないのかというふうな素朴な疑問を持つわけです。

そこでお尋ねをいたしますが、どうして今回JAS法と本法とで異なる体系を組まざるを得ないのでしょうか。理由はどうでしょうか。

○政府参事(町田勝弘君) 米トレサビリティ法案におけます産地情報の伝達でございますが、事故米問題の際に、ふだんから食べている米加工品や外食、弁当などの原料米の産地が分からないといったことから消費者の方の不安が増幅したことを踏まえまして、御指摘をいただきましたように、外食における御飯の提供を含めて、各種の米関連製品につきまして原料米の産地情報を伝達するということでございます。また、外食店などにおきましては、インターネットでの掲示、店内への掲示などの伝達方法も幅広く認めていきたいというふうな考えているところでございます。

一方、JAS法でございますが、米の原産地表示は、米関連製品では米とみに限定をされております。また、消費者が購入する際に的確な商品選択ができるようにということで、表示方法も商品の包装及び容器などに直接表示をするということになつております。インターネットでの掲示や店内への掲示のような形態は認められていないということでございます。

こうした事情を踏まえまして、JAS法とは別途の仕組みとして、米トレサビリティ法案におきまして新たに産地情報の伝達を措置することとしたものでございます。

なお、JAS法との関係でございますが、米トレサビリティ法案の産地情報の伝達は、消費者が産地を識別できるようにする点ではJAS法に基づく表示と同様の趣旨を持つものでございます。JAS法により原料米の原産地表示が義務付けられておりますもの、現在、米、もちでございまして、これにつきましては米トレサビリティ法案におけます産地情報の一般消費者への伝達の義務を除外することとして整理をしたところでございます。

○大河原雅子君 それでは、具体的に産地情報の伝達という意味では、どういうことを指すのかをもう少し詳しく教えていただきたいんですね。

外国産と国内産とを分ける程度なのか。それとも、国名をきちんと表示して、例えば中国産、ベトナム産であるとか。それ以上に、中国産だったらば、これは広東省なのか四川省なのかと、そういう産地名までもきちんとできるようなことを示すのかどうか。そのことで、やはりこの産地情報の伝達というのが食の安全についてどういう意味を持つとお考えなのか、お聞きしたいと思えます。

○政府参考人(町田勝弘君) 産地情報の伝達でございますが、国につきましては、国産であれば国産、外国産につきましては国名を表示、情報として伝達していただくということにしているところでございます。冒頭申し上げましたが、知らないうちに外国産のものを食べていたということでございますので、外国産ということだけではなく、その国名も表示していただくということでございます。

なお、それ以上の産地と、例えば広東省とか御事例がありました、そういうところまでの伝達は求めるという考えはございません。

○大河原雅子君 昨日、私、帰りにスーパーに寄ったんです。高級スーパーじゃなくて、もう本当にごく普通のスーパーでございますけれども、その棚に並んでいるものは本当に今回国産のものが多くなっています、小麦粉も、また米粉も、それから何か新しく聞かれますが、上新粉、だんごの粉です。ですから、そこももう既にウルチ米、国産とか、モチ米、国産とか、これは新潟県のごこの米一〇〇%ですか、表示はほとんど進んで事業者がやっております。でも、問題になるのは、やはりそういうことが積極的に出せないものについてなんじゃないかなと。

だから、そういうところのことを含めれば、やはり今回トレーサビリティ法を使って産地情報を出しているという国の姿勢は一定評価はいた

しますけれども、余り、効果があるのかなというのがちよっと私にとつては疑問が残っております。

それで、そもそもトレーサビリティというのは、どこから来てどこに行つたかということを中心と把握をするということ、伝票の管理がしつかり行われるということ、伝票の管理がどうあるんですか、取引が行われているものなら、野菜だつて果物だつて、取引が行われているものなら、何でもこのトレーサビリティがきちんと確立されなさいいけないというふうに思うんですけれども、これはお米でうまくいけばほかの品目にも広げようというふうなお考えなんですか。およそ市場流通している農産品であれば、この伝票の管理というのは既に行われていると思うんですけれども、そういう意味では、この事故米の問題があつて、米について特段取り出して産地情報の伝達ということで慌ててこの法案を作つたという印象を免れません。

それで、これはすべての農産品を対象にして私は拡大すべきであるというふうに思つておられるわけなんです、その点についてはどうでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 別に、慌ててやつた、こう言われると、何かこう、いや、そうではございませんと、こう言いたくなるんですが、ただ、御指摘のように、事故が起こりましたが、やっぱりそういうような反省、真摯な反省に基づいてこの法案を作つたということでございます。かねてから答弁申し上げておることと重なるかもしれませんが、やはり米が主食ですよということ、そして消費者の方々の御関心も強いですよということ、で米トレーサ法案ということになつておるものでございます。

全部に広げるのが望ましいことは言うまでもございません。ただ、そうしましたときに、郡司委員の先ほどの御質問の中にもございましたが、我が国のいろいろなスーパーですとかあるいはいろいろな業者というのは、まだ寡占化が進んでいない。

それがいいことが悪いことが別に、中小零細の方々が怒られるわけでございます。その事務的な負担がどうなるかとか、あるいは仕入れることになる、仕入れる場所が変動し得るといふことになると、その都度その都度表示を変えるのかとか、そういうような中小零細の方々の負担を減らす方策と、消費者の方々の安心、安全ということを確保すると、この両立を図つていかねばならぬことだと思つております。

私もどとして、農業者、中小事業者の方々も実施可能となるような環境づくりは進めていかねばならない。そして、トレーサビリティの導入を推進してまいりたいと考えております。

ですから、これでもうまいらうということも、それはないわけじゃないんですが、そのほかのものについても、あるいは加工の度合いによりまして形態はございますので、消費者の方々への適切な情報提供ということを最優先としながら、実行可能性というものを更に上げていきたい、その方途について議論を進め、実行に移していきたいと思つております。

○大河原雅子君 確かに、中小の事業者の方たちの御負担が増えるということも望みませんけれども、片方では地産地消といい、フードマイレージといい、これまで輸入大肉だということから少し脱していこうという機運が出てきていること、あつてはいいけれども、やはりこういうことに億病で見える生産者、製造者ということがどれだけこれからの消費を向上させるかということにも是非気を配つていただきたいというふうな思つております。

それで、いま一度伺いたいんですが、この法案の対象品目というのはどういうふうになつておるのでしょうか。

今回のあの事故米の事件では、しょうちゅうメーカーとか菓子屋さんが大変な目に遭つたわけなんですけれども、特にさつき冒頭でも三鷹市の

の学校給食のことも申し上げましたけれども、本当にブラックボックスになつてしまつたようなことから是非脱したイメージをきちんと出していくには、対象品目が米穀及び米穀を原料とする飲食料品であつて、政令で先ほど定めるといふことなんですけれども、もつときちんと言えないものなんではないでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) お答えを申し上げます。政令で定めるものということでございますが、今政令に規定をしたいというふうな考えているものでございますが、米の加工品でありまして食糧法に規定する主要食糧に該当するものということでございます。具体的には、米粉、米飯類、御飯類、もち、米菓生地などでございます。

二つ目といたしまして、その他の加工品であつて、社会通念上米を主たる原材料とするもの、あられ、せんべいなどがございます。また、米を原材料としていてることを訴求ポイントにしているもの、ということで米粉パンなど、こういったものを基本といたしまして、現在トレーサビリティの対象品目を検討を進めているところでございます。

○大河原雅子君 やつぱり肝心なところが抜けていると私は思うんです。これ、やつぱり事故発生から半年ということでは有識者の会議も開かれて検討されているわけですよ。

でも、問題になつていたものの中に酒類が入つていて、これはやつぱり典型例でしょう。それが入つてないというのはとても私は信じられない。専門委員会の中でもこの酒をきちんと入れるべきだと、もう対象とすべきだといふふうに言つておられるわけなんですけれども、大臣、どうですか、ここで、是非、この酒がなぜここにこの時点で入れられなかったのか、国税庁の方に来ていた、だいているんで、そのお二人から伺いたいと思つております。先に国税庁から伺います。

○政府参考人(西村善嗣君) お答え申し上げます。

酒類につきましては、法律上、政令で指定することによりまして対象品目に加えることができるよう措置をしているところでございます。

有識者会議取りまとめにおきます指摘は承知をしているところでございます。酒類を対象品目とするかどうかにつきましては、今後、社会通念上米を主たる原材料とする他の米加工品を所管する農林水産省とも相談をしながら検討をしてみたいと考えております。

○国務大臣(石破茂君) 今の国税庁から答弁があったとおりですが、これ、酒は当省の所管ではございませんのでそういうことになっていくというだけの話であって、私どもとしては、今国税庁からもお話がありましたように、これは入れるべきだというふうには思っておりません。ただ、それを言い切るだけの権能を持っておりませんので、こういう話になっておりますが、委員御指摘のように、今回の酒でいろいろなことが起こりました。そのことはよく認識をいたしておりますので、この法律もそういう仕組みになっております。

ですから、国税庁と御相談をし、御相談についても、どうしましよねという話じゃなくて、やはりそれは入れるべきだという方向を持って議論をし、消費者の方々にきちんとした情報を提供することになるというふうには私は大臣として考えております。

○大河原雅子君 だから、国税庁の方が税金を取る立場から所管がずつと酒は国税庁の所管だったんですけど、今伺ったら、これを先々この法律の対象にするということもしていきたいと。大臣は元々そういうふうなお考えだということが今分かってきましたから、それを入れた上でこの法案を出せばよかつたんじゃないんですか。どうぞ、もう一回お返事ください。

○政府参考人(町田勝弘君) そういう御指摘はあろうかと思いますが、私どもは、この骨格をつくるときには米穀及び米穀の加工品ということであるという制度を仕組み検討を流通システム検討会でやっていたたきました。JAS法との関係について

でもそこで整理をさせていただいたものでございませう。

繰り返しのようになりますが、先ほど言いましたような政令規定する事項につきましては、この夏を目途にできるだけ早く詰めていきたいというふうな考えているところでございます。

○大河原雅子君 先ほど郡司委員が、政令で、政省令で決めていくということのおかしさについて、もう農家の担い手法案のときも指摘されて、今回も指摘をされているんですけど、やっぱり、この法案の審議をするときに、例えば政省令の案でもいいから出すべきじゃないですか。農水委員会の議論に、たたき台になるように、案でもいいから出すべきだと思うんですが、どうでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 現在まさにこの三法案を審議していただいているわけでございまして、政省令規定見込み事項につきましては御審議をされるという場合で、今まさにその場合でございまして、現時点で想定される検討内容を御説明させていただきます。また、審議でのいろいろな御指摘をいただき、また国民の皆様の声もいただくこととなります。パブリックコメント等やるわけでございます。その施行に向けて、そういったものを含めて成案を得るよう検討するということでございます。

直ちに私が今この場でその案としてお示しできるかどうかというのは、先ほど郡司委員と大臣とのやり取り、これはできた後の議論でございます。したが、といったこともありますので、私どもはとにかく丁寧な御説明をさせていただいて、ということ御理解をいただきたいと思っております。

○大河原雅子君 なかなか御理解はできないんですね。それで、対応は後ほど相談をさせていただきたいと思っております。やはり国会の専門の委員会でも審議をするわけですから、消費者の方々もしっかりと注目して見たいと思います。もちろん事業者の方々は注目度は大でしようけれども、そういう意味ではやはり丁寧な資料の提供と、議論のプロ

セスもきちんと示していただきたいというふうな思っています。

それでは、次の米粉・飼料用米法案の方に移行したいと思います。

新用途法案の質問なんですけど、確かに米の消費量というのはどんどん減ってきて、米以外のものを食べる、肉を食べるようになったというふうなこともあるんですけど、主食という考え方が私はこの国ではずれてしまったんじゃないかなと、余りきちんと持っていてこなかったんじゃないかな。諸外国の例を見ても、パンを食べる国、パスタを食べる国は、主食の位置付けというものが担っている国は、主食の位置付けというものについて余り変わっていないんですね。日本人ほど和洋中華、食べるようになった国民じゃないと思うんですよ。家庭でも食卓に和食だけ毎日続くというふうな御家庭はなかなかなくなりました。

もうふうに思いますが、ありとあらゆる食材を世界中から集めてきていた我が国で、そういう意味では、お金を幾ら出しても買えない、食べ物がある時代から足りなくなる時代に来ているというのがもう地球規模であるということと是非認識をしていただかなきゃならないというふうな思っています。

それについては、やはり日本のこの小さい島国ですけれども、北から南まで多様な気候があります。土地柄があります。ですから、やはり適材適所、その土地に合ったものをきちんと作っていくということが必要だということに思っております。先日、視察に行かせていただいた佐倉市では、印旛沼の土地改良地でしたけれども、湿地が多くて麦や大豆への転換がなかなか難しかったというところは、現地へ行ってみればやはりよく分かったところなんです。

石破大臣は、生産調整についてはしっかりと議論して、そして来春、春にも基本方針を策定するというふうにおっしゃっているわけなんですけれども、そういうふうな考えると、またこの法案を成立させても、今後の議論次第では米政策が大きく

く変わる可能性があるというふうな受け取られてしまいます。この法案を改正しなければならぬ可能性が出てくるということなんですけれども、今回の法律を是非とも成立させたいというふうな思われるのであれば、この中身ですね、私、なかなか薄いなど。例えば、交付金の措置が盛り込まれているわけでもなく、この新用途米の計画を作れば、その利用にかかわる施設整備に融資の償還期限を二年延長するぐらい、そのぐらいしか見受けられないんですね。メリットは。来春の国のグランドデザインである基本計画の策定を待っても遅くはないんじゃないでしょうか。今出す必要がどういふふうにあるのか。特に農家の方々に何がメリットなのかということをお願いしたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) 委員が先ほど御指摘のような主食の話は実はなかなかと難しく、日本は米だというんですが、それに該当するようなそのほかの国にあるかねという、なかなかそこは難しい。例えばケニアの主食はウガリというんだそうです。また、エチオピアの主食はインジェラというんだそうです。イランの主食はチエロウというんだそうです。何か、いづれもあるというふうな思っておりますが、それが議論の本質ではなくて、要するに畜産物、そういうものにシフトしていったところをどう考えるんだということが極めて難しいんだというふうな思っております。

それで、どなたが何を食べになるか、そこはまた議論の根底にあるわけですが、そういうこともいろいろ考えていきながら基本計画を作っていくわけでございます。基本計画ができてきた新しい政策に取り組みたいというお話では決してございませんが、ございませぬが、しかしながらこのトレス法案、あるいは食糧法の改正というのは、私はある種急ぐんだらうと思っております。主食であるがゆえに急ぐのだと、善は急げみたいなお話でございます。これを先行させると

く変わる可能性があるというふうな受け取られてしまいます。この法案を改正しなければならぬ可能性が出てくるということなんですけれども、今回の法律を是非とも成立させたいというふうな思われるのであれば、この中身ですね、私、なかなか薄いなど。例えば、交付金の措置が盛り込まれているわけでもなく、この新用途米の計画を作れば、その利用にかかわる施設整備に融資の償還期限を二年延長するぐらい、そのぐらいしか見受けられないんですね。メリットは。来春の国のグランドデザインである基本計画の策定を待っても遅くはないんじゃないでしょうか。今出す必要がどういふふうにあるのか。特に農家の方々に何がメリットなのかということをお願いしたいと思っております。

いうことは私はむしろ必要なことなのだというふうに考えておるわけでございます。そして、米粉米、そしてえさ米の利用促進にも取り組むのだということになるわけですが、もちろんのこと、基本計画の中にも米粉米、えさ米というものを適切に位置付けて、振興の目標も示していきたいというふうに思っております。

農家に何のメリットがあるんだって話ですが、やはりお米以外は非常に作りにくいところがございますね。あるいは、新たな投資というものも基本的に、お米に違いはないわけで、新たな投資というものも必要ないということになるわけでございます。そうすると、生産調整の中にこれが明確に位置付けられるということは、それは農家にとっても大きなメリットであるというふうには私は考えております。

ですので、農家の方々にメリットを与え、そしてまた自給率の向上、自給力の向上にも資するというところでございますので、委員がおっしゃいますように基本計画ができてからやりやすいじゃないかということには、大変恐縮ですが、なかなか賛成し得ないところでございます。

○大河原雅子君 私の主食と言ったのは、やっぱり唯一日本が自給一〇〇%できているのが私たちの主食である米でございます。その米の自給率を、一〇〇%で余っているから減反をして価格が下がらないようにしてきたということがあるんですけれども、今ある水田をフル活用して、粒で食べる主食の米、それから粉にして食べる米粉、それから行く行くはお肉に変わっていく飼料米ということでフル活用しようというのがこの大きな転換点ということですよ。

ですから、私は今回、やはり基本法の中に主食である米という位置付け、米に対する理念といえますか、そういったものもきちんと反映されるような施策であるべきだと思っております。ですから、米粉で使う、それから飼料米で使うといったときには、その活用を推進していくためにきちんとした、施設整備を生産をする人、製造をする人

にきちんと保障する、そういう安心感を与えない限り、目標を設定してそれを示していかない限り、これはまた猫の目行政じゃないかと言われると思うんですよ。

それで、特に今回、そういう意味では、カントリーエレベーターとか保管庫とか種子センターとか、素人の私が考えただけでも幾つか挙げられるわけですが、そういったところの施策も十分とは言えないんじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○政府参考人(町田勝弘君) 本格的な米粉の利用増進に当たりましては、生産されたものが確実に流通、消費されることが重要でありますことから、米粉用米の生産者に対する支援のほか、御指摘いただきましたとおり、カントリーエレベーター等の整備に対する支援も重要であると考えているところでございます。このため、生産者と製造業者等が連携して取り組むことを前提といたしまして、カントリーエレベーターや保管施設に対する助成、補助率二分の一でございます。また融資措置を平成二十一年度予算において措置しているところでございます。

法律に基づく措置、また税制、こういった予算措置、こういったものを総合的に活用して米粉の本格的な利用増進を図ってまいりたいというふうな考えでおります。

○大河原雅子君 今回の措置は、生産をする人と実質的に実需側を計画で結び付けるということによって、需要に応じた米粉用、また飼料用の米の生産を行うということで、それが全体としては米の過剰生産に一定の抑制的な効果を掛けるということだと思っております。過剰を未然に防ぐという観点だけではなくて、米の需要を喚起するという適切な施策が講じられる必要があるというふうに思っています。

米粉の方について伺ってみたいと思っておりますが、農水省もこれまでいろんなPR活動をして、お米を食べる、もう一ぜん食べてくださいというようなことを言ってこられたんですよ。そして

また、米飯給食も実際増えてきているといういい知らせもあるわけです。

ただ、やはり私がこの間から引つかかっているのは、大臣が、食料自給率というのは結果であって消費者に国産を食べると言えないとおっしゃっていることなんですよ。私は、やはり農水省の、日本の農水省の大臣だからこそ、国民の皆さん、国産品を食べてくださいってやっぱ言うのが自然だと思っております。そして、そのことが、(発言する者あり)横からスイスの卵ということが出てきましたけれども、それは石破大臣の米というふうな、スイスの卵じゃなくて日本のお米というのが世界に認知されるといいなというふうな思っています。

それで、是非とも米粉や飼料用米の需要喚起に向けたPR活動をしていただきたいんですけれども、その点で、これまでの麦に代わる代替品というイメージがやっぱり強くて、米そのものの戦略になつていないんじゃないかというふうに感じております。麦の代替品と言いつつ、たまたま今小麦が上がって来て米との価格差が少しなくなってきたんですけど、じゃ、また麦が元に戻つたら、また代替品から小麦の方に戻つてしまふような、そういうこともありますから、お米が本当に代替品ではなくて、米は米として、健康にいいとか、機能が優れているとか、日本の伝統食に資する文化もつくってきたというふうなことも積極的に出していただいて、アピールしていただいて施策を講じるべきだと思っております。だから、米粉のパンもパンの形で米を食べるというふうに言っていたいただきたいなというふうな思う次第でございます。

このPR施策についてはいかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 私、お願いしないと言っているんじゃないんで強制はできないと、こう申し上げているんですよ。国産品を食べなさいとか、それは言えないと。また、国産品愛用という、何というんでしょうかね、余り精神主義的なものもいかがなものかと思っております。

例えば、こんなバツジも私付けているんですけど、委員御案内かもしれませんが、笑味ちゃんバツジというんですが、お米をもつと食べましようねという、かわいい女の子が御飯もう一ぜんみたいな、そういうようなバツジですね。こういうものも着用し、そしてまた、ありとあらゆる機会に、お米を食べるとダイエツトにいいと、おまえが言っても説得力ないんだと、こう言われるところでありまして、とか、お米を食べると成績が良くなる、朝御飯を食べると成績が良くなる、あるいは、米飯給食がもつと進まないか、それは文科省ともいろんな議論はございますが、当省としてできる限りのことをやる。もう考え付く限りのことを言っております。

委員がおっしゃった中で最も肝要だなと思っておりますのは、代替品ではないんだということをきちんと言っていきたいと思います。何だ、麦の価格がまた下がつたら米粉の価値がなくなるんじゃないかとか、えさの価格によってそがまた振れるようなことはいかぬじゃないかというお話でございます。

当省として、本当に米粉パンというのが、例えば言いますとホットドッグとか、ああいうものには実は米粉の方が向いているんじゃないか、あるいは米粉で育つた豚というのは消費者の方々の評価が非常に高いんじゃないか、あるいは米粉で育てた鶏が産んだ卵というのはこれもまた非常に栄養価という健康バランスいいんじゃないか、これはもうやはり消費者の評価というのが極めて大事だと思っております。それを消費者の方々がどう評価していただくか、それをどうやってまた伝播していただくかということが私たち大切なことだと思っております。

委員は消費者の代表としての立場をもってこの議会に籍を置いておられますが、どういう形でやれば本当に、代替品ということのみならず、というか、より、むしろ米粉あるいはえさ米、その価値が高くなり多くの方々に御認識いただけるか

ということについてまた御教導賜りたいと思うところでございます。

○大河原雅子君 先日の視察で、飼料米に取り組んでおられる旭市と米粉に取り組んでおられる佐倉市に伺ったわけですが、その中で、佐倉市のパン屋さんの興味深いお話がありました。米粉と小麦はコストを比べると四倍違うと、米粉パンだけではやっていけないので、四倍のコストをパンの値段に転嫁するわけにもいかない、だからもう利益出ないでやっているというお話でした。ただ、驚いたことに、やはり佐倉で取れた米を使っているんだけれども、パン向けに製粉するには新潟とか大阪に製粉工場に製粉してもらわなきゃいけない。だから、一回送って製粉してもらって、送り返してもらっているということなんです。

ですから、まだまだこの米粉の活用については、生産、もちろんコストもそうですけれども、麦との価格差もそうですけれども、製粉のコストとか輸送のコストとか、商業的にほとんど回していくためには周辺で掛かるコストが結構あるということなんですよ。だから、その周辺コストをどれだけ軽減する策を持っているかということが問われると思うんですけれども、どんな周辺コストの軽減策をお持ちなのか。

ちょっと時間がなくなりましたので、もう一つ、その製粉の機械ですね、これは私、やはり県内に一か所製粉する場所があるという安心をやっぱり与えていくべきじゃないか、この米粉の取組をオールジャパンでやるためには、県内産のものはその県内で製粉ができるというシステムをきちんとつくっていくべきじゃないかというふうに思っています。

全国でコストを下げた米粉に取り組むために、機械を導入するのも国が主導して措置するべきじゃないかというふうには思うんですが、効果的な周辺コストの軽減策とこの製粉機械への補助について伺いたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 御指摘をいただいた

とおりでございまして、この米粉の普及に当たりますと、できるだけ製粉コストを削減するといったことは大変重要であるというふうに考えております。そのためにはこの製粉施設の整備、有効な手法でございます。できれば、近くにあればそれだけコストは掛からない、御指摘のとおりでございます。こうした施設の整備に当たりましては、効率的に稼働いたしまして、製造コストの低減が図れるようにという観点から、生産者、実需者の間で連携を密にさせていただいて、今後の事業展開といったことも見極めた上で導入時期、施設の立地、処理能力、そういったことをお決めいただくことになるといふふうに思います。

そういった点で、お決めにいただきましたらば、私もこの米粉の製造施設、これにつきましても、先ほども若干申し上げましたが、低利融資ですとか予算措置もございまして、また、米粉製造施設等を取付した場台の税制上の特例措置も今回創設することといたしております。こういった措置を活用いたしまして、米粉の製造施設の整備、また製造コストの削減といったことに努めてまいりたいというふうに考えております。

○大河原雅子君 是非このことは十分な手当てをしていかなきゃいけないというふうに思うんです。

それで、先ほど大臣はお米の消費の喚起、需要喚起といつても国民の自由な選択によるから無理やりはできないというふうにおっしゃっていますよね、国産品、米もそうです。だけれども、私はやはり少なくとも公立の学校で米粉パンの導入するというのは効果的だと、既に取組進んでおります。そういうことについては、米飯給食をしていくというのほもちろんありますけれども、米粉のパン、パンの形をした米を食べるということもあると思うんですが、米粉パンを導入しやすくするための補助制度、導入するというお考えはないんでしょうか。

それで、国が率先して公共で範を示すということがあると思うんですが、これは学校給食にかか

わることなので農水省からはお答えが出ないんです。今日は文科省からもお越しいただいておりますので、いかがでしょうか。

○政府参考人(尾崎春樹君) お答えを申し上げます。御指摘ございましたとおり米粉パン、学校給食の中で急速に普及をしております。平成十九年度で全国の小中学校で八千校余りでの使用の実績がございます。三年前と比べますとおよそ倍増というふうな状況でございます。

この米粉パン等を使用することは、基本的に学校給食の実施主体であります市町村、その教育委員会が判断する事柄でございますので、すべてにわたって強制というわけにはまいりませんけれども、文部科学省といたしましては、県内産の米粉パン等を学校給食に使用することは地場産物の使用割合を向上させるという意義があるのではないかとこのふうにも考えているところでございます。

こういうことでございますので、私どもで実施をしております調査研究事業、昨年度からやっております。例えば学校給食における地場産物の活用方策の調査研究事業というふうなものも各県に委託してやっておりますけれども、その中で、学校給食用の米粉パンの開発ですとか、例えばいろいろな種類、多様な米粉パンを用意するとか、あるいは、パンに限らず米粉を使った新しいメニューの開発をして、それを保護者に調理講習を行うといったような取組を通じまして、いろいろな形の米粉の使用の支援をしているところでございます。

今後とも、米粉パン等を含めまして学校給食における地場産物の活用の推進を促してまいりたいと考えております。

○大河原雅子君 学校給食で米粉のパンが食べられるようになるというのは本当に、小麦のアレルギーの方もおられるんで非常に大きなことだと思います。

輸入の小麦というのは必ずポストハーベストが

掛かっている、もちろん検出、高い値では出ませんけれども、必ず出るものです。こういった実態についても民間で調査を行っていますけれども、やはりポストハーベスト農薬が何度も掛けられている小麦よりは、国内産の小麦粉を使ったものからは出ないわけですし、さらに、米粉のパンを使うということではアレルギーの対応もできていくというふうな思っております。

現在、学校給食で使われている米、それからパン、調理用の小麦の量というのはいくらぐらいでしょうか。

○政府参考人(尾崎春樹君) 私どもの直接の調査はございませんけれども、農林水産省の調査を拝借しておりますけれども、学校給食での年間の米の使用量は、十九年度で九万八千トン余りということでございます。

それから、小麦のお尋ねもございましたが、現在、その使用量は正確に把握はしてございません。ただ昔、平成十三年度までは、現在のスポーツ振興センターの前身でございます特殊法人日本体育・学校健康センターが各県の給食会を経由いたしました小麦粉を供給しておいた時代がございます。その当時のデータを見ますと、平成十三年当時に小麦粉の学校給食での使用量は、三万七千トン余りというふうな状況でございました。

○大河原雅子君 今日お配りした資料、これは東京都教育委員会が学校給食の実態というのを毎年出しております、その中からの抜粋です。

文科省の方の今おっしゃった文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課からいただいた資料と、各教育委員会が作っている学校給食の実態調査の自身は非常に違います。それは、申し訳ないんですが、文科省が出されている資料は、施設がどうなっているか、完全給食なのかどうか、栄養職員がどういうふうな配置されているのか、か書いていないんです。子供たちが何を食べているかについては書いてありません。

自治体がまとめている学校給食の実態調査というの、地場の野菜がどれぐらい使われているか

とか、あるいは学校給食センターで洗浄する洗剤が合成洗剤なのか石けんなのかというようになことまできちんと調べて書いてある。アレルギー対応もどういふふうになっているのかも書いてほしいです。

ですから、これから、そういう意味では子供たちが食べているものをきちんとたれが責任を持って把握をしていくのかということがあるんですが、今文科省の方からは、量についても把握をしていないので、農水省から伺ったということなんです。

だけれども、私は今日ここに示させていたたいのは、子供たちが米も食べているけれどもパンとして小麦も食べていて、これ一回の平均しているものなのですが、学校給食の中には調理用の小麦も使っておりますから、これも千葉で習ったまましたけれども、千葉の例でいえば、コメ粉食品普及会の皆さんが大学との提携もあってメニューも開発されてきた。本当に今、米粉を小麦粉として使える、小麦粉を使っていたところに、グラタンも作れるし、カスタードクリームも使える。このことは普通の御家庭でできることです。私も昨日、実はカスタードクリームを朝の五分という時間で電子レンジで作れました。ですから、粒で食べる、粉で食べるということも国家プロジェクトとしてどんどん進めていくために、こういうことも学校給食という子供たちの口、それからそこにかかわっている御家庭の皆さんというふうには普及の先はたくさんあるということを是非自覚をさせていただきたい。

特に文科省はこの学校給食のことについて、これから例えばこれを代替していく、農水省としてはそういう場所が使われている、公的なところでは使われているところは入れやすいわけですから、小麦粉からこの米粉に転換をしていくという戦略を持っていてもおかしくないと思うんですけれども、その点は、文科省はこの学校給食の中身にどういふふういふに農水省と共同するおつもりでしょうか。

○政府参考人(尾崎春樹君) 御指摘ございましたように、その米粉の活用も、パンという形だけではなくて多様な食材という形で活用があるということ、先ほど申し上げました私どもの調査研究事業で委託しているその実績を見ましても、例えばグラタン、まさに委員御指摘ありましたそのヘルシーグラタンとか、それから鳥の空揚げの衣で使うとか、そういったいろんな多様な使い道の工夫をその委託調査研究の中で出てきておりまして、それを保護者に普及啓発をするということもございませう。

こういった形を通じて米粉の多様な活用方策といったようなものを広げるように、農水省とも連携をいたしまして支援をしてまいりたいというふうにも考えているところでございます。

○大河原雅子君 米粉、それから飼料米、そして主食用の米、きちんとした計画、目標を持たなければ生産者から消費者まで安心ができない。特に生産者の皆さんにとっては、それぞれの施策に協力をしていくことによつてきちんと手取りの収入があるということが大事です。飼料米の二十一年度産については、非常に継続をして飼料米を作ってきた農家に変な不安を与えました。ですから、来年度以降のことをきちんと農水大臣の責任をもつて発信していただきたいということをお願いいたします。終わります。

○高橋千秋君 民主党の高橋千秋でございます。米三法について質問をさせていただきますが、私の方は米トレーサビリティの方とそれから食糧法の方を中心とさせていただきますが、先ほど大河原さんの質問の中にも幾つかダブっているところが、質問通告がダブっているとありますが、なるべくダブらないように質問をさせていただきます。お願いします。

米という問題は、本当に日本の基礎というか、米の国と言ってもいいような日本でありますから、大変重要な問題であると私たちも認識をしております。事故米、汚染米の問題があつたとき

も、私も質問に立たせていただきましたし、実際に大阪の方へ行かせていただけて関係者からいろいろお話を聞かせていただけてまいりました。あれから随分たつたわけでありませうけれども、先ほどの大臣の御発言、それから前回の、まあ所信表明のときもそうだったんですが、今回のこの問題をとらえて、二度と起こらないようにしたいと、解体的なというお話がございましたけれども、私、そのお話を聞かせていただいたときに、米とは全然関係ないんですが、実は三重県で数年前にごみ固化燃料の施設が爆発したことがございます。RDF発電所という、今もう再開をしておりますが、ここで消防士が二人亡くなるという痛ましい事故があつて、その一人は私の知り合いのお兄さんだったんですが。

この爆発が起きたときに、これは県の事業としてやつたものですから、県会議員の方々と、この原因究明も含めて、実はこのRDF発電という技術はアメリカの技術なものですから私もアメリカへ行きまして、向こうの実情を調べに行きました。そのときに向こうの担当者がふつと言つたことが非常に気になつたのは、三重県でRDF発電所が爆発したときに、知事は当然、このようなのは二度と起こさない、このようなことがあつてはならないと。それは当然です。そういう意気込みは当然で、私たちもそのように思います。

そのときに、アメリカへ行つてRDF発電所の現場の方々の話を聞いたら、いやいや、まあ火事は起こるものだと言われたんですね。起きたときにどうしたらいいのか、最低限どこまでその災害を抑えられるのかということと、きつちりと体制をしておくべき問題ではないかというふうなお話がありました。

これはどつちが正しいか、それぞれ考えはあると思うんですけれども、今回のこの事故米のことを見ていると、やっぱりこれは人がやることであるから、どこかで抜け道もあつたり良からぬことを考える人もいたりして、これは大臣、絶対

に二度と起こさないと、この意気込みが僕は大事だと思ふんですね。我々もそうあるべきだろうと思ひます。しかし、絶対ということはやはり言えない。やっぱりどこかに何らかの間違ひや、故意の間違ひじゃなくても、善意で間違える場合もあつたりして、そういうことが起こり得る可能性がある。そういうときにどうしたらいいのかということをお考えのはやっぱり政府の責任であり、政治の責任だろうと思ふんです。

その中で、今いろいろ質疑を聞かせていただいたときに、二度と起こさないという意気込みは、確かにこれはもう大臣のお話はそれはそれで尊重させていただきたいと思ひますけれども、まだまだ本当にこれで大丈夫なのと、大河原さんから本当に効果がこれで上がるんではないかという話もありましたけれども、前よりは確かに私は一歩前進でいいことだと思ふんですが、一方で、本当にこれで何でもかんでも全部一〇〇%大丈夫かという、非常に私も疑問があるんですが、あの事故米以降、大臣がそのときは大臣じゃなかつたわけですよ、大臣に就任されて意気込み強くなるお話をされて、二度と起こさないと。これは大変重要なことなんですけれども、それで以降、どういふ反省をしてきて、どういふふうになつて起こさないと言われる部分の裏付けになつていのか、その辺を大臣の方からまず冒頭お聞かせをさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(石破茂君) それは、委員のおっしゃることは基本的にそのとおりです。危機管理というのには全部そうなんですけれども、ありとあらゆるケースを想定して、その場合にはどうする、その場合にはどうするということをどこまでやれるかというお話なんだらうと思つております。それで、完璧に一步でも近づけるべく努力をするというのが一番正しい行き方ではないかと思つております。

今回、例えて申し上げますと、輸入米の販売後にカビが発見されるということを極力なくさなきゃいかぬ、そのためにはどうすりゃいいんだと

いうと、従来は輸入したときに袋のままの状態販売をしてもらったわけですが、すべての袋を販売前に開け、詰め替え、カビの目視確認を徹底し、さらに、今年の二月十九日からはアフトラトキシンBの分析も行った上で、問題のないもののみを販売するということがございます。カビの目視、全量解袋ということでございます。

そしてまた、私どもとして販売事業者であるという自覚がなかったということでございます。それから、そういう姿勢を持たねばならないということでございます。組織体制も見直してまいります。精神論を言ってもしょうもないお話なのでございますが、会議、研修で食品安全の確保を最優先とすることを徹底する、そしてまた、業務のやり方について見直し、改善を行う、そして政府米のカビに関する科学委員会をつくり、科学者のアドバイス、これを受けられる体制を整えたということでございます。

考えられる限りのことをやっておりますが、危機管理についてのやり方というものが当省として徹底しておったとは思っておりませんので、常にこれでいんだという気持ちを持たず、改善すべき点はないか、ヒヤリ・ハット体験というものがきちんと生かされているか、そういうもののインフォメーションをみんなが共有するというのは大事なことなんでしょうと思っております。常に最善、無謬を目指してやっていたいかならぬことだなと思っております。

○高橋千秋君 性善説に立つのか性悪説に立つのかというような感じもありますが、やはり制度とすれば性悪説がある程度はやっぱり入れていかないといけないんだらうと。

その中で、今回このトレサ法等を審議させていただいているわけですが、先ほど大原さんの方からもJAS法との関連がありました。去年逮捕された三笠フーズの関係者の逮捕の案件というのは不正競争防止法違反なんですね。それで、先ほど大原さんから話があったJAS法、それから今回改正の審議をしております食糧法、トレサ

法、そのほかにもいろいろいろいろあります。さつき大原さんからもあったかと思うんですが、非常に複雑なんですよ。一体どれを見たらいいの。

それから、この中で、後で質問しようと思ってるんですが、罰則規定についても、同じことをやって、JAS法にも違反する、今回のトレサ法にも違反する、食糧法にも違反する。そうすると、その罰則は上乗せ上乗せ上乗せになっていくと。上乗せになるから、もっとやりづらくなるからいいんじゃないかという話もあるけれども、例えば五年の懲役のところを、もう一年増えようがもう二年増えようがやることは一緒だから、それじゃもうついでにやっちゃえという話になるのかも分からない。

これだけ複雑にせずに、やはりどこかで、さつき文科省とか財務省の方来ていただいて御答弁あつて、酒は財務省、給食は文科省、確かにそれはそうなのかもしれないけれども、同じ食料という範疇の中でこれだけ複雑にされてしまうと、それを扱う業者の方や消費者にとつては一体どこを見たらいいんだらうと。これはかなりプロの方でもない、当然勉強するのは当たり前のことかもしれないけれども、非常に複雑になっているように私は思うんですね。

野村政務官も御存じだと思んですが、私も米の業界にいたんで分かるんですが、米を集荷、出荷するときに、今は随分良くなつてきたと思うんですが、農水省に出す資料を作るのに、袋とじをするときに、こよりでやるんですね。袋とじをして、判こを何か所も押して、その書類を作るために何人も人間が、例えば今でいう全農、経済連の辺りにはその資料を作る、こよりをよるためだけにいるわけじゃないんですが、今どきそんな書類を出しているのかと思うようなそういう書類を大量に、それも物すごく手間を掛けて、何のためにそれをやっているのかよう分からぬようなそういう手続が相変わらずあるんですよ。

もうとにかく複雑に手間を掛けて、時間を掛けてやるということが何かいいかのようなところがやっぱりまだにあつて、私は、今回のこの改正は一步前進ではあると思うけれども、〇・三歩ぐらい下がっている部分はあるんじゃないかと。つまり、より複雑にして、より農水省の権限を強くするためにやっているんじゃないか。

先ほど政省令の話がありました。今検討中というお話でありましたが、私の質問通告にも書いてありますけれども、非常に政省令かそういうものが多いいんですよ。今検討中、後で細かい部分を出しますというのが非常に多くて、なかなかこの法律が決まった後で、まだ農水省の方々の意向もかなり入れながらやれるんじゃないかという疑問もあります。この法改正によつて、農水省の方々の権限を強くするための法律じゃないかみたいな感じもあるんですよ。その辺をどういうふうにお考えになるのか。私は、業界全体の問題でもあるのかも分かりませんが、大臣、何かお考えあればお聞かせいただけますか。

○國務大臣(石破茂君) 本委員会には当省のOBも三人いらつしやるわけでありまして、農水省がどういふような役所かそれぞれの方がそれぞれの御見識をお持ちなんだろうと思つて、今こよりのお話を承りましたが、私見ておつて、本当にそういう権限拡大に走るといふことになつていくかという、そうでもないんじゃないかという気もします。ただ、やっぱり行政機構とこの観点は、行政機構というよりも我々政治の側がきちんと見ていかなければいかぬことなんでしょうというふうな総論的には考えております。

この問題は、農水省の話あり、経産省の話あり、公正取引委員会の話あり、いろいろと省庁も違つて、法律も違つて、おっしゃいましたように罰則がダブる場合には、これ法律用語で多分観念的競合として処理をされることになるんだらうと私は

思っておりますが、その辺りはもう膨大、複雑で、何が何だか分からないという面は確かにあります。一つ一つそれぞれの省庁から説明を受ける、ああ、なるほど、そうなんですかと、そのとき分かったような気分になるんですが、もう一度自分の言葉でしゃべつてごらんと言われると、なかなか難しいところがあります。

これは、消費者庁というものの審議を今衆議院でいただいております、やがて参議院でも御審議いただくことになるかと思つておりますが、何が消費者にとつて分かりやすいのかということ、そしてどうすればそういう情報がきちんと伝わるかということ、どうすればそういう偽装のようなことが抑止されるかということ、その三つの実現というものを目指してその法体系というものはまた議論されることになるんだらうと思つております。後追いで、牛であれば牛トレサ、米であれば米トレサ、今度何とかができれば、麦トレサだ、やれトウモロコシトレサだ、もう食物の数だけトレサができるのかみたいなことになつちゃうんで、そんなことはだれがどう考えたって現実的なお話ではございません。

そこにおいて、いかなるものが保護法益なのか、何のためにやらねばならないのか、そのときに消費者庁というものがどういふ役割を果たすか、そこはまた消費者庁の議論の中において、将来あるべき法体系というものは、委員の皆様方からいろいろ御示唆をいただきながら構築をしていくことになるのかなと思つております。

○高橋千秋君 大臣からも今、麦トレサという話がありました、事故米のときに紙さんの方から麦の話も出ておりましたけれども、我々が衆議院の方で今回、修正含めて御提案をさせていただいたのは、もう少しほかの部分にも影響をトレサ考えていくべきではないかという話をさせていたただいていきますけれども、先ほどの大原さんの答弁のときにも、慌てて出したわけじゃないというお話がありました。でも、何か、今回、米の話だけ出てきたら、やっぱり慌てて出しているんじゃない

○政府参考人(竹谷廣之君) それでは、まとめてお答えさせていただきます。

まず、現在の法律ではJAS法しかございませんので、中国の作られたおせんべいという表示しかないわけでございます。中国産という表示、おせんべいは中国産という表示しかございません。今度トレス法ができました、そして今ベトナム産のウルチ米を使って作ったということが分かっているケースでは、現在の表示にプラスアルファで今度は原材料のお米がベトナム産であるということの情報も加わるという形になります。

そういう意味では、現状よりも、そのものの原産国とそれから原材料の原産国の両方が分かるシステムに変わるといふふうに認識いたしております。

○高橋千秋君 最初からそうやって言っていたんですけど分かりやすいんですが、そうすると、横でブレンド米だつたらどうなるんだという話もありまして、例えばベトナム産とタイ産と中国産を台湾で作るとかになると、これは非常にややこしいです。

さっきの話で、表示をやつぱりもう一つ加えるという形に多分なるんだろうと考えていいんですよ。そうなった場合に、やつぱり、さっき私が申しましたように非常に複雑でまた手間も掛かる。確かに、投資をする必要はないかも分かりません。新たな投資をする必要はないかも分かりません。だけど、手間は掛かりますよね。それだけに手間は掛かる。それと、今回の改正で、農水省なり農政事務所に出さなきゃいけない資料も多分増えるんじゃないかなというふうに思います。その意味で、先ほど大臣から零細なお話がありましたけれども、そういう部分の負担にならないように是非考えていただきたい。

何か仕事のための仕事をまたつくっているというふうな状態にどうしても役所はなりがちです。大臣もその辺はよくお分かりだと思いますので、そうならないようにしていかないと、何のたぐいに改正しているのか、何か目的と全然違う方向

に行ってしまう可能性がありますので、そこを是非気を付けていただきたいなと思います。これももう要望です。

それで、実質、今回のこのトレス法ができた場合に本当に効果があるのかという疑問の部分の一つとして、私の家も農家なものですから、家で米を収穫して、もみ米から精米していくわけですけども、ちょうど収穫期になると、トラックに乗って大体御夫婦で庭先へお見えになるんですよ。もう何回も何回もいろんな人が来ます。大体来るのは、三重県の場合ですと岐阜の業者の方が多いんですが、東北とか北陸から来られる方もお見えになります。

それは何しに来るかという、庭先で買いに来るんですよ、米を、いわゆる系統利用じゃなくて、農協に出荷するんではなくて、もうそこで庭先でお金をもらう。金額的には最終、農協に出すよりも多少安くても、目の前に現金をばおんと置かれて、自分で農協の出荷場まで持っていくかなくていい、庭先でその二トントラックぐらいにばんばんばんと乗せて行ってしまう。

そうすると、これは懸念で確認があるわけではありませんが、それが例えば北陸の米になったり新潟の米になったりする可能性があるわけですよ。なぜかという、そこで出荷する場合は袋、今、大臣、米というのは、昔は俵一俵担いで、あれは俵一俵は六十キロですね、私たちが農協に入つたときは、最初、新人研修であれを担がされるんですが、もうあれを六十キロ担ごうと思うと大変です、これ。昔の人は力が強かったのか、俵一俵二つ担いでいくというのがありますが、今は三十キロになっていきます。三十キロの紙袋なんです、緑色の。大臣も見ることがあると思います、緑色の印刷物で品種を書くところがあつて、生産者がだれでという、住所を書いたりするようなどころがあります。

先日、千葉の佐倉のJA、JAいんばでしたかね、あその経済センターというところへ寄つたときに、見た方もおられると思いますが、その紙

袋、無地の紙袋が売っています。何も書いていない。普通、農家を買う場合は、例えば何々農協、三重県だつたら三重県のコシヒカリとか印刷してあるんですが、そのいんば農協に置いてあつたやつは無地で、品種名も書かずに、名前も後で書けるようにしてあるものが、それは新品で売っていいました。一袋二百円ぐらい多分するんじゃないかなと思いますけれども、それが売っていて、例えばその場合、そこに品種を書いて生産者名も判れども、問題は、例えば系統出荷の場合でもその三十キロの袋に出して検印を押して、検査をして検印を押すわけですが、それを出荷して、その空いた袋です。

結局、空いた、この一空きというんですが、一空き、空いた流通するんですよ。ほとんどは鶏卵の関係の方々のえさを入れたりする袋に回つたりとか、ほかの業界に回ることが多いんですが、その中の多くはまた農家に還元されるんですね。そうすると、庭先で買いに来るそういう業者の方々は別に新品の袋じゃなくていいわけですよ。その一空き、二空き、三空きと、いろいろあるんですが、何度も使うと、その袋を使つて、そこに出した方が農家もお金は要りませんし、業者側も後で全部混ぜちゃえばそんな袋なんてどうでもよくなつて、結果的にはこの米はどこかからないということになつていります。これは現状です。そういう部分まで今回のトレス法でカバーは多分し切れないだろうと思うんですね。これは、それぞれの地域の農政事務所の担当者の方も非常によく知つていられる話だし、農協の方もよく知つておられます。これはもう知らない方がおかしな現状であります。これはもうかなりの量、流通しています。

例えば、隣の郡司さんのところの県なんかは非常に系統出荷率が低くて農水省にお目玉を食らつていて、先日行った千葉も系統出荷率が非常に低くて、全国の会議があるといつても、チバラギがいつもやり玉に上げられるところでありまして、し

かし、そういうところではほとんどが、ほとんどでもありません、まあかなりの量、そういう袋で流通をしようことになつていります。こういうことをどこまで農水省が把握、多分現場は分かっていると思いますが、把握をされていって、今回の法律でそういう部分はどうかやっつてカバーをしていくのか。これはなかなか難しい話だと思ふんですが、この辺、どうなんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) まず、その紙袋の流通実態から少しお話をさせていただきます。

仕組みでございますが、農産物検査法におきましては、一度検査証明がされた紙袋を再び使用する場合には表示の付してある包装はその表示を除去し、バツを付けたと、又は抹消した後でなければ再び農産物の包装として使用してはならないということになっております。違反した場合には懲役又は罰金に処せられるという規定もございます。

御指摘のとおり、これまでもホームセンターなどでこの使用済みの紙袋も販売されているということは見受けられましたので、平成十九年にこうした農産物検査証明の表示が付されている使用済みの空袋、空きの袋でございますが、適切な取扱いにつきまして生産者団体、卸、小売団体、ホームセンターなどこの紙袋を取り扱っている関係団体に対しては、使用済みの検査証明空袋を販売する場合にはそうした表示を除去又は抹消していただくといったこと、空袋に近接した場所に上記関係法令を掲示するなど、こういった罰則がありますというようなことでございますが、購入者に対して取扱い方法を周知していただくこととしているところでございます。

通知をしただけではいけないということもございます、このことは農水省のホームページにも掲載しております。また、そういった情報があつた場合は情報提供してくださいということをお願いしております。私どももいたしましては、この情報提供により

ます調査はもとよりでございますが、農産物検査法に基づく監査、巡回点検調査をやっております。監査につきましては十九年度二千八百五十三件、巡回点検一万九百六十七件やっております。このほか、食糧法に基づく巡回調査といったものもやっております。こういったもので不適正な検査証明が確認された場合は、農産物検査法に基づきまして除去、抹消等、必要な措置を講ずることとしております。

この結果でございますが、平成十九年、二十年とも、二件のこういった事例が見受けられましたので関係業者に改善を指導したところでございます。この証明書の、この農産物検査証明の表示がきちっとされるように、この使用済みの空き袋の取扱いについても適正に指導していきたいと思っております。

また、トレーサビリティ法との関係の御質問がありました。なかなか実態から見て難しい点もあるかと思うんですが、このトレーサビリティにつきましても、生産者、農家の方が出荷する段階から消費者の方に提供するまでこの記録がきちっと記録され保存され、また産地情報も伝達されるということがもう制度の骨格でございますので、今言ったような点も、今後具体的な設計をする際に、配慮といましようか、検討材料にさせていただいて、より実効性のある仕組みにしてまいりたいと思っております。

○高橋千秋君 今、二件というのはびっくりしましたけど、そういう注意事項のポスターが張ってある横で堂々と古い袋に入れて売るといのが現状です。ホームセンターで売ってはいけないという通達を出したということですが、実際にそういう農家その古い袋をどうやって手に入れるかという、いわゆるトラックで買いにこられる方がどさっと置いていくんです。それで、それに入れてまた翌年買いに来て、またどさっと置いていくわけですよ。これはそんな簡単に取られるものではないんですね。大体ホームページに載っていますって、まあ

ホームページをはつきり言ってみるかどうかはよく分かりませんが、実態はもつともつとそういう皆さんの御意向とは違つとところで動いてまして、今回のトレーサビリティ法ができることは、それはそれで評価をしたいと思つていますが、しかし現場はこんな、まあ絵にかいたもちとは言いませんけれども、はつきり言つてこれでも効果があるのかなという大変心配をしております。

それで、今回のこの法改正の中にも、いわゆる地方への移管、かなり県等に移管をしていくということでも出ておりますし、地方分権という意味では、地方へいろいろ権限、財源を移行していただけるんだったらそれはそれでいいんですけども、現状は、これ全国である程度統一しなければいけないところもあつたりして、一方で地方の方も財政が厳しくて、そんなことに、仕事をほんともらつたつて、財源をもらえなくて仕事だけもらつても難しいとか、それからそれぞれの農政事務所についても、これはいろいろ再編をしていくというお話で、減らしていくという方向にあるのであれば、一体、先ほど局長が言われたようにチェックをする、巡回をしてというような話がありましたけれども、じゃ、だれがどういう権限でどうやってやっていくのかという、そういうところも見えないんですね。地方に移管しますよという話があつたとしても、地方はそんな大変なことを、余分な仕事をもらつたつて、余分にお金ももらえるならいいでしょうが、何かその辺があいまいで、一体本当にこれだれがチェックしていくのかという、そこはいかがなんでしょうか。

もう時間が来ましたので、それを最後に質問をさせていただきますので、私の質問したいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 今回、このトレーサビリティ法、また食糧法案におきまして都道府県に一定の権限行使ができるという規定を設けるということでございます。この都道府県との役割分担、これにつきましては、現在、同様に米を含めて流通規制を行つておりますJAS法におきま

して、県内業者は県、県を越える業者は国が担当するといった分担が定着していることも参考にしながら、これまでも全国知事会と相談を重ねてきているところでございます。

こういった仕組みを設けることにつきましては理解もいただけているのではないかと思います。じゃ具体的なその役割分担ということにつきましては、今後、知事会だけでなく各都道府県にも丁寧の説明を行つていく考えでございます。その上で国と地方の適切な役割分担を検討いたしまして、農林水産省の組織と併せまして本年夏ごろまでに成案を得たいというふうに考えております。

○高橋千秋君 あと一分ですので終わりたいと思つておりますが、先ほど、そんなものではできないというお話がありました。私もそのように思つております。現場はそんなに甘くありませんし、商売しているわけですから、そんな簡単に役所が思つてくれるような感じできつちりきつちり情報を上げてくれるわけでもありませんし、チェックはやつぱりするに当たつては、幾ら仕事もあつたつて、これはもうそんな簡単にできないよというのはどこも同じ悩みだと思つておられます。

そういうこともきつちりとした上で今回の法律というのはやつぱり出すべきだろうし、そういう部分も、完成形はなくても、ある程度こういう形でやつていきますよというのなきつちりとやつぱり示すべきではないかと。それがあつた上で本当に実行していくんだらうと思つておりますので、そういうことを要望させていただきますので、私の質問を終わります。

○委員長(平野達男君) 午後一時三十分まで休憩いたします。
午後零時三十分休憩
午後一時三十分開会
○委員長(平野達男君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、米穀の新たな用途への利用の促進に関する法律案、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案及び主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。

石破大臣は、就任以来、MA米の不正流通問題の処理に大変な御苦労を重ねられてきたというふうに思つております。そしてまた、飼料穀物の高騰であつたり、その中で小麦の確保等であつたり、大狂乱の中での政策運営をやつてこられたというふうに思つております。

この中で水田フル活用、すなわち米粉やそれから飼料米の国内での生産対策ができないかという動きがほうはいとして出てきたわけでありまして、これまでも水田の中に米粉や飼料米を作れないのかという議論はもうずっとあつたわけでありまして、けれども、価格差の問題があつたり、さらには横流れ防止の問題があつたりして、結局は実現しないままに来たわけですが、今回まさにその時期が到来したという好機であります。

ところが、ここへ来て、小麦や飼料穀物の国際的な価格がまた落ちてきているということがあつたわけですが、こうした状況の中で、一体大臣は水田フル活用対策の取組をどんなふう位置づけられておられるのか、大臣の考え、決意をお聞きしたいと、こんなふう思つております。

○國務大臣(石破茂君) 委員御指摘のとおりで、随分長い議論がございました。やはり小麦を作りたい、大豆を作りたい、さうお願いして、なかなか小麦、大豆というのは高度な技術が必要であると、また汎用水田でないとうまくいかぬということもございまして、やはり日本に一番向いたのは米なんですよ、そして装備などを新しくする必要もないですよ、さうして、水田フル活用というもので生産調整の一環として

位置付けてやるわけでございます。ところが、小麦の代替という色彩がどうしても米粉にはある、飼料用米はトウモロコシの代替という側面があると。そうすると、お値段はそれに近いものでなければいかぬのだとございます。

そこで、私どもとして、二十一年度当初予算におきまして、米粉用米、飼料用米の生産者に対して十アルル当たり五万五千円を助成すると。米粉や米を使った飼料、えさの製造施設等の整備に関する助成、補助率二分の一等を措置をいたしたところでございますし、さらに二十一年度補正予算編成に向けた追加経済対策の中で、米粉用米、飼料用米について、地域が一体となった加工業者などの実需者との連携、流通の効率化等の取組、これに対して十アルル当たり二万五千円と、このような支援を盛り込んだところでございます。また、産地と実需者、このマッチングを図っていかねばなりませんので、双方の意向を把握をする、その結果を提供するという取組もやっておるわけでございます。

この水田フル活用というものが軌道に乗らなければいかぬということで、考えられるあらゆる施策を講じておるところでございますが、もう一つ私として配意をしたいなというふうな思っておりますのは、あくまで代替品なんですかと、米粉は小麦の代替品、飼料用米はトウモロコシの代替品ということだけではなくて、米粉を使ったパンというものは、これはもう独自の需要があるのではないかと、それを更にきちんと強調し、消費者の方々の選択に資するようにしていかねばならぬのではないかと。また、えさ米にしまして、トウモロコシの代替というだけではなくて、豚でも鳥肉、あるいは卵でもそうなんです、これで育った豚は、あるいは鳥は、結構今実際に調査をやってみると消費者の方々の評価も高いようでございますので、独自の需要喚起ということにも努めていきたいと思っておりますとございます。

水田フル活用というのは、何にいたしまして日本農政において非常に大きな意味を持つという

ふうな考えておりますので、委員も長く取り組んでこられました、いろいろな御教諭を賜りながらきちんと取り組みたい、成果を出したいと思っております。

○山田俊男 大臣、ありがとうございます。

要は、大臣おっしゃるとおり、これは決意を持って、日本の新しい食の文化、さらには水田というこのすばらしい資源を生かしていく対策として必要なんだと思っております。

我々、当委員会でも千葉県佐倉市に現地調査をやったわけでありまして、その際も生産者の皆さんから、実は価格差だけのことと言うと、さらに手取りの話だけするとなかなかうまくいかない。しかし、これを子供たちの学校給食へ米粉パンをどう供給するかということの中で、これはむしろ地域の食を考えたという運動としてもこのことの意味があるとおっしゃっていただいておりますので、是非そういう視点でこれを進めていくということだと思っております。

ところで、本川局長にお聞きしますが、今大臣が率直におっしゃっていただきました。五万五千円のところへ二万五千円の補正措置も検討しているんだよということをおっしゃっていただいたわけですね。合計八万円の助成というものは、そういう面では大変大きなものだと思っております。しかし、八万円であっても、主食用の米の手取りと比べますとまだ落ちるんですよ。ないしはコストを償うぎりぎりのところの水準が八万円の助成であるかというふうな思われるわけでありまして。

この米粉並びに飼料米については、これが要はほかのものに横流れしてしまうということになつたら何にもならないわけでありまして、そういう面ではこの八万円という水準をどんなふうな評価されるか、お聞きしたいというふうな思っています。

○政府参考人(本川一善君) この委員会でも助成水準については何回か御論議をいただいております。私どもとしては、まずは主食用米と同じ栽培体系で栽培できるというような農家にとつてのメ

リット、あるいは新たな農業投資も要らないというメリット、こういうものを踏まえまして、今取り組んでいただいております原料用米である加工用米並みの収入が得られる水準ということで五万五千円を設定したわけでございます。

ただ、いろいろ御論議をいただく過程で、水田フル活用元年におきまして、本格的に今全国で千六百ヘクタールと言われている米粉・飼料用米を拡大していくためには、その継続的あるいは安定的な供給体制、こういうものを整備する必要がありますというふうな御意見は非常に強うございました。

そういうことを受けまして、この経済対策におきまして、先ほど大臣が御答弁いただきましたが、地域が一体となつて行う加工業者などとの、実需者との連携なり流通の効率化、こういう取組に対して十アルル当たり二万五千円を措置をしたところでございます。これを合わせますればトータルで八万円の助成、さらには品代を含めれば十万円の取組といったようなことになるわけでございます。先ほど申し上げましたような農家にとつて米粉・飼料用米の転作物としてのメリット、それから、先ほど委員もおっしゃいましたような地域におけるいろいろな米粉なり飼料用米の位置付け、そういうことを併せますれば、農家の方々に取り組んでいただける、そういう支援水準になつていっているのではないかと考えているところでございます。

○山田俊男 大臣の不正流通問題にもう本当に懲りまして、その反省の上に立つて、今回の米三法は、表示を消費者に向けて適切に行うということと同時に横流れ防止をきちっとやるという趣旨を持ったものであるかというふうな思っています。しかしこれ、各段階で記録の作成それから保管、さらには具体的な表示と、これを行っていくことになるわけですが、大変な負担になると思われるわけですね。

近藤副大臣は、農地・水・環境保全対策での対策、さらには原油・資材高騰対策で、ややもする

と大変な事務負担になつていっていると。そのことが、いい対策なんだけれど、これを推進するのには手間が掛かってしょうがないという声にこたえるべく、この負担の軽減について、農水省として、検討するチームの責任者として対策を講じていた、いたというふうな思われるわけでありまして、この記録、保存、そして表示という、この米三法の中においても事務負担の軽減が大変大事だというふうな思いますが、何らかの形で検討されているのかどうか、お聞きしたいというふうな思っています。

○副大臣(近藤基彦君) トレーサビリティには記録、保存、そして情報伝達ということが命でありますので、これがなければ、この法案そのものが成立しなくなるということでありまして、そういう面では、制度設計に当たって、事業者あるいは生産者等の負担に十分にこれは配慮していかねばいかぬことだろうと思っております。

今、検討の途中であります、具体的には、記録事項とすれば、取引した米穀等の名称あるいは数量、年月日、相手方、あるいは搬入搬入場所、そういったものが基本となると思っております。もちろん、帳簿をお付けいただいているところはそれは帳簿を見れば明らかになることではあります。が、そうでなくても、そういった記録が記してある伝票あるいはコンピューターの中に入っているもの、例えば農家が農協に出荷した際の伝票についても、そういった必要な事項が記載されている伝票であれば、わざわざ帳簿に書きなくてもその伝票そのものを保存しておいていただければ結構であります。また農協さんが別な方々に販売した場合は、例えば荷渡し指図書などにそういった必要事項が記載されていけば、それを保存していただく。改めて何かに書き写して保存しようという検討を今しているところでありまして、い

ずれにしても、対象の事業者あるいは生産者の方々と十分にお話しをした上で、我々としても丁寧に御説明をして、施行までに十分な準備期間を設けるなどをして周知徹底をして、制度が円滑

に進むようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○山田俊男君 MA米の不正流通問題の経緯があるものから、あつものに懲りてなますを吹くみたいなようなことになっては絶対駄目なんだと思うんです。基本的に、生産者も流通業者もそれから販売業者も共に善意なんです。善意を前提にして、そして仕組みをちゃんとつくるということがやはり大事だというふうに思いますので、その点よろしく願います。

ところで、どうもよく分からないことがあるので、これを率直に教えてもらいたいということでも町田局長にお聞きするわけです。

食糧法は、流通を基本的に平成十六年の改正の中で自由にしてきたわけでありまして、業者も登録制からそれこそ届出制にしてしまっておりまして、現行の届出業者には帳簿を付けておくと、保存しておけという義務がありますよね。届出と同時に帳簿の記録の義務があるわけです。一方、現行の食糧法の中におきます報告、立入検査、これは届出の業者だけを対象にしたものなのか、それとも、そうじゃなくて、米の業務を行う者全体について対象にしたものなのかどうか、それをお聞きしたいというふうに思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 食糧法におけます立入検査でございますが、これにつきましては従来から届出義務の対象者か否かにかかわらず適用されております。すべての米穀販売業者に対して課せられているということでございます。

○山田俊男君 それでは、今度新たに申します米のトレーサビリティ法の記録、保存、表示は、これは届出制と連動しているのか、食糧法の届出制と連動しているのかどうか。それとも、そうじゃなくて、これも米を扱っている人だれでも適用するという内容のものなんでしょうか、どうですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 米トレサ法の対象事業者でございますが、米穀事業者ということでございます。具体的には、米穀等の販売、輸入、加

工、製造、提供の事業を行う者。また、米穀等の運送業者、倉庫業者、こういった方が対象でございます。取引等の記録の作成、保存をしていただきますのはこのうち米穀事業者でございます。これは取引をされるすべての方が対象になるということでございます。

○山田俊男君 それでは、現行の食糧法の中で何で届出制ということがあるんですか。ほとんど役果たしていないんじゃないんですか。だって、報告、立入検査はすべての取扱業者、さらに、今度の米トレサビリティ法案もすべての米を扱っておける者を対象にしますと、こうなっているわけですから、一体そこに連動性がないというのはどんなふうな理解をされているんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 食糧法における届出制の趣旨でございますが、これは緊急時、例えば米の供給に不足が生ずる事態等でございますが、そういった緊急時における命令を適切に発動できるようにするという観点から農林水産大臣が一定規模以上の米穀の出荷、販売業者の主たる事務所所在地等を把握するというものでございます。食糧法四十七条第一項に基づいてやっております。

○山田俊男君 それでは、食糧法にこれは規定してありますかなり大きい項目かというふうに思いますけれども、通常のとときはともかく自由にしますと。ところが、いざ緊急の事態があったときには届け出た業者に対してしっかりと緊急の命令その他の措置を掛けますよということではないんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) そのとおりでございます。

○山田俊男君 そうしますと、今度の食糧法の規定は、ないしは米トレサビリティ法の法律の規定は相当な規制を米について掛けますよということであると理解していいんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 事故米等の問題を踏まえまして、今般、米トレサビリティ法、食糧法を出させていただいているわけでございます

す。そういった意味で、米トレサビリティにつきましては、初めて米穀とまた米穀加工品に対してトレサビリティを義務付けるというものでございますので、全く新たな制度でございます。その際、事業者の方、現在行っている事業等に過度な負担が生じないように、また制度が円滑に動き出せるようにそういった配慮をするということも、副大臣からも御答弁いたしましたとおり、当然のことだというふうに思っております。

○山田俊男君 大臣、どうもこれも判断物すごく難しいんです。判断物すごく難しいんですけれども、このことも結局はあつものに懲りてなますを吹くことになってはいいののかということの議論をちゃんとしておかないかぬのじゃないかというふうに私は思っているんです。

基本的には、国民の主食である米については国が責任を持って管理すると、私は従来、今も、その主張しております。ですから、生産した米の、主食である米、それから米だけじゃなくて牛乳も私にはそれに入るんじゃないかと。あえて言うともう一つは砂糖もそれに入るんじゃないかと。米、牛乳、砂糖は国民の食に本当に欠かせない大事な作物、品目でありまして、それについてやはり国が一定の仕組みを持ってその流通管理について役割を果たすべきという思いでいるわけでありまして、今この米の管理にかかわる点について、どうも、圧倒的に流通を自由化してきた、しかし、いろいろ起こって今度は一歩踏み込んで規制強化をやらざるを得ないということに來たとすれば、どうですか、この食糧法をもう一回きちんと仕組み直すということがあっていいんじゃないんですか。その矛盾が私ほどどこかで必ず出てくるんじゃないかというふうに心配しています。大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(石破茂君) 食糧法の時代を知っている人もだんだん少なくなってきましたけど、じゃ食糧法のときにすべてきちんとできていたかという、それは必ずしもそうではなかったのではないだろうか。食糧法時代もいろんな問題が起

こりました。やみ米なんというのもそうなのかもしれません。ですから、国が全部責任を負うということですが、国が解決をするのだから。確かに、規制の強化、強化、強化ということになったら考え方を変えて元へ戻したいんじゃないかという御議論も、それは議論としてはあるんだろうと思えます。

しかしながら、私どもとして、本当に食の安全というものに対してそれぞれが意識を喚起をし、私どもとしていろいろな規制を設け、罰則を設ける、それで実際動かしてみても、やはり多様な流通というのは確保をすべきものだと思うので、食糧法の時代は、やはりみんなが多様な流通というのを享受することができませんでした。消費者もいろいろな選択肢というものはなかったのだと思っております。消費者にいろいろな選択肢を持つていただいた上でなおかつ安全を確保するという、この二つの両立ということを考えながら今回の法案をお願いしております。

委員の問題意識は問題意識として私共有するものでございますが、今回はこの法案をお願いをし、きちんとした実効を上げたいと思っております。

○山田俊男君 今回の食糧法の改正の中で、第七条の二に、「遵守事項」ということで、農林水産省令で、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者がその業務の方法に遵守すべき事項を定めることができるというふうに言っておられて、その上で、第七条の三に、その業務の方法を勧告すると。さらには、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは命令を掛けますよと。命令を掛けた上でこれを遵守しなかつたら、それこそ罰則がかくののごとくありますよというふうに定めているわけですね。

この遵守すべき事項というふうには言っていない内容はあるものなんでしょうか。法律に書いていないんですけれども、一体どんな内容ですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 米穀の出荷、販売の

事業を行う者が守るべき遵守事項でございますが、一つといたしまして、用途が限定された米穀についてはその定められた用途以外に使用してはならないこと、二つ目といたしまして、他用途の米が混入しないよう区分保管すべきこと、三つ目として、定められた用途に使用されることとなるよう販売に際して当該用途に使用する相手方の確認などの適切な措置をとるべきことなどを省令で定めるといふ方向で検討しているところでございます。

○山田俊男君 今の内容を、これ法律になぜ入れないんですか。お聞きしたいと思えます。

○政府参考人(町田勝弘君) 法律におきましては、今回、この遵守事項を設けるということで、適正かつ円滑な流通を確保するため、農林水産省令とあるんですが、米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売事業を行う者がその業務の方法に関し遵守すべき事項を定める、こうなっております。確かに、今申しましたことは省令に委任をされているわけでございます。

私ども、この法律を組み立てるときに、当然法制局等の審査も受けたわけでございますが、これまでの例等を踏まえまして、基本的な考え方、骨格はきちつと法律で書く、そういう中で、あと遵守事項の具体的中身、いろいろなお米を取り扱うことについての取引ですとか保管ですとか、さつきちよつと申し上げましたが、そういう実施方法をきめ細かく定める必要がある、技術的かつ細部にわたるものとならざるを得ないということで農林水産省令で規定することとしているものでございます。

同様の例といたしましては、いわゆるJAS法におけます表示基準の遵守事項、家畜伝染病予防法の飼養衛生管理基準等がございます。こういったものを参考にさせていただいております。

○山田俊男君 御案内のとおり、米については主食用に向けるもの、それから加工用に向ける仕組みがあります。更に今度、新規需要米ということでもって米粉、えさ米が入ってきました。

ところで、主食用と加工用については数量管理しているわけですね。飼料用と米粉用はどういう管理になるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 加工用米につきましては、もう委員十分御案内のとおりでございますが、平成八年産米から実施されておりまして、全国生産出荷団体と需要者団体等の取組計画数量、これ数量でございます。に基づきまして農家は出荷契約を行いまし、当該契約に即して出来秋に加工用米として出荷した数量を生産調整カウントとする、こういう仕組みになっておりまして、これは定着をしております。

お尋ねの平成二十年産米から新たに取組まれています。二十年産米から取組まれております新規需要米につきましては、更なる低価格帯需要に対応できるように多収性品種の導入や直まき栽培などの低コスト生産を図ることが重要であること。また、米粉用米、飼料用米につきましては面積助成を行っております。先ほど生産局長から御答弁ありましたが、その対象となる水田を特定する必要がございます。さらに、その作付け圃場から生産される米穀の全量が確実に当該用途に仕向けられることを担保することが生産調整の達成といたつたことからより適切であるということで、新規需要米につきましては圃場を特定して生産段階から区分管理を行う、こういう仕組みを取つていっております。

○山田俊男君 主食用の米には主食用に充てるもの、それとも一つは、主食用にも充てるんですか。一方で加工用に仕向けるものとしてふるい下米と、御案内のとおりあるわけですね。一方、加工用米にも場合によつたらふるい下米というのが出てくる可能性ありますね。ないしは主食用のふるい下米を加工用に充てるということも出てきます。それから、米粉、それからさらには飼料用米について圃場特定をする。それは、管理の上でそういう管理があり得るといふのを私も納得しないわけではございません。ところが、現行、飼料米を栽培しようといつた

ときに、特定の圃場にこれは飼料米だといつたときに、じゃ乾燥はどうする、それから場合によつたら作物を植えたときの交雑といふますか、受粉して、というようなことからして、どうも必ずしも飼料米の専用種を植えるんじゃないかと、乾燥調製その他のことからしても、主食用の銘柄米と同じように植え付けて、そして管理するという流れがまだ強いんじゃないかというふうに思うんです。

そうなたときに、飼料米からそれこそ魚沼産コシヒカリが出てくるわけですよ。飼料米からさらにも出てくるわけですね。飼料米から出てくるわけでもありません。この管理を厳密にやるんですか。ふるい下米の管理を厳密にできるということがこの法律が作られているんですか。そこをお聞きします。

○政府参考人(町田勝弘君) ふるい下米のお尋ねでございます。

ふるい下米の取扱いでございますが、ふるい下米も米穀でございますので、トレーサビリティの対象品目には当然含まれることとなりますので、取引等の記録の作成、保存が義務付けられるということでございます。どなたからお買いになつて、どなたに売られたといったことの記録でございます。

この場合、その用途が仮に限定をされていますれば、その用途についても記録をしていただきまして、改正食糧法による遵守事項に基づく用途別管理、先ほど申し上げたものですが、これが求められるというところになるわけでございますが、一方、今委員御指摘のとおり、ふるい下米につきましては一般的に用途を例えば主食用とか加工用とか、そういったことを限定せず米穀の流通業者に対して販売されているといつたこと、さらには流通業者の方は複数の産地からふるい下米を集荷して、一括して調整を行った上で主食用あるいは加工用として販売するというところでございまして、御指摘のようにふるい下米の流通といふのは

ふるい上の流通とはかなり異なっている側面もあるわけでございます。

こうしたケースにおける取扱いにつきましては、これまで順次関係者との意見交換等も行ってきたところでございますが、更に意見交換又は実態調査を重ねまして、本年夏を目途に成案が得られるように検討してまいりたいと考えているところでございます。

○山田俊男君 そうしますと、数量管理をやつていられる主食用のふるい下米、それから圃場管理を行う米粉用ないしは飼料用米のふるい下米、場合によつたらそこまで行かなくても圃場管理をやつていられる米粉用の米と、それと飼料用の米の本体部分、それと主食用のふるい下と同じ数量交換したら、これは管理行き届きということになるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 今のお尋ねの件については、更に流通実態よく把握したいと思つたわけでございますが、新規需要米であります飼料用米また米粉米といったものにふるい下といつたものが現に流通しているのかどうか、そういったことも十分把握してまいりたいと思えます。

私どもは、圃場でできたものはすべて飼料用米また米粉用米ということできちつとした実需先に販売してもらつと、これが原則だということには申し上げておきたいというふうにお思つております。

また、一般的な横流れ防止ということでありますれば、今回のトレーサビリティ法あるいは食糧法、また米粉用、飼料用米のこの新しい法律でもきちつと連携計画を取つて報告徴求等も規定をしておりますので、これら三法を有機的に連携してきちつとした横流れ防止を図っていききたい、これは一般論でございますが、ということでございます。

○山田俊男君 ところで、MA米があります。MA米についても、主食用それから加工用、場合によつたら米粉用それから飼料用というふうに向けるけられていられるんですか。これは確認したいと思えます。

○政府参考人(町田勝弘君) ミニマムアクセス米につきまして、その輸入が開始されたのが平成七年四月でございます。昨年十月までの累計を申し上げたいと思います。主食用九十四万トン、加工食品の原材料用三百三十七万トン、援助用二百三十二万トン、飼料用百三十九万トン販売しております。このように、飼料用、加工用に販売をされているというところでございます。

○山田俊男君 そうしますと、米粉用の米それから飼料用の米、さらには主食用のふるい下米、これら加工用のふるい下米、これらのものとMAMは多くのところでこれは競合しているということではないですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 用途という点では競合しているというか、同じ用途に用いられているということでございます。国産を使いまして米粉用米というのはまさにこれから取り組むところでございますし、飼料用米についても今千六百ヘクタールでしょうか、ということでも順次増えきていくところでございますが、用途としては同じ用途ということでございます。

○山田俊男君 米粉でパンを作って、それで皆さんに本当にこれはこの地元の資源を活用したまさに米粉パンでありますということはある得ると思ふんですね。場合によつたら米粉パンにもMAMが入っている可能性はあるんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) これは、ちよつと済みません、今お答えしようと思つたことは、米粉用、米粉パンということでありましたら、先ほど申しましたように指定米穀等ということで原料米産地情報の伝達をしていただくということでございます。流通実態としてMAM米を使つた米粉パンがあれば、それは表示をしていただくということになります。ちよつと流通実態、直ちに今申し上げられませんが、申し訳ありません。

○山田俊男君 大臣、ここでちよつとお尋ねしたいんですけども、私は基本的には国がしっかりと国内産の米を管理するという仕組みの必要性についてはさつき申し上げたとおりです。残念なが

ら、これはもう本当に厄介なんですけども、MAM米という仕組みがあつて、MAM米を入れざるを得なくて入れておられます。この処理が何とせよ必要になるものから、このようなことに相なつてしまつていくわけです。さらには、国産米の仕組みの中には今言いましたいろいろな種類の米の流通管理のことがあり得るわけですね。ここについてもう少し整理して掛からないと、どうも大変混乱が生ずるのではないかと。

何度も言うようですが、私の今日のテーマは、あつものに懲りてなますを吹くんですけども、この管理だけをやつたときに流通の実態との間で多くの乖離が生ずるということが信賴されないようになつてもいかぬというふうな思ふし、それからこの仕組みが物すごいきついつい仕組みで実は適用の問題ばかり生じているということでもいかぬと思ふんですね。大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 今日のお話はそのとおりで、あつものに懲りてなますを吹かないようにしなければいけません。

事故問題があつたものであつたことはもう間違いないんであります。これはもうどうすればあつたことが起こらないかなということなのであります。やはり繰り返しの答弁になつて恐縮なんですけれども、さればこそ消費者の方々にいろいろな情報を提供しようと思つて、米が非常に、一物何価といひますかね、米の形を取つていられるんだけれども、実はいろいろな性格のものがあつて、そこに悪徳な業者が利得を得るということになつてしまふので、やはりそこを規制を強化しよう、そして消費者にきちんとした情報を提供しようということしかないと私は思つております。

午前中にも議論がありましたけども、私はこのお話をやる上においては残念ながらも徹底した性悪説に立たざるを得ないのでございまして、性悪説に立った上でいろいろなものを構築しておるとこ

ろでございます。これをどういう形にしたらもうと良いのかということも、また御提案をいただければ私も十分検討はさせていただきます。昨年来のいろいろな経緯を踏まえましてこのよるな立法になつておるといふことだと私は考えております。もし何かこういう提案があるぞということがあれば是非御教示いただいて、私どもに検討させていただきます。

○山田俊男君 委員長にお願いがあるわけでありまして、今、必ずしも十分説明できなかった部分もあるんですけども、MAM米があります。主食用のふるい下米があります。それからさらに、それぞれの米の管理ごとの、管理された米ごとのふるい下米なんかも出てきますということなんです。そのふるい下米の用途がどんなふうになつていくのか、定められるかということについては、町田局長に言わせると、これは実態をよく詰めた上で、この夏までにどんな管理の仕方ができるか、用途が定まればこの米三法によつてきちつと罰則も含めて管理します。

しかし、用途が定まっていなければならぬけれども、用だといふ事情もあるわけで、是非、これは米の流通に関するシステム研究会で多様な議論がなされてきたということも否定しませんし、一先懸命やつていただいたというふうな思ひます。その際、ふるい下米全体でおよそ、どうですか、百万トンになりますか、それとも五、六十万トンですか。それでもそれは大変な影響を与えかねない量でもあるわけありますので、この米の扱いの実態はどうなつていくか、どういう考え方でこれを整理するかということについては、是非私は参考人の意見を聞きたいというふうな思ひます。もしも参考人が駄目であるということであれば、是非この次の委員会に、それら業者との間で、業者といひますか、取り扱つておられる皆さんとの間で議論の内容を正確に教えていただき、こんなふうにお願ひしたいんであります。

○委員長(平野達男君) たいだいまの申出につきましては、理事会で協議したいと思ひます。

○山田俊男君 以下、まだ質問幾つか置いておつたわけでありまして、この事柄について私としてはどうしても状況把握しておきたいという思いもこれありますので、次の委員会まで理事の皆様への検討にゆだねたいというふうな思ひますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○牧野たかお君 自民党の牧野たかおでございます。午前中からそれぞれの委員の皆さんがかなり詳しく質問されたものですから、私も質問しようとしていたことの項目の三割、四割はやめようかと今思つておりますので、通告をいたしましたけれども、飛ばすやつもございませぬ。

まず、食糧法の一部改正から質問をさせていただきます。重復をちよつと許していただきたいんですが、確認の意味で質問させていただきますけれども、この食糧法の一部改正の中の法案に書かれている、出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき規定を整備することになつておりますが、この出荷と販売の事業者という範囲なんですけども、先ほど御説明ありましたけれども、これ加工する前の一歩手前までの業者ということで理解すればよろしいんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 遵守事項の対象となります出荷・販売事業者につきましては、米穀の出荷、繰り返して戻つて恐縮です、販売を業とするすべての者が対象となるわけでございます。そういう意味では、酒造業者さんとか加工業者さん、そういった方は直ちにはこの出荷・販売業者というのには該当しないということでございます。

○牧野たかお君 後ほど米のトレーサビリティの法案について質問しますが、要は、この食糧法の改正の方の業者とトレーサビリティ法の対象業者というのは違つたわけですね。そういうふうな理解すればいいわけですね。

○政府参考人(町田勝弘君) そのとおりでございます。

米トレサ法につきましては、米穀事業者ということで、米穀等の販売、輸入、加工、製造、提供まで入れた事業を行う者ということでございませう。一方、食糧法におきましては、主要食糧の出荷、販売、輸入、加工、製造を行う者ということでございませう。その違いでございませうが、米穀等の提供事業者、外食事業者さん等でございますが、こういった方は対象から除外されているということでございます。

○牧野たかお君 分かりました。

それで、食糧法の改正案では、事業者の遵守すべき事項として、主食用以外に用途を限定された米穀については、用途以外に使用、販売してはならないとしております。加工原材料なら加工原材料、飼料用なら飼料用にしか使ったり販売してはいけないということの意味していると思いたす。それが、その基準を遵守しない場合に農林水産大臣が業務の改善を勧告することになっていて書いてあります。

それでは、その基準の遵守がなされているかどうかというののどのようにして知るんでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 御指摘いただきま

した、遵守事項が守られているかどうかをチェックするということが最も重要であるというふうに考えております。この点につきましては、米の出荷・販売業者に対して報告徴求等を広く掛けした上で、疑義のあるところ、また内部告発や疑義情報の提供があったところ等につきまして迅速に抜き打ち検査を実施するといったようなことで、効率的かつ実効ある監視を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○牧野たかお君 先ほど山田委員がいろいろお米の流通の複雑さについて御指摘されましたけれども、昨年の事故米の不正流通の問題という事案は、端緒が要するに投書とか内部告発だったわけですね。

ちよつとつがった言い方をしますと、昨年の事故米の不正流通も内部告発がなかったら多分恐ら

く分からなかつたんじゃないかと私は感じているんですけれども、要はそのような内部告発がなければチェックできないようなシステムだったら、これはなかなか法律を変えても余り効果がないような気がするんですけれども、そこら辺は、今度の食糧法の一部改正というのは、先ほどあつものに懲りてなますを吹くというお話がありましたけれども、どういふ点で、要するに具体的実効性の部分で、以前と、何というんでしよう、違って、これからあつた不正流通を内部告発以外でももうとにかく防げるんだというところの違いはどこにあるのか、教えていただきたいと思いたす。

○政府参考人(町田勝弘君) 先ほど遵守事項の

チェックの仕方を申し上げましたが、これは同様に米穀を含めて流通規制を行っているJAS法、これも同様のやり方でやっているわけでございます。JAS法のいろいろと今、原産地表示等の、偽装表示等の問題ありますが、その端緒となりましては食品表示一〇番、こういったものに寄せられているそういういわゆる情報でございます。私も、やっぱりこういう情報は確度も高いということもありませんので、先ほど申しましたように、迅速に抜き打ちで検査をするといったことをやっているわけでございます。

このほかの方法といたしましては、出荷・販売業者につきましてでございますが、私も巡回調査というのをやっております。農協、農業生産法人、卸売業者、小売店、スーパー、こういったところの巡回調査をやりました、そういった情報、ラベル等もあります、そういった情報はどうなんだろうかといたつたようなこと。また、特にJAS法等でもそうですが、他機関との連携、情報提供をやっております。地域の保健所、警察、自治体、こういったところから、また協議会もつくりまして、情報を密にしたいということでございます。

米トレーサビリティ法におけます取引記録もこれを義務付けられますので、こういった情報も使つて把握に努めてまいりたい、監視に努めてま

いりたいというふうには思っているところでございませう。

○牧野たかお君 大臣に伺いたいんですが、ちよつと就任以来、本当にいろんな不祥事が相次いで、

いろんな場面で謝罪する会見を開かれていらつして、私も見ていて切ないなと思つておりませうけれども、結局、この今回の食糧法の一部改正についても、後ほど申し上げますトレーサビリティ法についても、昨年の事故米の不正流通が大きなきっかけになつたと思いたすけれども、それで、昨年ときには農政事務所のチェック機能が働いていないというのが事実上発覚したわけでありませうけれども、そしてまた今、それとは直接関係はないといえれば関係がないですけれども、体質の問題でいけば、やみ専従の疑惑が今挙がっておりますよね。それで、大臣が設置されました改革チームでは農政事務所の原則廃止の緊急提言を行つていらつしやいます。

そういう状態の中で、この食糧法の改正だつたり、トレーサビリティの法案出されて、今これ審議しているわけですが、ちよつと心配なのは、どがどうか、どがだれがでもいいんです、どがどうな方法でそのチェックをしていくのかというの、特に農政事務所の原則廃止を打ち出しているものだから、一体どうなるのかなというの、恐らく私も含めて、また農業関係、またお米を扱っている業者の関係も多分いろいろ心配をされているんじゃないかと思いたすけれども、その細部についてはこれから詰めていかれるわけでありませうけれども、どのようなことを今お考えになつていらつしやいますか。

○国務大臣(石破茂君) これは委員おつしやいましたように、どうするかというの、八月末に組織の定員要求を行いますので、それまでに議論して決めたいと、時間的に言えばそういうお話になります。

私は、とにかく流通監視の業務と売買の業務が一つになつておつたらどうにもならないねということなので、これは切り離すということについて

はどなたも御異論がないのだろうと。売買の部分と流通監視の部分は切り離しますということはつきりいたしております。

先ほど来ずつと局長も答弁をいたしておりますが、表示規制とかそういう場合に、立入検査、そういうもののノウハウを食品Gメンなどが持つておるわけでございます。これと一体的に流通監視を行うことができる体制、これを整備をいたしたいと思つております。

ですから、どういう名前になるか、どういふような人を置くかというところは別といたしまして、地方に流通を監視をする、そういうような部門というものは、どういう組織でどういう人員でということとは分かりませんが、そのノウハウというのはきちんと伝承生かしていきたく、それは極めて大事なことだというふうには思つております。

ですから、世の中によく御懸念がありますように、農政事務所のチェック機能が働かない、働かなかつたじやないのと、ましてやこれを廃止したらどうにもならないでしょうということについては、そうではございませんとお答えに相なります。

もうとにかく去年の問題は、その売買と流通監視みたいなものが一緒になつていてということもありましたし、本省と出先の関係が全く連携が取れていないということもありました。それより何より以前に意識がないということもありましたので、去年の反省を踏まえながら、私どもとして、この新しい法律、もし御可決をいたしたく、成立させていたたくとするならば、その実行にふさわしい体制を整えたいと思つておるわけでございます。

○牧野たかお君 これからそういった体制を考えていられるわけでしょうけれども、十分、今大臣おつしやつたみたい、法律の目的の実現のために本当に現実にどう対応されていくかということが一番大事だと思いたすので、そこは慎重な御検討をまたよろしく願ひたいと思いたす。

それで、罰則についてお伺いしたいと思いますけれども、まずここに、食糧法の今度一部改正の法案の中には二つの罰則がありますけれども、一つは、調査、立入りを拒否した場合の罰則を今度強化すると。以前三十万円以下の罰金だったと思えますけれども、それが今度は六か月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に変えたわけですね。もう一つは強化したというのはJAS法とか、そういう類似した法律の罰則に合わせてこういう措置をとったわけでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 先般の事故米問題の際には、御指摘いただきましたとおり、立入検査等を拒否する業者が相次いだということで、事故米の流通ルートの解明に支障を来したところでございます。現在の現行の罰則改正案前でございますが、三十万円以下の罰金では十分な抑止力にはなっていないということが明らかになったところでございます。

このため、本法律案では、違反行為の社会的影響が大きいと思われる他の立法例、具体的には金融商取引法、国民年金法、検疫法、農薬取締法といったものも参考にしながら、立入検査等の実効性を高める観点から、これらを拒否した者に対しては、お話しいただきましたとおり、六月以下の懲役刑を導入するとともに罰金額についても五十万円以下に引き上げたところでございます。

○牧野たかお君 それで、昨年の委員会で私質問したんですが、不正流通のときに立入り拒否をしたまま、まあ拒否をされていた業者の件数とか出ておったときに質問をしたんですが、まずちょっと、通告するのを忘れましたけれども、あの時点で、要は立入り拒否を、ほかの業者に迷惑が掛かるからという理由で拒否されたそういう業者がいたんですが、あれは結局、この前の法律の三十万円以下の罰金の対象になったんですか、要はそのまま不問にしちゃったんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 立入検査、この事故米流通ルートの解明ということについては、どこ

で終わりということではなく、十月末の中間的な総括報告後も何度もやっているわけでございますが、この立入検査について、例えば告発等をして罰等を科せられたかといったことにつきましても、そういうことははないということで、事実関係は、秋のままといいますよ、そういう状況でございます。

○牧野たかお君 そうすると、実態的に昨年の不正流通でも三十万円以下の罰金の規定であっても告発等はしないというところ、そのとき私がこういう場合どうするんだと言ったのが、要はほかの業者に迷惑が掛かるからというんで拒否しているという業者がちゃんとした資料に載っていないんですが、そういう理由でみんな拒否して、要は告発しないというところ、今回こういうふうには強化した理由は、要はそういうのを防ぐという目的で強化したんでしょうから、この法律が改正されたら、これは厳正に対応されるんでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 今後、仮に米穀につきまして消費者の健康保護等を図るために流通ルートの解明が必要となった場合に、単に取引先に迷惑は掛けたくないといったような理由で立入検査等への協力を拒否するような行為は認められるものではないというふうにご考えております。今般、罰則も強化するところでございます。こうしたケースにつきましては、国としては検発をするなど厳正に対処するといったことを検討していく考えでございます。

付言いたしますと、実際に処罰がされるかどうかといったことにつきましては、最終的には立入検査を拒否したこと等による影響の大きさなどを考慮して、司法において判断されることになると思っております。私どもとしては厳正な対応をしております。

○牧野たかお君 これは難しいところだと思えますけれども、抑止法といえれば抑止法なものですから、とにかく、次から次へ告発するのが目的じゃないんでしようけれども、ただ全然だれも告発し

なくて終わっちゃうと、そうすると、罰則というのをつくっても、どうせこれは形上だけのものだけれども一回も立件されることがないやという話になれば、多分だれも守らなくなってしまうと思えますので、そこは厳正な対応をしていただきたいというふうにご思います。

じゃ、トレーサビリティの方にちよつと移りますけど、さつきもお話いろいろ出ていましたけど、これも、食糧法の一部改正とともに、米穀の安全性の確保や適正な流通を維持するための法案であるというふうにご理解しております。昨年の事故米の不正流通のときには、その記録がなくてそのルートもたどるのは本当に苦労されたというのが私たちにも分かりました。そういう意味で、いろんな御意見もあると思いますが、作ること自体は意義は私には非常にあると思っております。それで、ただ、先ほどからいろいろの御意見や質問が出たように、かなりトレーサビリティの記録を実際に業者段階でやってもらうのはかなり大変なことというのは、さつきからのいろんな皆さんの御意見や質問を聞いていて思いました。

それで、産地情報、最終的な産地情報なんですけれども、小売段階で、お米屋さんで一般の人が買った場合、先ほど高橋委員もブレンドの話が出ていましたけれども、関西なんかだとブレンド米が何か多いらしいですが、そういう場合の産地情報というのはどういう扱いになるんでしょうか。

○政府参考人(町田勝弘君) 複数の産地の米穀がブレンドされている場合につきましてでございますが、重量の割合が多い順に表示することを基本といたしまして、関係者の意見も踏まえながら実行可能な表記方法について検討していくこととしております。

○牧野たかお君 それで、譲受けと譲渡しの各段階で記録が残されるわけですが、これは各段階によって、私は、何というんだらう、お米が流通していくときに、貯蔵しているような業者の段階もあれば、すぐさま使っちゃう業者の段階もあるかと思うんですけど、これは全部一律的

に同じ保存期間を義務付けるわけですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 記録の保存期間でございますが、物によっていろいろなものがございますので、一律に何年と何か月といったことではなく、実態に合わせて検討していきたいというふうにご思っております。

この点につきましても、消費・賞味期限というものがございますので、その実態、関係者の意見なども伺いつつ、原則としてはしかし必要かつ十分な一定の期間ということについては確保したいという方向で検討しているところでございます。

○牧野たかお君 ちよつと抽象的分からないんですが、そうすると、具体的に何年、普通の流通段階での記録保存というのは一年とか二年とか三年とか、そういうふうにご決めないんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 具体的な数字を申し上げないで大変失礼いたしました。

記録の保存期間、他法の例を見ますと、食品衛生法のガイドラインでは一年から三年というふうになっております。また、諸外国の例、EUでございますが、原則五年でございます。こういったことも参考にしながら、きちつとした具体的な期間を定めていくという考えでございます。

○牧野たかお君 それと、これは流通段階でも業者の扱う量というのは全然違うんじゃないかと思うんですけど、これも別に量に制限なく、例えば一トン扱う業者も十トン扱う業者も百トン扱う業者もやっぱり同じ扱いで、みんなそこに対象となるわけですね。

○政府参考人(町田勝弘君) このトレーサビリティにつきましては、生産してそこから出荷され消費者に提供されるまで、間がどこか抜けてしまいませんとこれはトレーサビリティになりませんので、規模の大小にかかわらず、米穀の業者にしましては記録を義務付けていくということでございます。

ただ、例えばスナックですとかそういうところで飲食をする、お酒を提供する、そういう形態ではそのサービスのやり方は千差万別でございます。

ます。スナックで少しあらねなどおつまみを少量提供することになった場合ですべてその産地情報の伝達を義務付けることが必要かどうか、こういったことにつきましても具体的な実情に即して検討を進めていきたいと考えておりますが、原則は規模にかかわらず記録し保存していただくということでございます。

○牧野たかお君 先ほども出ていたと思うんですけども、もちろんこのトレーサビリティの、要は流通の記録を残すということは大事だと思うんですけども、今局長がおっしゃったので例が出ましたけれども、最終的な口に入れる段階になる外食産業だと、それは多分チェーン店みたいな大きな、具体的な名前出しちゃうといけないかもしれないから、大手のいろんなチェーン店、外食産業のファストフードとかファミレスとかありますけれども、そういうところなら何とか私是对応できると思うんですけども、町の食堂とか普通のレストランとかいうところまでこのお米はどこのお米ですと、こういうのを一般のお客さんに果たして示さなきゃいけないのかなというのは、ちょっと私は大変だなと。要は、お店も大変だけれども、またそれを掌握するのも大変だなと思うんですけども、その点はどういうふうに考えているんですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 米穀事業者、特に外食事業者の方などが一般消費者に産地を伝達する方法でございますが、御指摘をいただきましたようなインターネット上の掲示に加えて、メニューへ記載する、あるいは外食のお店の見やすい場所に掲示してもらうといったようなことを含めて幅広い手法を認めるという方向で検討していかうかと考えています。事業者にとって過度な負担とならないように配慮しながら具体的な伝達方法を検討し、成案を得てまいりたいと考えております。

○牧野たかお君 何となく分かるような分からないような、結局具体的に言うとうんことを考えていらつしやるのかよく分からないんです。例えば、その張り紙に、うちの店で使用しているお米は国産ですとか、そういうことでもいいわけですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 今、本当に積極的に表示していただく方も多いわけでございますが、ボードに本日の例えばお米は千葉県産ですとか、この野菜は〇〇県産というふうに書いていただいておられます。お客様が来て見て分かるような、情報として伝わるような、そういった方法を幅広く認めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○牧野たかお君 何となく分かるような分からないような、結局具体的に言うとうんことを考えていらつしやるのかよく分からないんです。例

え、その張り紙に、うちの店で使用しているお米は国産ですとか、そういうことでもいいわけですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 今、本当に積極的に表示していただく方も多いわけでございますが、ボードに本日の例えばお米は千葉県産ですとか、この野菜は〇〇県産というふうに書いていただいておられます。お客様が来て見て分かるような、情報として伝わるような、そういった方法を幅広く認めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○牧野たかお君 まだ最終的に詰まっています段階じゃないものですか、余り今言ってもしょうがないので、希望で言うと、余りそういう末端の飲食店、とりわけ個人でやっているようなところに負担にならないように、ぐらいいいところでどめてもらいたいというふうに思います。

それじゃ、米粉関連の質問をします。まず、ちょっとこれ私だけかもしれませんが、こちらに来て農水委員会に所属させていた、うちの方の党の部会等も出させていた、いろいろんな農水省の資料をもらったり、またパンフレットを外で見たりするんですけど、今度の新しく出た法律というのは米穀の用途への利用の促進に関する法律ですのでこれは別にいいんです、実は、農水省の方の先にもらった資料も「米粉・エサ米法」と書いてあるものから。

実は私、前から思っているんですけど、人間が食べる米粉とえさ米という、飼料米というのが同じ欄で書かれていると、これどうも私は違和感がある、もちろん水田をフル活用するための新用途をいろいろ考えるというのはそれは大事なことだと思っております、もうちょっと米粉と飼料米を分けて扱った方が私はいよいよ気がするんですけど、特に、米粉をこれから普及させていくというときに、何となくやっぱ家畜が食べる米と人間が食べる米粉と同じところに書いてあると、何か米粉自体のイメージが余りいいイメージじゃ

ないというか、何となく安っぽいイメージに私は感じてしまっている、これ大臣に聞いていいかどうか分かりませんが、いかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) ここはそれぞれの方によって受ける感じは違うだろうなと思っております。ただ、PRの仕方はいろいろ考えていきたい、やはり水田フル活用というのは、山田委員にもお答えをしましたが、そういう意義を持つてやるわけでございますし、自給率を上げるという意味からも極めて重要な意味を持つていえると思っております。政策的な重要性という意味でいけば、米粉であろうとえさ米であろうとそれは一緒なもので、ただ、受けるイメージとして、米粉の方のイメージを落とすという点では私どもよく考えていきたいと思っております。

そしてまた、えさ米にしても、何というんですか、こめ育ち豚という豚がいるんだそうでありまして、これは非常に消費者の評価が高いのも味もよろしいと、食感もよろしいと、香りもよろしいみたいなことで、やっぱえさ米はえさ米で、それに付加価値を付ける形であってPRをしたい。そして、米粉は米粉で、何というんです、ファッショナブルというのかしら、そういう華やか感みたいなものも出してコマリシャルをしていきたいなというふうに思っております。

共に需要が拡大をするということが極めて肝要だと思っております、よくよく配慮をしてまいりたい、このように思っております。

○牧野たかお君 それはまたよく御検討なさつて、私が思っていることがちょっと変わっているのか、そういうふうに思っている方の方が一般的に多いのか、そこら辺御検討した上で決めていただきたいと思っております。

それで、米粉のことなんです、先ほどからお話が出ておりましたけれども、この間、視察に行かせていただいて、特にパン屋さんの社長さんの話がなかなか印象に残ったんですが、要は、米粉は価格が大体小麦の二倍以上するわけですが、

それとは別に、非常に手間が掛かると、パンを作るのに。野村政務官も一緒に行かれたのでお聞きになったと思えますけれども、要は、普通に小麦と同じように米粉でパンを作ろうとすると、手の温度が温かくて、結局パンがへこんじゃうというので、できたときに、前の日に冷蔵庫に入れておいて、二十度ぐらいでこねてそのパンの原料を作らないと、結局うまくできないというふうにおっしゃっていただきましたけれども、それだけやっぱ、恐らく作る方、製造する方とすると、パンとかめんどとか、恐らくそれだけ苦労がおりじやないかと思えます。

それで、今回の法律の要はメリットを見ましたけれども、結局、製造者の方のデメリットが今申し上げたみたいに価格と手間なんです、それを超えるメリットがないとなかなか、今度作る側とすると、わざわざそんなもの作ってもメリットがないということになってしまおうと思っております。今回の中に入っているのは、設備の特別償却とか融資だとか、設備投資の二分の一補助というのがありますけれども、またちょっとこれだとなかなか、作る側の人からすると、業者からするとなかなか飛び付くまではいかぬなというふうな感じが、補助、支援で十分だというふうな当局側の方は思っております。

○政府参考人(町田勝弘君) 米粉の普及に当たりましては、生産されたものが確実に流通、消費されること、これが重要でございます。こうしたことから、米粉用米の生産者に対する支援のほか、御指摘のとおり、米粉また米粉パンの製造事業者に対して必要な支援を実施することが大変重要だというふうに考えております。

このため、二十一年度当初予算におきまして、米粉用米の生産者と米粉や米粉パンの製造事業者などが連携して取り組むことを前提に、米粉や米粉パンの製造施設等の整備に對して助成を行う、また低利融資を行うといったこととしております。また、こうした製造施設等取得した場合

の税制上の特例として、取得価格の三〇%の特例償却でございます。米粉につきましては、現在、大企業を含めて大変関心を持って、川上、川下を持ってやっていただいております。特に、スーパー、コンビニ等でございます。こういった税制につきましても、企業の規模を問わず適用になるということでございます。

私ども、どうしても米粉につきましては小麦粉に對抗するということが、低コストで生産してできるだけ同じような価格でやるということなので、生産者への助成がその分、手厚くなっているということに結果としてはなっているかもしれないのでございますが、この助成なり融資、また税制等を使って米粉の利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○牧野たかお君 それで、米の政策の中で、これは大臣に伺いたいんですけども、先ほども御答弁されて、米粉に対する取組というか、米粉をどう考えているかというのは御答弁されたんですけども、確かに食料自給率五〇%を目指す中でいうと、農水省が出している資料によれば、今の一万トン未満の米粉を五十万トン、五十倍にしたいというのが書いてあるんですけど、今の米粉を作るという、米粉のための米を作るというのは、結局、転作と同じ扱いです。要は、転作の中の小麦、大豆とか、そういうものと同じように、米粉を作る米を作れば、栽培すれば、同じように、先ほど五万五千円、今度補正で二万五千円を検討するという、上乗せを、そういう中の対象になつていて、要は、思うのは、一石二鳥といえ一石二鳥、水田を荒らさないで生産調整も、本来の主食用の米の生産調整もできるし、また自給率の向上になるわけでございますけれども、ただ、何となく私思うんですけども、本当に一石二鳥で両方ができるのかな、本当に米粉を五十万トン需要を増やすというならば、私はもうちょっと、何となくいうんでしょう、米粉の普及のための特別扱いのいうか、それだけに主眼とした私は政策で独立させた方がいいんじゃないかという気がいたして

おります。

それと、いろんなお考えがあるんですけども、転作の対象とするというのと何となく、何かあくまでも転作の方が重きを置かれるような気がして、要は本当に米粉を主食と、それも主食に準ずるぐらいの米の、要は新しい需要として考えていくというまでには、そういうふうな受け取れないという感じが取れないわけですが、ちょっと言い方がちょっとと下手で申し訳ないですけども。

要は、先ほどと同じお答えになってしまおうのかもしれないんですけども、米政策の中で米粉を本当にこれからどういうふうな扱っていくかというふうにお考えになっていくんでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) これは、実はずっと昔からある議論なんです。私が今から何年前でしよう、もう二十年近く前から、自民党で畜産対策委員長なんかをやっていたときも、耕畜連携というお話がありました。要するに、これだけ自給率が低いのは、大体えさを外国から入れておるからなのであると、どうやって自給飼料を高めしていくかということなんだけれども、えさを作る農家と実際に畜産農家との連携をどうするかみたいな議論をしていたときも、えさ米という話がありました。

そして、多収穫米を使つたらどうだという話もあつたんですけど、委員の先ほどの御質問の中にもあつたように、どうしても日本人の中に、米は文化である、あるいは宗教であるとは申しませんが、そういう神聖なるものみたいなところがあつて、米をえさ米に使うということについてのやっぱりちゅうちょみたいなものがあつたんだろうと思つて。そういうしているうちに、非常に米の生産装置である水田自体が荒れてきつたつた、そして生産農家も高齢化してきつたつた、コストも掛かるようになってきた。

さすればどうなるかという、やはりもう一度このえさ米というものに焦点を当てて議論をしてみるべきなのではないだろうか。委員おっしゃる

ように、これをえさに使うことはどうなのかねという心理的な抵抗感もあるかもしれないけど、それよりも、この水田をどうやってきちんと活用するかということに重点を置いて考えるべきなんじゃないだろうかということだと私は思つていまして。

私の鳥取県でもそうなのですが、本当に中山間地において水田が荒れてきつた、もう作る人だれもない、後継ぎもない、そこはもう同時に、イノシシが出るだのシカが出るだのと、そういうことにもなつてきているわけですよ。そういう中であつて飼料米を作るといふのは、それなりの意味を持つんじゃないかと私は思つていまして。委員が御指摘になつたように、一石二鳥にも三鳥にもなる。それぞれの効果というものを、なぜこれが効果を持つのかということと、ちゃんと周知をせしめるということが大事なんじゃないでしょうか。

私は特に、米飯給食を週に五日ということが我が党でも考えているわけですよ、今四日ですけど。じゃ、幾ら何でも五日というわけにもなるまい、給食調理員さんでも大変なんだしと、だとすれば、パンなんだけれども米粉パンみたいなことなんでしょう。

ですから、私は、委員がまさしく御指摘になつたように、一石何鳥にもなり得るものだ。それがなぜできなかったか、それをこれから先どのよう克服していくのかというのは、本当に一種の国民運動ではないかというふうに思つております。

水田フル活用というのは、そういう意味で大変な意味を持つものでありますので、委員の御指摘を踏まえた上で、また私どもとして政策の誤りなきを期してまいりたいと、このように考える次第でございます。

○牧野たかお君 最後の質問をさせていただきます。ちよども、中学生の皆さんかな、いらつしやいましたけれども、先ほど来から米粉の普及には

学校給食がいいという話が出ておりますけれども、私もそう思います。

ただ、学校給食だけだと、私は需要はどこかで頭打ちで、それ以上伸びないと。やっぱり米粉を本当に国民の皆さんに使ってもらう、食べてもらうためにはもっと大々的なPRも必要だし、それと、さつきちょっと申し上げましたけれども、やっぱりイメージとして米粉の良さとか、おいしさだったりまた健康面でのプラス面だったり、そういったことを本当に大々的にやらないと、私は幾らこういう法律作ってもなかなか現実的には効果が出てこないと思います。

ですので、一番は、とにかく日本人がとにかくお子さんからお年寄りまでみんなが食べれば別にこんなにお米のことで苦勞する話はないわけですので、私は、やっぱり食べてもらうための努力、PRを、今までの方法だけじゃなくともっと工夫をしていただいて、少しでも消費が拡大するように頑張つていただきたいと思います。最後に大臣の御決意をお伺いいたします。

○国務大臣(石破茂君) 我が国というのはある意味で有り難い国で、世界では今九億人が飢餓ないしは栄養不良にある。何を食べたらいいんだというの、米を食べましようか、パンを食べましようか、パスタを食べましようかとかいうぜいたくな話ではなくて、何を食べれば命が長らえるかということに困っている人たちが世界には九億人います。そういう中であつて、お願いです、食べてくださいというのは、かなり世界の中でも異例の部類だと思っておりますよ。

大河原委員にもお答えをしたことでありますけれども、強制はできません。強制はできませんが、これがどれだけいいものであるかということ、そして世界の中でそういう状況であり、一日に二万四千人が餓死をしておつて五秒に一人子供が餓死している状態の中であつて、我が国が自給力を高めていくということは、次の時代に対する責任でもあるし、同時に世界に対する責任でもあるんじゃないですかと、それがこの米粉なんですよ

という。米粉のパンおいしいなということも大事ですが、同時に、これがどういう意味を持つものなのかということも、それは学校教育の場においてもきちんと教えていただくということは大事なことなんだろうと私は思っております。

そしてまた、今どきお百姓さんの歌なんてはやらぬらしくて、農林水産省で聞いてもだれも知らないという話なんです。実際にお米を食べる子供たちが、あるいは米粉を食べる子供たちが、この米ってどのだれが作ってくれたんだろうというところ、やはりそこにおいて消費と生産の意識の共有というのが大事なんだろうと私は思っております。

ですから、この米粉の位置付けというものは教育の場においてもきちんと語られるべきだと思いますし、さればこそこの運動を定着させていく必要性があるのではないかと、私は委員の御質問を聞きながらそのように思ったこととさせていただきます。

○牧野たかお君 終わります。

○風間昶君 公明党の風間で。

中学生の方々が聞いていらつしやるので、通告していませんけれども、今日そして昨日、この二日間御飯を何ぜん食べたか、大臣、副大臣、政務官にそれぞれ伺いたいというふうに思います。

○委員長(平野達男君) 答えられる方から順次お願いいたします。

○副大臣(近藤基彦君) 昨日はお昼抜きでしたので五ぜん、すべて米を食べましたので五ぜんですね、はい。

○国務大臣(石破茂君) 昨日も、ごめんなさい、私、朝抜きだったものでございませうから、昼、夜、今朝、合わせて六ぜんだと、先ほど計算してそういうことに相なりました。

○大臣政務官(野村哲郎君) 私も御飯でございませうので、すべて御飯を食べております。それに芋を少々、流動食をいただきました。

○風間昶君 ありがとうございます。

まさにお米を含めた日本の食料自給率、このつかさどっている農水省の政府高官がどれだけ食べているかということがまた大きな関心、国民の皆さんにとつて関心、笛だけ吹いて踊れと言う人もいますから、そういう意味では是非お米を取っていただきたいというふうに思います。

そこで、去年の九月に事故米の事例が起こって、もうこれで相当な日数がたつて、そのための再発防止、あるいは万々が起こった場合の対処について、今農水省は国民の皆さん方の注視の中でいろいろな機会を通じてやっつけいらつしやること、そのことは非常に大事なことでございますけれども、問題はやはり、私は農水省の方すべてが悪いとは言いませんが、十分なやっつけり検査を行われないでしまったこと、そしてまたトレーサビリティという概念、あるいはその実行が欠如していたこと、あるいは業者の方々の言わば法を守るというか遵守、コンプライアンスの意識のなさ等々が非常に複雑にミックスになってあれだけ大きな問題になったというふうに思います。

そういう意味では、そのようなことを考えると、今回のこのお米の移動が把握できるいわゆる米トレーサビリティ法というのは、一〇〇％十分ではないが時宜になつたものだということに私は思うわけであります。しかし、どんなものでも、制度をつくらなければならないのではなくて、どうやって実行させていくのかということが午前中からの議論であつたんだろうなというふうに思います。結局、制度をつくらせて運用していく側、使う側がどういう意識とまた実行を行っていくかが極めて大事なポイントになるというふうに思います。

そういう意味で、大臣が農水省改革をやらざるを得ないような状況になつたということは、一見残念なことだけれども、これはくぐつていかなきゃならない組織の一つの大きな課題だということに思います。

そういう意味で、今回のやみ専従の問題で資料が改ざんされたことについては極めてゆゆしき事

態で、農水省もこのところ謝罪ばかりの記者会見が多いんですけども、どつちにしても十日に第三者委員会を立ち上げたというふうに聞いておりますけれども、じゃ、委員会はだれでも立ち上げられるわけでありまして、どういうふうにこれを、いつまでこのやみ専従の問題について一定の結論を出していくのか、そのめどをどこに置いていくのか、まずお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これは委員おっしゃるとおりで、七月中旬を目途に取りまとめたということをやっております。もちろん、最初に結論、結論というか、その日にちありきでそれに間に合わせるように作るという話じゃございませんが、やっつけり目標を明確にしませんと作業にめり張りも出ませんので、七月中旬ということにいたしました。

この第三者委員会というのは、もちろん第三者委員会をつくるまでも農水省の中でずっと調査をやつてきたわけでございますが、やはり客観性、それから公正性、そして厳格性、この三つを担保するために、弁護士の方を指揮監督する会計士の先生方が農水省のチームを指揮監督する、そういうような構成にいたしました。七月の中旬までに何とか結論といえますか取りまとめができませんように、私どもとしても先生方と一緒に、とにかく徹底的な事実解明したい。

とにかく、このやみ専従なぞというものは、直接的には職務専念義務違反ですし、もつと言え憲法第十五条の国民全体の奉仕者であるということに正面から挑戦するものである、私はそのように考えておりますので、いかなる困難があろうとも七月中旬までには調査結果の取りまとめをいたしたいと、このように考えております。

○風間昶君 そういう意味では、昨年の十一月二十五日に農水省の職員の方々の意識改革についてアンケート調査がなされました。そのときに、九割の職員の方が自分自身の意識の改革が必要だというふうな御返事をされて、そして八割の人が意識を変えただけじゃなくて改革が必要だというふう

うにアンケートにお答えになつたわけですね。そして、今般、また三月四日から十一日に職員の方々の意識調査のアンケートで、回答率は六四％。つまり、事故米の問題が起つてから、国民の皆さん方から信頼される農水省にしていこうという、その最重要事項として改革に取り組んでいる方々の回答率が六四％ですから、まあ十人のうち六人。じゃ、あと四人、四人まで行かないんですけど、三六％の職員の方々が回答していないわけですね。これ、どうということなのか。要するに、忙しくて回答できていないのか、あるいは、うがった見方をすれば、要するに全く関心がないのか、無反応ということか。

これは単純に考えると、三六％ですから三人に一人は回答していないということは、これ極めて重要なことではないかと私は思います。十人いたら三人が先生からの質問に答えてないということになるわけでありまして、こういう状況の中で、省改革を、一生懸命重要性を大臣がおっしゃっていることで、それにフィットした形になつていないんじゃないかと私は思いますから、いまま一度農水省の中できちつと省内に徹底する必要があるんじゃないかというふうには私は思います、いかがですか、大臣。

○国務大臣(石破茂君) おっしゃるとおりでございます。つまり、しよせん人ごとだと思つていられるんです。自分たち関係ないもんと思つていられるわけですね。あれは一部の職員がやつていられることで自分関係ないと、あるいは改革ができていけるが、今日が明日になり、明日があさつていけるが、それでいいと思つている人がいるからこんなことになるのだと私は思つております。

このアンケートに答える人が六割強しかないということについては一体これはどういうことだということとございまして、今度は全職員に直接送付をする電子メール、そういうものを使って省改革のいろいろな情報というものを発信をしたいというふう

に思つております。

また、そのことよって勤務評定をするとは申しませんが、やはり答えられない人はなぜ答えられないことをやっぱりきちんと把握をする必要があるらうと。一緒に省改革に取組もうというときに、私は意見すらありませんというふうであれば、一緒に取り組む気持ちがないというふうに思いますので、そのことは私はちゃんと掌握をしたいと思います。

もう一つは、私いつも言っているのですけれども、我々はサービス業であって、我々が出す政策はすべて商品であって、生産者であれ流通に携わられる方であれ消費者であれ、すべてお客様なのだ。その方々に自分たちが今日どれだけ仕事をしたか、その方々にどれだけ喜んでもらえたかということを実感しないとこの省の意味はないということをおし上げておまして、いろいろな通報等々ございしますが、私はこの消費者の方々、広い意味での消費者の方々、お客様、この声にきちんとこたえるという意識を全省員が持つべきである、そうでなければ改革なんかできない、このように思います。

○風間昶君 すごく今日は聴取者が多いから大臣は非常に張り切って御答弁されている感じがしますが、いつもそうだと私は思っています。どっちにしても、国がいろんな決まり、規制を強化して、国民の皆さん方にこの食べ物安心です、安全ですというふうに言ったところで、本当に安心につながるかどうかは別問題だというふうには私は思います。そういう中で、要するに国民の方々は見ているんだと思います。こつこつ安全、安心、消費者に対しての安全、安心を確保していくために役所がやっているということを見ていくんだというふうに思いますから、そういう意味で、是非安心していただけるような取組が目に見える形でスピーディーにやっていたいただきたいことを心からお願いをします。

そこで、トレーサビリティについては、食品の流通ルートは極めて多様化して、なおかつ生産者、事業者、加工業者、小売販売業者、消費

者、この流れの中で、流通にかかわる改革がやっぱりやらないと、これどの部分でも同じなんです、食品に限らず、農産物に限らず、どの部分でも同じですが、ここが物すごく大事な点で、そういう意味では、だからトレーサビリティというのには、トレーサビリティがそのまま即安心、安全ではないんです。問題が起こったときにどうなっているのかというこの追跡だけですからあるんですが、どっちにしても安全、安心につながる第一歩だという観点でいくと、この今回の米トレーサビリティ法は時宜を得たというふうに私は思っています。

そこで、午前中高橋さんも大河原さんも質問されていますけれども、衆議院で修正協議の後、修正案にもなっておりますように、他の食品にもトレーサビリティがきちつと導入をしていく、義務付けをしていくことが私も必要だと思えますし、大臣は先ほどそのような方向にしていくなされたいと思います。

それで、できない、米以外にできないことも議論に、先ほど大臣は食品流通の零細性という言葉の一つ挙げていました。課題は一体何なのか。たくさんあると思うんですけども、食品流通の零細性だけでは私はないと思っておりますが、どのようにその課題に対して検討を進めていくかというふうな基本的な考え方、ちよつと教えていただければ有り難いと思います。

○国務大臣(石破茂君) 一つは、零細性と多段階性なんでしょうと思っております。つまり、それが消費者の向こうに供されるまでに小さな業者さんが幾つか流通の中に入っていると、やはり、事務負担が物すごく重くなるということと同時に、自分たちはちゃんとやっていたんだけれども前の人がちゃんとやっていたいなかったという場合にどういう責任の取り方になってくるんだろうかと、その構成をどうするのかということがありまして、私も外国の流通制度を全部知悉しているわけではございませんが、やはり零細性と同時に多段階性とい

うことは一つあるらうと思えます。〔委員長退席、理事郡司彰君着席〕それからもう一つは、加工食品という形を取ることが多いのですが、外国からいろんなものが入ってまいります。そのときに、供給の安定を図ろうとするかどうかというその仕入先が、あるときはA国、あるときはB国、あるときはC国みたいなことでしょっちゅう変わってしまふ。それは常に消費者にちゃんとしたものを提供しようと思ふとそういうことにならざるを得ないのだ。そうすると、それを本場に適切な情報を表示し得るに足る、トレースし得るに足る、その情報が手に入るのかどうか、そしてそれをしょっちゅう変える手間をどう考えるかということもあるかと

思っております。さてすれば、国内産と外国産みたいな、かなりアウトカムもいれませんが、そういうような情報の提供だけではないのかどうか、その辺が消費者の安全というものを確保するためにどうすればいいのかという一つの命題と、もう一つは、多段階、そしてまた零細が多いものの事務負担をどうやって軽減をするか、この両立ということに時間が掛かるのだから、時間が掛かるからやらなくてもいいということじゃなくて、できるものは何ですかというものから順次順次やっていくということ。これは肝要なことではないかと省内では議論をしておるところでございます。

○風間昶君 平成十五年でしたか、あのBSE問題に端を発して食品のトレーサビリティシステム導入をしていくために、十六年だったでしょうが、ガイドラインを出しました。食品トレーサビリティガイドラインというのがある。いろいろ、ですから青果物だとか鶏卵だとか豚肉だとかあるわけですよ、ガイドラインは、トレーサビリティガイドラインというのがあるんですが。

今度、そのトレーサビリティガイドラインはある意味では努力義務を課しているんですけども、この米トレーサビリティ法は記録の義務付けとペナルティーを課しているわけでありまし

て、そうすると、今後トレーサビリティ導入を促進していくために何らかの手を予算上も含めて打たなきゃならないのかなというふうには私は思っておりますが、このことについては今農水省ではどのように考えていらっしゃるのか、教えてもらいたいと思います。

○政府参考人(竹谷廣之君) お答え申し上げます。今委員御指摘のように、トレーサビリティに関しましては、平成十五、六年ごろから各先進的な取組を行っている業界でガイドライン作りというものを取り組んでいただいたわけでございます。その段階におきましては、トレーサビリティというのをやや少し先進的なものというか、少し高いレベルで、生産履歴や何かも取り込んだ形のものというイメージが強く、そういった取組を中心に取り組んだわけですが、モデル的にはうまくいくんですけれども、なかなか広がりがしていかないという問題がございました。

〔理事郡司彰君退席、委員長着席〕他方、平成十五年に食品衛生法が改正になりまして、十六年の四月から適用になったんですが、食品事業者一般について、自分の原材料がどこから入ってきたのか、そして製品をどこへ出すのかという、いわゆる入出庫の記録という非常にベーシックな記録の作成、保存の努力義務が食品事業者には課せられたわけでございます。ただ、これは努力義務でございますから、これまたやはり普及促進ということが重要になっていって、むしろ水準としてはそんなに高くないんですけども、広がりというものを期待して今普及などを図ってきているところでございます。

そうした中で、農林水産省といたしましては、食品事業者の方々になるべく広くこういう入出庫の記録の作成、保存をしていただけるようにマニュアル作りというものを昨年度からかなり進めてきてまして、もうすぐ完成いたしますが、一つは、マニュアルというものを作って、日常の事業活動の中からどうやってそういうデータを簡単に

取得できるような仕組みを構築して、日々の事業活動の中からどうやってそういうデータを簡単に

取り出せるのかという、日常に密着した取組の方向性を出していきたいと思つているのが一点でございます。

それともう一つは、委員御指摘がありましたように、そういうのも踏まえながら、もう少しある品目、ある業態というものに着目しまして、その業界の実態に合わせた形で、どうしたらもっと実践的に取組めるんだらうかということの取組を、実践的にやっていたらどうかということで、二十一年度の予算にこの実証事業の予算を二千万円を手当てをさせていただいてるところでございます。先ほどのマニュアル、またその品目、業態に対応した実証事業といったものによりましてこの取組を進めて、中小事業者とか零細な方、あるいは農業者の方々も含めてこのトレーサビリティが取り組める環境づくりというものを進めていきたい。これと併せて、今回の御指摘を踏まえた検討も深めていきたいというふうに考えている次第でございます。

○風間昶君 一方、米の方では、これも平成十五年から国が、財団法人全国米穀協会を事業主体としてトレーサビリティシステムのデータベースを作っていた。ただ活用して、卸売と出荷の流れをやっていた。だいたいと思っています。これ十五年からですからもう六年に入るとありますけれども、これもたしか食品衛生法の観点から進めたいんだと思うんですけれども、米穀協会に相当お米屋さんとか精米業者さんが加入していると思うんですけれども、インターネットを使って集中管理、ネットワーク管理をライストレーセンタという名前の下でやっているわけでありませうけれども。

これは、要するに先行した民間のある意味では取組なんですね。それに後追いするように今回、国が米トレーサビリティ法を実施していくということ、何が違うのかという、きつと生産者のところから業者の方に行くまでの間は今の米穀協会がやっているのではありませんか、その生産者のところから、スタートからこの米トレーサビリティが把握できるようなことになるんだらう

と思ひます。

そうすると、この民間の取組をどう評価して、それつぶしちやいな話なんで、どう生かしていくかということが大事になってくると思ひますけど、そこはどう考えていけばいいですか。

○政府参考人(町田勝弘君) 本法案におけますトレーサビリティは、御指摘をいただきましたように、米穀を取り扱う生産者の段階から広範囲の事業者に対しまして、仕入れ、販売に関する記録を義務付けまして、米穀等について問題が生じた場合にそれぞれの米穀事業者の記録をたどること、迅速かつ的確に流通ルートの解明を図ろうというものでございます。

他方、御指摘の財団法人全国米穀協会が運営いたします米トレーサビリティシステムでございます。導入の背景は、御指摘をいただいたとおり、BSEの発生等、こういうふうなものを踏まえて、消費者に食品の履歴に関する情報を積極的に提供しようというものでございます。食品を追求、遡及するという基本的な機能に加えまして、生産履歴等の情報を消費者に開示するITを活用したトレーサビリティシステムでございます。より高次なものというふうに理解しております。こうしたトレーサビリティシステムにつきましては、食品を安心して食べたいという消費者の関心にこたえようとする点で評価できるといふふうに考えております。

本システムの参加者が増えること、また、こうしたシステムに各事業者が積極的に取り組むというところを私も期待しているところでございませう。

○風間昶君 単純に言う、そうすると、今の民間システムはシステムとしてやっていた。ただながら、この法を動かしていくという理解でいいですか。

○政府参考人(町田勝弘君) そのように考えているところでございます。

○風間昶君 そこで、今度は業者の方のコンプライアンス向上の問題が、これはやっぱりどんなに

法律作つても、稼ぐためには悪の手段を使うというところが出てくるわけでありませうからあれですが、食品の信頼確保・向上対策推進本部というのを、これも三年前ですけれども省の中につくつて、そして去年の三月には業界の皆さん方は自主的に行動計画を作つて下さいよというふうな指導して、そしてそのための五つの原則、基本原則を作られたわけですね、信頼性向上自主行動計画策定の働きかけと。

そんな中で、実際にこの自主行動計画を米の流通業界の団体が作っているのかどうか。作っているとするならば、どんなところでどういうふうにしているのか、聞きたいと思ひますが。

○政府参考人(町田勝弘君) 御指摘をいただきましたとおり、この米穀の不正規流通を防止するという観点からは、今般提出しております法案はもちろんでございますが、米穀事業者自身が適切な業務執行体制を整備してコンプライアンス意識の向上を図るといふことが何よりも重要だといふふうに考えているところでございます。

米流通業界団体におけます信頼性向上自主行動計画についての取組状況でございますが、当省が働きかけをいたしました団体すべて、十一団体でございませうが、ここにおきまして本計画を策定しているところでございませう。

また、米流通業界におきましては、傘下組合員向けのコンプライアンス実践ガイドブックの作成やコンプライアンス研修会の実施、食品業界の信頼向上セミナー、これ私どもが主催しておりますが、への参加への呼びかけなど、コンプライアンス意識の向上に向けた取組を行っているところでございませう。

○風間昶君 十一団体が計画を作っていた。今やっているとありますが、じゃそのセミナー等をやつた結果がどういう形になって出てくるかはこれちょっとまだ分からないですが、効果が出てくればいいと思つておりますが、効果が出るようにやっていたらいいと思つておるんで

けど、実際に目ぼしい効果が出たというのがあれば教えてもらいたい。

○政府参考人(町田勝弘君) 先ほど申し上げましたが、業界としてこの実践ガイドブックを作ったということも一つの効果かというふうな思つております。こうした取組につきまして私も一定の評価をしているわけですが、業界団体だけではなく、傘下の企業、そういったところに更にこのコンプライアンス徹底に取り組んでいただくということが必要だといふふうに思つております。

個別事業者におけます企業行動規範の策定、こういったことにつきまして指導なり支援を行つてまいりたいと思つております。

○風間昶君 そこで、この法律が施行されるのは公布の日から一年半と、消費者に直接この産地情報伝達されるのは二年半くらい掛かるだらうというふうな、比較的長い期間を設定してあります。その間、ですから政省令で相当細かなところまで周知徹底を図るための作業をしなければならぬということも考えているんだと思ひますが、具体的に、そうはいっても、政省令が遅くなればなるほどまた周知が遅くなる。なおかつ、受け止めた側は、またころころ変わる農政かというふうなやゆされないうふうにするためにも、できるだけ早く提示する必要があるといふふうに思ひます。

ですから、細かな点の政省令のめどは、先ほど大臣は、この政省令ではないけれども、夏ぐらいでしたかね、あれはやみ専従の話でしたか、そうだね。この政省令のめど、それがどのぐらいを考えているのか。それが早ければ早いほど提示ができるわけですが、事業者には是非そこをちよつと教えてください。

○国務大臣(石破茂君) 政省令のめどにつきましては夏ということを考えております。夏も初夏から晩夏までございませうので幅はございませうが、できるだけ急いでお示ししたいといふふうに考えておるわけでございます。

委員おっしゃいますとおり、法律が成立し施行

されるまでの間、これができるだけ短縮をしたいというふうにも思っておるわけでございませぬ。初めてトレーサビリティをやってく、だいたいというのを義務付ける、義務付けるわけで、罰則も掛かるわけでございませぬから、そんなこと知りませぬでしよと言われても困るんでありまして、周知徹底をしましょうと。また、記録のための体制整備にもある程度の時間は掛かるんだらうというふうにも思っておりまして、トレーサビリティにつきましては施行日を法律公布の日から一年六か月以内の政令で定める日ということにしておるわけでございませぬ。

また、産地情報の伝達についてはどうなんだろうということになりますと、トレーサビリティが事業者において確実に行われなければいけない、そして包装資材の切替の準備も必要だということでもございまして、これも二年六か月以内の政令で定める日というふうにしておるわけでございませぬ。

そこは、もう定める日ということでもございませぬから、二年六か月以内あるいは一年六か月以内でどれだけ短縮できるかということについてはよく意を用いてやっていきたい、この法律の目指すところというものが一日も早く実現できるようにしたい、そしてまた現場の混乱も回避したいと、このように思っているところでございませぬ。

○風間昶君 おっしゃるとおりだと思います。生産者、出荷業者、中間流通業者、加工業者、小売販売店、それぞれに対して制度の趣旨をお話しした上で、記録の出入り、言わば内部トレーサビリティと言いますか、入荷と出荷の対応というか引き合わせという、この作業が極めてかぎになる、うまくいくかいかないか。

そのためには、だから政省令でどこまで詰めれるかという話になると思うんですけど、恐らく、実際に動き出すとなると、いや、この製品は対象になるんでしょかだとか、あるいは伝達、その表示義務がある業者に私たち入れるんだらうとか、業者側からの相談がまた出てくる可能性も私

はあるのではないかとこのツウウエーのことがあって、周知徹底を図りながらこのツウウエーのやり取りをしていくためには、私は省内に、省内にあるいは各地方から分りませんが、相談窓口、あるいは窓口でなくてもきちっと担当の方がいないうことスミーズにいかないと思っておりますので、そこ一つお願いです。

もう一つは、実際に記録を作るとなると、書式がそれぞれ違ってくるまたこれ厄介で、もうそれでなくても消費税導入になった場合の帳簿のあれが大変なことになると同じことになりはしないかというふうにも思いますから、そうなる、できるだけ中小事業者の方々の記録簿なりなんなり事務的コスト、これがまた掛からないようにしないと、さつき牧野さんか山田さんとおっしゃったように、何のためのあれなのかということになりますから、その配慮もやっぱり二点目に必要じゃないかというふうにも思いますので、そのことについて今の基本的な考え方を教えていただきたいと思っております。

○政府参考人(町田勝弘君) 二点御指摘をいただきました。まず一点目でございますが、このトレーサビリティに取り組んでいただく事業者の方々に対して、制度の趣旨、内容を十分理解していただくとともに、実施上の様々な疑問にきめ細かく答えていくことが重要であると、私も御指摘のとおりだと思っております。

このため、本省や地方農政局などの関係出先機関に事業者からの相談や問い合わせに対応できる窓口を設置したいというふうにも、検討してまいりたいというふうにも考えているところでございませぬ。

また、事業者にとつて過度な負担にならないようということにつきましては、問題が生じたときにやはり流通ルートの遡及や追跡を行うと、これはもう必要なことでもございませぬ。そういった必要な最小限の事項として、取引をした物資の名称、数量、年月日、相手方、搬入搬出の場所、こ

ういった基本的な事項を記録をしていただくということでもございませぬ。

また、記録の方法につきましても、伝票類の保存だけではなくて、帳簿等による記録また電磁的方法、いろんな方法を幅広く認めてまいりたいというところでございませぬ。

本法によりますトレーサビリティが事業者の方に過度な負担にならないよう、そういった点は十分配慮し、制度の実効も上げてまいりたいというふうにも考えております。

○風間昶君 分かりました。あと、これまた省改革につながる話になるかもしれないんですが、食糧法にかかわる米の販売、検査というのは地方の農政事務所がやっておりますよね。そういう意味では、お得意さんに対して検査も遠慮してしまうという構図であったのも問題だという指摘があります。そこで、この有識者会議では、今後の対応として米の流通、取引に関する検査体制の強化の一環の一つに食品表示Gメン、これは二十人ぐらいいらつしやるんでしょか、担当させるということも有識者会議の検討課題になっているようでもあります。省内ではこのことについては具体的に、この提示、提言に対してどう受け止めて、どうしようかとされているのかの考え方を伺いたいと思っております。

○政府参考人(町田勝弘君) 米トレーサビリティ法に基づきます諸般の記録の作成、保存等、この実効性の確保をしていくためには、効率的な検査、監視を行っていく、そういったシステムが大変大事だと思っております。有識者会議から御指摘をいただいているのは、そのとおりでございませぬ。

農林水産省といたしましては、現在検討しております農林水産省の抜本的な機構改革の中で、流通監視を適切に実施するという観点から、消費・安全部門における表示規制など、食品Gメンの方がされている部分でございませぬ。その他の分野における立入検査、ノウハウも生かしながら、これと一体的に流通監視を行うことのできる体制を整

備したいと考えております。

具体的な組織体制につきましては、検討を進めまして、八月末までの組織・定員要求時までに成案を得たいと考えておるところでございませぬ。

○風間昶君 分かりました。あとは、情報の収集ということでは、先ほどもずっと議論がありました内部告発がなかったらこうならなかったのかもしれないという指摘は当たっていると思っておりますが、どっちにしても、出てきた情報をどう一元的に管理するかということ極めて大事であります。

そういう意味では、今までは大臣官房のどこでやっていたのか、ちよつと分りませぬけれども、情報評価課というのがどうもあるようでもあります。情報評価課というのがあるようでもあります。御指摘をいただきましたとおり、国民の皆様から寄せられます様々な違法行為、不法行為などに関する情報が潜在的なリスクの発見の端緒となるということから、この三月末までに結論を得るといことが工程表に書かれていたところでございませぬ。

これを受けまして、職員一人一人が情報を受け付ける際の対応マニュアル、また受け付けた情報を一元的に管理する仕組みを整備いたしました。三月三十一日に開催されました第三回の省改革推進本部会合で了承を得た上で、四月から運用を開始しているところでございませぬ。これは情報の一元化ということでもございませぬ。

この仕組みにおきましては、食品表示一〇番など、マニュアル化、システム化が既になされている情報につきましては速やかに担当課に送付され、担当課において処理をするということでもございませぬ。

そういったことで、情報の一元化をしつつ、そういった監視等につきましては担当課が責任を持つてやっていくということでもございませぬ。

○風間起君 そうやって聞くと、今まで一元的に情報を集めていなかっただんだと、どこかここかで要するに情報が分断されていたということなんでしょうね。まあ、がたいが大きい省だからそういうことはあり得る話ですが、ここはきちつとやっぱりやらないと、何のために、幾らいい制度をつくっても情報が分断されては意味がないというふうに思いますので。

問題は、それは情報を集めるのはいいんです、しかも一元的に管理するのはいいんです。その情報に基づいて、今度、検査あるいは立入りということを行わなきゃならないわけでありまして。そうして初めて安全であるのかどうかということの確認もできるわけでありまして、そういう意味では、第九条の勧告、命令とか、第十条の立入りとか検査は、どこの機関がどういう組織、人員でやるのかということについては、もちろん本省と都道府県とそれぞれの地域との関係があると思えますが、今現在の段階で詳しいこと言えないなんてそんな逃げないで、今考えていることを言いたくない。

○政府参考人(町田勝弘君) 現在、機構改革を検討しているところですが、はつきりいたしておられるのは、私も今担当しております米の売買関連業務と切り離して、食品安全部門における表示規制など、他の分野における立入検査、ノウハウも生かしながら一体的に流通監視を行うことができる体制を整備するというところで、業務と監視を分けるといったことは、こういった体制にしたいというふうな考えているところでございます。

また、本法案、トレーサビリティ法案、食糧法案、そうでございますが、大変対象とされる事業者が相当多数に上るわけでございます。また、その活動範囲も県内に限られるといった地域密着型の事業者も少なくないと考えられるといったことを踏まえまして、法律案におきまして、都道府県も政令の定めるところにより権限行使ができるように措置するというふうにしていくところでござ

ざいます。

都道府県との役割分担、これにつきましても、これまででも全国知事会と相談を重ねてきているところでございますが、今後、各都道府県にも丁寧な説明を行っていく考えでございます。

夏までに、繰り返しになりますが、きちつとした組織なり人員、そういったことをお示しできるような、更に検討を進め、成案を得てまいりたいと考えております。

○風間起君 時間がないですから、先ほど大臣は、この公布の日から一年半、消費者へ伝達されるのは二年半だが、これより短くしていく必要があるというお話をされました。

元々、この事故米の不正規流通問題が発端となっている以上は、一刻も早くこの体制整備をしていかなきゃならないということだと思えますので、衆議院任期満了まであと三か月しかない、衆議院の任期満了まであと、もうちよつとある。そのぐらゐをめぐりに考えていいのかどうか、大臣に一言伺って終わりたいと思えます。

○国務大臣(石破茂君) 政省令のお示し、それはできません。ですから、私どもの、ここは参議院でございまして、私どもの任期満了は九月十日と承知をいたしておるわけでございます、それまでにはもちろん示せるということでございます。

一年六か月あるいは二年六か月というのは、その後世の中どうなるかは私どもには知る由もございませんが、いずれにいたしましても、今この法案を提出しております農林水産大臣として、二年六か月、一年六か月の間、できるだけ縮めていくということ、それはだれが大臣になろうともそれはきちんとしていかねばならぬことだといふふうに考えておるわけでございます。

○風間起君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。主要食糧法の、最初、一部改正の問題で質問をいたします。

この改正は、汚染米の不正規流通事件が大きな動機となつて、その改善のための改正ということ

です。米穀の出荷又は販売の事業を行う者が遵守すべき事項の規定を整備するとともに、立入検査の回避に対する罰則を強化するものなどというふうになつておるわけでございます。

それで、これは午前中からの質問の中で、何人かの方も同じような質問をされておりました。要するに、その中で規定していることがあるけれども、実際上の中身が示されていない。午前中のやり取りの中でも、政省令にこれは載せるといふことで、であれば、そういうものをちゃんと見なければ分らないのじゃなくて、そういうものがきちつと整つた上で本来出すべきじゃないかというところも出されていて、私もそうだというように思うわけですよ。

そういう点では、確認の意味ということになりますけれども、重なるところもあるわけですが、改めて、この中で言われている、条文の中で用途別の管理方法と規定されている中身、具体的な中身。それから、遵守すべき事項、どういう中身かということについて、まず二つお聞きしたいと思います。

○政府参考人(町田勝弘君) 委員御指摘は第七条の二、食糧法の新しい第七条の二でございます。米穀の用途別の管理の方法その他の米穀の出荷又は販売の事業を行う者が業務の方法に遵守すべき事項というのが条文でございます。

この具体的な遵守事項の内容でございますが、一つとして、用途が限定された米穀につきましては、その定められた用途以外に使用してはならないということ、二つ目といたしまして、他用途の米が混入しないよう区分保管すべきこと、三つ目といたしまして、定められた用途に使用されることとなるよう、販売に際して相手方の確認など適切な措置をとるべきことなどを定める予定でございます。

○紙智子君 事故米の不正規流通事件が起こったその原因の一つは、やはり必要のないミニマムアクセスを輸入して、在庫になつてたまつて、これを何とか処理しようとしたということがあつたわけ

です。それからもう一つは、米の流通の規制緩和が行われたと。

特に、これ二〇〇三年のときの主要食糧法の改正、まあ二〇〇四年から実施ということになつたわけですが、この結果、米の販売の登録制度から届出制度に変更した。だから届出さえすればだれでも米穀を出荷、販売することができるようになつた。その結果、様々な事業者が参入をして自由に米の売買を行うようになった。

それから、取扱量が月二十トン以下の販売業者については、これは届出義務がないわけですよ。届出なくてもいいということもできるようになつておるわけですよ。それで、そういう中でいわゆるパーカンパニーのような怪しい業者についても参入できるような余地をつくつてしまつた。

ですから、農水省も実際にこの法改正をもつて実質的に国がそれまで責任を持つて管理していたその管理を放棄したということにもなつたというふうな思ふわけですよ。そういう中で、実態がつかめないということの中で事件が発生したし、そして解明しようと思つてもなかなか複雑でよく分からないということにもなつたわけですよ。

いわゆるこうしたやつぱり行き過ぎた規制緩和、これに対してどのような反省をされたのか。まあ原因と結果ということを言うのであれば、こういう届出制度の見直しが見直されるということが求められるのが当然じゃないかというように思ふわけですよ。米の流通システムの検討委員会の中でも検討項目に入つていたというふうな思ふわけですよ、その点について大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) 規制緩和が行き過ぎたのだと、これに反省をすべきである、こういうふうな御意見をおっしゃる方もあつたわけでございます。あるいは届出制度というのはよろしくないものであつて、登録制度に戻すべきではないかというふうな御意見もある、それもそれなりにこう説得力のあるお話だとは思ふんです。

ただ、先ほど我が党の山田委員とも議論させていただいたところでございますが、それでは食糧法の時代にきちんとできていたかといえは、やみ米みたいなものが出て、そのときにもいろいろな問題は起こっていったわけで、やはり私は民間の自由な流通というものは最大限尊重していかねばならないであろう。さはさりながら、何をやってほしいという話じゃございませんので、トレーサビリティでありますとかそういうもので流通経路をきちんと確保したい、トレーサビリティが守りたいというふうなふうに思っているわけですし、その実効性をきちんと担保をしたいというふうな思っておるわけでございます。

どのようなやり方にしても、それは悪いことをしようと思う人は出てくるわけでありまして、それがどれだけ民間の自由な流通というものを、そしてまた消費者の多様な選択というものを尊重するかというところは、私は今日においても重要なことではないかというふうな考えておる次第でございます。

あるいは委員が今御指摘になりましたように、二十トン以上の事業者しか把握ができないと、届出制ではそうであるが、二十トン以下に規模要件を引き下げるべきではないかというふうな御指摘もございました。

確かに、より多くの出荷・販売事業者を捕捉すべきだという御認識はそのとおりでございますが、ただ、この規模要件につきましては、旧食糧法におきます登録出荷業者、この数量要件が二十トン以上であったということ踏まえて引き続き二十トン以上としておることでございます。

なお、十九年度末におきまして八万四千、それぐらいの業者さんを把握しておるわけでございます。緊急時対応という観点から下げるといことは必要がないのではないかとというふうには現在思っておりますでございます。

届出がない業者さんもそれはあるわけでございますが、迅速に、何というんでしょうか、抜き打

ち検査というものを適宜行うということが必要でございます。これは内部告発があったらば迅速に行うということもそうですし、内部告発がなくても疑義のあるところには検査を実施するということになるわけでございます。届出がない業者さんにつきましても、きちんとした実効ある監視は行っていく、そのような体制を整えたいと思っております。

○紙智子 私は、法を改正すると、もっと良くしなきゃいけないというのはそれはいいと思えますけれども、やっぱり根本的な本質的な反省がなかったら本当の意味での当たった対策にならないというふうな思っております。

それ、去年の段階で、大臣は、十月でしたけれども、この問題をめぐってはどんなふうにおっしゃっていただけたかという、売買事業の実態を把握しているかということに自分自身が重い責任を感じては議論しなくちゃいけないというふうな答えを返していただけたらいいな、これについては議論しなくちゃいけないことを当時おっしゃっていただけたけれども、今の答弁になるとそういうことが全く抜け落ちてしまっていて、それで別問題はないという、大きな問題はないという、問題なのは悪いことをやる業者が出たことが問題というふうになってしまっているんじゃないかと思っております。

やっぱり農水省がちゃんと把握し切れていないという、そのところをどう強化しなきゃならないかということだし、そのことについてどうなんですか、その当時言われていたことがどうしてこういうふうに変わっているのかということをお聞きしたいんです。

○政府参考人(町田勝弘君) 検討の経過の事務的な話でございますので、私から……

○紙智子 事務的な話じゃないですよ。

○政府参考人(町田勝弘君) 事実関係のお話をさせていただきます。

ら説明をさせていただければと思います。紙議員からも冒頭御指摘いただいたんでございますが、このトレーサビリティシステムにつきましては、米の流通システム検討会で検討を重ねたところでございます。当初、届出制がいいのか登録制がいいのかという議論もあつたんですが、種々議論いただいた後、やはり過度な規制というものは避けるべきではないか、その中で実効性が上がるような方策を考えるべきだということでございまして。

今回につきましては、規模の要件を求めず、遵守事項も掛けますし、取引の記録もしていただくというところでございます。これで私も実効性を上げていきたいと考えております。

○委員長(平野達男君) 大臣、補足でございます。どちらにしても、そういうよろしくからぬ業者というものがそういうことができないようにその監視の体制をきちんと整えるということが必要だと思っております。届出であるが登録制であろうが悪いことをしようと思えるのでありまして、そういう者をきちんと監視をし、そしてまた仮にそういうことが行われた場合には摘発をするという体制を整えるというふうなシフト、重きを置いておる、そういうことだと御理解をいただきたいと存じます。

○紙智子 やはり把握できない状態のままではあるんが起ったことについて、結局そこをきちととやどうやって打開しなきゃいけないかということを出さなきゃいけないのに、実際には届出のままの人たちが今も手を付けられないままいることになっていて、これは、無届の二十トン以下の米の販売業者の存在について、今回の法改正でやるつもりはないという話だったわけですが、手を付けていないわけですね。でも、このままにしていたら、やっぱり何らかの意図を持った業者がいて悪用されるおそれというのはなくならないですよ。米の全体の流通の中の二〇%が届出のない業者によって販売されているわけですよ。その部分者が常にあるわけですね。そこに意図を持った業者が入ったときには、これまた同じようなこと繰り返すことになると思いませんか。

ですから、私はこれを、二十トンというのは、これ省令事項ですよ。だから、いろんなところの省庁またがなくてもいいわけで、大臣の決断があればこの取扱いの数量引下げさせることができる。例えば最低一トンまで下げるとか、そういったことができるはずだと思いませんか。ほとんどの米の販売業者をこれやっぱり届出業者にしてちゃんと把握できるようにしておかないと、出口のところ規制すればいいというふうな言われども、実際にはどういふものたちが動いているのかということが分からない中ではチェックのしようがないというところがあるわけですから、是非そこは大臣御判断をいただきたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) なぜ二十トンかということにつきましては先ほど答弁を申し上げたとおりであります。繰り返すことはいたしません。

米の取扱い規模にかかわらずどのようにして把握をするかということなんです。農協あるいは小売、卸売業者、スーパー、農業生産法人、巡回調査をやりましょうと。その次は精米業者、販売業者、製造業者、そういうようなものの情報をきちんと把握をする、これはラベルによるものでございます。

さらには、事業者の従業員から内部情報が提供された場合、これは通報みたいなことになりまして、これが三番目だろうと。あるいは地域の保健所、警察、地方自治体、自治体によりましては協議会を開催するところもございまして、そういうようなことによつて把握をしたいというふうな思っております。

ら、やっぱり何らかの意図を持った業者がいて悪用されるおそれというのはなくならないですよ。米の全体の流通の中の二〇%が届出のない業者によって販売されているわけですよ。その部分者が常にあるわけですね。そこに意図を持った業者が入ったときには、これまた同じようなこと繰り返すことになると思いませんか。

ですから、私はこれを、二十トンというのは、これ省令事項ですよ。だから、いろんなところの省庁またがなくてもいいわけで、大臣の決断があればこの取扱いの数量引下げさせることができる。例えば最低一トンまで下げるとか、そういったことができるはずだと思いませんか。ほとんどの米の販売業者をこれやっぱり届出業者にしてちゃんと把握できるようにしておかないと、出口のところ規制すればいいというふうな言われども、実際にはどういふものたちが動いているのかということが分からない中ではチェックのしようがないというところがあるわけですから、是非そこは大臣御判断をいただきたいと思っております。

○国務大臣(石破茂君) なぜ二十トンかということにつきましては先ほど答弁を申し上げたとおりであります。繰り返すことはいたしません。

米の取扱い規模にかかわらずどのようにして把握をするかということなんです。農協あるいは小売、卸売業者、スーパー、農業生産法人、巡回調査をやりましょうと。その次は精米業者、販売業者、製造業者、そういうようなものの情報をきちんと把握をする、これはラベルによるものでございます。

さらには、事業者の従業員から内部情報が提供された場合、これは通報みたいなことになりまして、これが三番目だろうと。あるいは地域の保健所、警察、地方自治体、自治体によりましては協議会を開催するところもございまして、そういうようなことによつて把握をしたいというふうな思っております。

さらには、事業者の従業員から内部情報が提供された場合、これは通報みたいなことになりまして、これが三番目だろうと。あるいは地域の保健所、警察、地方自治体、自治体によりましては協議会を開催するところもございまして、そういうようなことによつて把握をしたいというふうな思っております。

さらには、事業者の従業員から内部情報が提供された場合、これは通報みたいなことになりまして、これが三番目だろうと。あるいは地域の保健所、警察、地方自治体、自治体によりましては協議会を開催するところもございまして、そういうようなことによつて把握をしたいというふうな思っております。

さらには、事業者の従業員から内部情報が提供された場合、これは通報みたいなことになりまして、これが三番目だろうと。あるいは地域の保健所、警察、地方自治体、自治体によりましては協議会を開催するところもございまして、そういうようなことによつて把握をしたいというふうな思っております。

さらに、これに加えまして、トレス法によります取引記録を遡及、追跡することによりまして、取引先の事業者を順次把握するということが可能でございます。

したがいまして、食糧法で届出をしていない事業者におきましても遵守事項というものが守られるのだというふうな考えておりまして、今申し上げましたことを重層的に行うことによりまして相対に可能になるのではないかと私は思っております。

○紙智子君 今の答弁では全然納得できないです。やっぱり擦り抜けることができますよ。いろいろなこと今言いましたけれども、やっぱりそういう様々な業者が目を付けて、法の網をくぐってやるというところに対してきちっと手を打たなければ、なかなかやっぱりこれは止めることができないというふうな思っております。

それで、結局、今のところやるつもりがないというお答えなわけですけれども、私は結局そういう意味では、根本的なところはおいのまま周辺のところを変えようという話の範囲にとどまっておりますというふうな言わざるを得ません。

次に、トレスサビリティー法の問題です。それで、食の安全、安心の確保にとつて、今回、米にもこのトレスサビリティーを導入するということは賛成です。そして、米の産地表示を義務付けることも、国産米の信頼性の確保の上からいってもこれは望ましいことだというふうな思っているわけなんです。ただし、これもこの間、午前中を含めて議論があったわけですけれども、トレスサビリティーと産地表示の実施ということを含めていろいろ問題がある。

それで、まず、米は主食だけではなくて、米関連の食品というのは大変広範囲にあるわけなんです。もちろんかきそうだし、米菓もそうなわけです。そのほかにもあるわけですけれども、この対象範囲の問題として酒、それからみそ、しょうゆなども対象にすべきではないかというふうな思っております。事故米の不正規流通問題の有識者会議

の中でも、酒を対象にということは提言もされているわけなんです。

それで、お酒については財務省の所管ということなので、財務省にお聞きしたいと思えます。まず最初に、財務省の方にお聞きしたいと思えます。国税庁。

○政府参考人(西村善嗣君) お答え申し上げます。酒類につきましては、法律上、政令で指定をすることにによりまして対象品目に加えることができます。酒類を対象品目にするかどうかにつきましては、今後、社会通念上、米を主たる原材料とするほかの米加工品を所管する農林水産省とも相談をしながら検討をしてみたいと考えております。

○紙智子君 それじゃ、続いて、酒、みそ、しょうゆなども含めてもつと広げる対象ということ、先ほどの中でお酒については大臣も述べられたんですけれども、今の国税庁の話も受けながら、大臣としていかがでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) 酒につきましては午前中の答弁でも申し上げました。酒も対象にすべきであるというふうな私には考えております。その観点から、よく財務省、国税庁と協議をし、実効性を上げたい。私は、酒は入るのが当然とまで言い切っていないかどうか分かりませんが、入るべきだというふうな思っております。

○委員長(平野達男君) みそ、しょうゆ。みそ、しょうゆはどうかというところでございます。将来的にどうなるか、対象とするということになっていくのだからというふうな思っております。

○国務大臣(石破茂君) 委員長、失礼しました。みそ、しょうゆはどうかというところでございます。将来的にどうなるか、対象とするということになっていくのだからというふうな思っております。

○委員(菅野達男君) みそ、しょうゆ。みそ、しょうゆはどうかというところでございます。将来的にどうなるか、対象とするということになっていくのだからというふうな思っております。

○国務大臣(石破茂君) 委員長、失礼しました。みそ、しょうゆはどうかというところでございます。将来的にどうなるか、対象とするということになっていくのだからというふうな思っております。

主たる原材料とするもの、あられ、せんべい、おだんご、こういうことになるわけなんです。

次に、米を原材料としていることを商品の訴求ポイント、セールスポイントみたいなのですね、米粉パンというものを基本として現在検討を進めておるわけでございます。

みそ、しょうゆの場合にも、やはり米というのがかなり決め手になるということでは私は事実であるというふうな考えておるわけでございます。今四つジャンルを申し上げましたが、みそ、しょうゆも、そういうような観点から対象品目の範囲について私どもの中で検討していきたいというふうな思っております。

○紙智子君 それじゃ、米を含む食品、加工品についてもどこまで対象にするのかということが問われてくるわけですけれども、衆議院では、対象を米関係以外の飲食品にも広げることを今後検討するということの内容とする法案の修正が行われたわけなんです。消費者が極力やはり表示を求めているわけで、更に広げるべきだというふうな思っております。

そこで、まず、修正案を提出された提案者に修正の趣旨をお聞きしたいと思えます。

○衆議院議員(筒井信隆君) 修正案における飲食品の種類には何の限定もされておられません。したがって、当然のことながら、すべての飲食品品についてのトレスサビリティーを検討して、その義務化を広げていく、これがその修正案の中身でございます。

事故米の問題が直接の契機となつて米のトレスサビリティーがこの法案として出されました。しかし、食品の、食べ物の安心、安全を脅かす事件は事故米だけではなくたわけでございます。ウナギでもありましたし、牛肉でもありましたし、あるいはギョーザでもありましたし、やっぱりすべての飲食品品についてトレスサビリティーを義務付ける、これを早急に実現することが食の安全につながる不可欠なことだという趣旨でございます。

○紙智子君 この趣旨を受けて、農水大臣、これに対してどのように対応してやっていくでしょうか。

○国務大臣(石破茂君) ですから、方向性は全く一緒なんです。すべてをやりたいと、そつちの方へ向けて検討を進めていきたいということでございます。それを否定するものではなくございませぬ。

ただ、もう先ほどから何度も同じことを申し上げますが、中小企業者の負担をどうやって軽減をするかということ。もう一つは、これは日本の国だけでお話ではございませんので、これは国際規格と整合しなければいけません。午前中も議論がありました。国際規格との整合を外れて、これが貿易を阻害するものであるなどというような指摘を受けることがないようにすることも考えていかねばならないわけでございます。

そういうことは考えますが、駄目だ駄目だということ言うのではなくて、もうできるだけ広がっていくという方向性で努力をしたい、すべきだということ、私は、今の筒井議員からお話がございます。私、それと全く趣旨を異にするものとは思っておりません。

○紙智子君 では次に、米穀の出荷又は販売の事業を行おうとする者が、あらかじめ農林水産大臣に届出を行うことが義務付けられているわけですけれども、米穀事業者というのはどういうものを対象にするのか、具体的に示していただきたいと思えます。

○政府参考人(町田勝弘君) 米トレスサビリティー法の御質問でよろしいでございますか。はい、失礼いたしました。

本法律案におけます米穀事業者につきましては、第二条第二項におきまして「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者」と定義されているところでございます。

○紙智子君 トレスサビリティーの実施時期について、先ほども風間議員の方からのやり取りがありましたけれども、これは公布からの一年半後

と、それから産地表示について二年半という極めて長い期間が、非常に長いというのが見た実感なんですけれども、なぜこんなに掛かるのかというところについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(石破茂君) これは、先ほどもお答えしました周知徹底とかあるいは体制整備、それは、これをやりますよといつて、多くの業者さんがおられるわけですね。そしてまた、どういうような書式にするかということも含めましてある程度の期間は要することだと私は思っておりますわけでございます。ですから、急ぐということはそのとおりなんです。それから、それに向けた作業も加速をいたさせます。いたずらに安全係数を取って時間を長く見ておるわけではございません。

これ、本当に詰めた議論をしなきゃいけないのは、先ほどのみぞ、しょうゆなんかの話でもそうなんです。ございますけれども、それが訴求ポイントなのかどうかという、かなり、数字で表されるものじゃないものですか、それぞれの御負担あるいは業者さんの数あるいはそれらの規模、そういうことも勘案をしながら、しかし一番第一に考えなきゃいかぬのは消費者の安全なことということだと思っております。私どもとして、検討は加速をいたしますし、消費者の安全というものを最大の眼目としながら努力をしまいたい、そのためにある程度のお時間は必要なのでございまして、いたずらに時間を掛けて、ただやらとやるということが許されないことはよく承知をしておるところでございます。

○紙智子君 もう最後になりますけれども、そういうこの間の議論、いろんな業者の方や、様々な反対意見や抵抗などもあるということも聞いておりまして、その長い期間の中、先ほどできるだけ短くするという話がありましたけれども、その中で、やっぱり骨抜きにならないようにそのことはしっかりとやっていただきたいということを最後に申し上げまして、質問を終わります。

○委員長(平野達男君) 本日の質疑はこの程度に

とどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

第八部

農林水産委員会会議録第八号

平成二十一年四月十四日

【参議院】

平成二十一年四月二十三日印刷

平成二十一年四月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局